

平成28年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月1日(木)～12月19日(月)

(会期19日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 1日	木	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午前9時開会)</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑</li> <li>・即決議案採決</li> <li>・各委員会協議会</li> </ul>
12月 2日	金	休 会	
12月 3日	土	休 会	
12月 4日	日	休 会	
12月 5日	月	本 会 議	・一般質問
12月 6日	火	本 会 議	・一般質問
12月 7日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・質疑・各委員会付託</li> </ul>
12月 8日	木	休 会	
12月 9日	金	常任委員会	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	常任委員会	
12月13日	火	常任委員会	予備日
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	休 会	・討論通告〆切
12月16日	金	休 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午後1時開会)</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> </ul>

平成28年第4回西予市議会定例会会議録(第1号)

- |                          |              |                       |        |
|--------------------------|--------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日                 | 平成28年12月1日   | 明浜支所長                 | 道山升文   |
| 1. 招集の場所                 | 西予市議会議場      | 野村支所長                 | 尾下孝二   |
| 1. 開                     | 会 平成28年12月1日 | 城川支所長                 | 田村剛    |
|                          | 午前10時00分     | 三瓶支所長                 | 西本喜代人  |
| 1. 散                     | 会 平成28年12月1日 | 消防本部消防長               | 西川傳    |
|                          | 午前11時51分     | 総務課長                  | 宇都宮裕   |
| 1. 出席議員                  |              | 財政課長                  | 山岡薫彦   |
| 1番                       | 宇都宮 久見子      | 監査委員                  | 正司哲浩   |
| 2番                       | 信宮 徹也        | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |        |
| 3番                       | 宇都宮 俊文       | 事務局長                  | 浅野信也   |
| 4番                       | 加藤 美香        | 議事係長                  | 原井川英一  |
| 5番                       | 中村 一雅        | 1. 議事日程               | 別紙のとおり |
| 6番                       | 河野 清一        | 1. 会議に付した事件           | 別紙のとおり |
| 7番                       | 佐藤 恒夫        | 1. 会議の経過              | 別紙のとおり |
| 8番                       | 山本 英明        |                       |        |
| 9番                       | 竹崎 幸仁        |                       |        |
| 10番                      | 小玉 忠重        |                       |        |
| 11番                      | 源 正樹         |                       |        |
| 12番                      | 井関 陽一        |                       |        |
| 13番                      | 菊池 純一        |                       |        |
| 14番                      | 中村 敬治        |                       |        |
| 15番                      | 二宮 一朗        |                       |        |
| 16番                      | 兵頭 学         |                       |        |
| 17番                      | 小野 正昭        |                       |        |
| 18番                      | 宇都宮 明宏       |                       |        |
| 19番                      | 森川 一義        |                       |        |
| 20番                      | 藤井 朝廣        |                       |        |
| 21番                      | 酒井 宇之吉       |                       |        |
| 1. 欠席議員                  |              |                       |        |
|                          | なし           |                       |        |
| 1. 会議録署名議員               |              |                       |        |
| 11番                      | 源 正樹         |                       |        |
| 12番                      | 井関 陽一        |                       |        |
| 1. 地方自治法第121条により         |              |                       |        |
| 説明のため出席した者の職氏名           |              |                       |        |
| 市長                       | 管 家 一 夫      |                       |        |
| 副市長                      | 河 野 敏 雅      |                       |        |
| 教育長                      | 保 木 俊 司      |                       |        |
| 総務部長兼<br>企画財務部長<br>会計管理者 | 宗 正 弘        |                       |        |
| 公営企業部長                   | 山 口 正 人      |                       |        |
| 産業建設部長                   | 三 好 敏 也      |                       |        |
| 生活福祉部長                   | 二 宮 紀 夫      |                       |        |
| 生活福祉部長                   | 酒 井 信 也      |                       |        |
| 教育部長                     | 松 川 伸 二      |                       |        |

議 事 日 程

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名<br>(11番 源 正樹、12番 井関陽一)            |   |  |
| 2 | 会期の決定<br>(12月1日～12月19日 19日間)                 |   |  |
| 3 | 認定第 1号 平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            | 4 | 議案第135号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について     |
|   | 認定第 2号 平成27年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について         | 5 | 議案第136号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について                        |
|   | 認定第 3号 平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 6 | 議案第137号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について          |
|   | 認定第 4号 平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について   |   | 議案第138号 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について                           |
|   | 認定第 5号 平成27年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |   | 議案第139号 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について               |
|   | 認定第 6号 平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |   | 議案第140号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 認定第 7号 平成27年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        | 7 | 議案第141号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について              |
|   | 認定第 8号 平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    | 8 | 議案第142号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について                     |
|   | 認定第 9号 平成27年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |   | 議案第143号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について                            |
|   | 認定第 10号 平成27年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |   | 議案第144号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について                     |
|   | 認定第 11号 平成27年度西予市水道事業会計決算の認定について             |   | 議案第145号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について                           |
|   | 認定第 12号 平成27年度西予市病院事業会計決算の認定について             |   | 議案第146号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について                            |
|   | 認定第 13号 平成27年度西予市野村                          |   | 議案第147号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について                        |
|   |  |   | 議案第148号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について                           |

- 議案第 1 4 9 号 西予市物産会館の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 0 号 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 1 号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 2 号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 3 号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 4 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 5 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 6 号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 7 号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 8 号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 9 号 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 9 議案第 1 6 0 号 平成 2 8 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 0 議案第 1 6 1 号 平成 2 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 2 号 平成 2 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 3 号 平成 2 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 1 報告第 2 0 号 専決処分事項の報告について
- 追加 議案第 1 6 4 号 財産の無償貸付について
- 議案第 1 6 5 号 財産の無償貸付について

本日の会議に付した事件

- |   |            |   |  |
|---|------------|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |   |  |
| 2 | 会期の決定      |   |  |
| 3 | 認定第 1 号    | 平成 27 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            | 4 議案第 135 号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 認定第 2 号    | 平成 27 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について         | 5 議案第 136 号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について                      |
|   | 認定第 3 号    | 平成 27 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 6 議案第 137 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について        |
|   | 認定第 4 号    | 平成 27 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について   | 議案第 138 号 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について                           |
|   | 認定第 5 号    | 平成 27 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      | 議案第 139 号 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について               |
|   | 認定第 6 号    | 平成 27 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     | 議案第 140 号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 認定第 7 号    | 平成 27 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        | 7 議案第 141 号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について            |
|   | 認定第 8 号    | 平成 27 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    | 8 議案第 142 号 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について                   |
|   | 認定第 9 号    | 平成 27 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     | 議案第 143 号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について                            |
|   | 認定第 10 号   | 平成 27 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      | 議案第 144 号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について                     |
|   | 認定第 11 号   | 平成 27 年度西予市水道事業会計決算の認定について              | 議案第 145 号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について                           |
|   | 認定第 12 号   | 平成 27 年度西予市病院事業会計決算の認定について              | 議案第 146 号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について                            |
|   | 認定第 13 号   | 平成 27 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について      | 議案第 147 号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について                        |
|   |            |   | 議案第 148 号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について                           |
|   |            |   | 議案第 149 号 西予市物産会館の指定管理者の指定について                             |

- 議案第 1 5 0 号 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 1 号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 2 号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 3 号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 4 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 5 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 6 号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 7 号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 8 号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 5 9 号 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 9 議案第 1 6 0 号 平成 2 8 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 0 議案第 1 6 1 号 平成 2 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 2 号 平成 2 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 3 号 平成 2 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 1 報告第 2 0 号 専決処分事項の報告について
- 追加 議案第 1 6 4 号 財産の無償貸付について
- 議案第 1 6 5 号 財産の無償貸付について

開会 午前10時00分

○議長 おはようございます。

西予市議会では、本日より本会議並びに各委員会等でタブレット導入をし、運用することになりました。ふなれな点が多く、紙との併用となりますことをご理解願います。

それでは、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより平成28年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 改めましておはようございます。

平成28年西予市議会第4回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、伝統の乙亥大相撲が盛会のうちに終わり、いよいよ師走に入り、気ぜわしさを感じるころとなりました。議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところをご出席賜りまことにありがとうございます。

さて、西予市にとりまして最近明るいニュースが多く入ってまいりました。

まず、農業高校の甲子園と呼ばれる日本学校農業クラブ全国大会において野村高校3年三好智美さんが、目指せ酪農ガールと題した発表により全国一となる最優秀賞に輝きました。また、11月22日には、一般財団法人大日本蚕糸会主催の蚕糸功労者表彰式において、生糸として初めて伊予生糸が地理的表示保護制度の認証を受けたことなどが評価され、前西予市長の三好幹二氏が県内5人目となる蚕糸功績賞を受賞されました。さらに、11月23日には、平成28年度農林水産祭の村づくり部門において、明浜町の地域協同組合無茶々園が有機農業の先駆けとして完成度の高いビジネスモデルを確立したことや村づくりの模範活動が評価され、最高賞の天皇杯を受賞されました。受賞されました皆様のご功績に対しまして、心よりお祝い申し上げますとともに、西予市発展のためにさらなる活躍を期待するものであります。

一方、秋の叙勲では、地方自治功労として県議会議員を9期務められ、県議会議長などを歴任されました三瓶町の土居一豊氏が旭日中綬章を受章されました。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げますとともに、受章をお喜び申し上げます。

さて、ことしも1年の歳月を振り返る時期となりました。

気象面については、4月の熊本地震を初め8月から9月にかけてまして関東や北海道へ台風の上陸が相次ぎ、10月の阿蘇山噴火や鳥取県中部地震のほか、先月は福島県沖地震と相次いだ異常気象の影響により、日本各地に大きな被害をもたらしたし、自然災害の脅威を強く感じさせられた1年でありました。西予市におきましても、6月の梅雨前線豪雨により宇和町でため池が決壊する等農林業施設や市道への被害が発生し、明浜町宮野浦の国道378号線では大規模な土砂崩れによる通行止めにより市民生活に大きな影響が出ました。

一方、ことしは市政が大きく変わった節目の年にもなりました。私が皆様にご支援をいただき、三好市政を引き継いでから半年が過ぎ、今日を迎えておりますことに改めまして感謝とお礼を申し上げます。

昨年度策定いたしました第2次西予市総合計画をまちづくりの道しるべとして、暮らして安心が体感できるまちづくりを実現するため、人口減少対策や防災減災対策、四国ジオパークの推進、産業雇用創生、小規模多機能自治の推進などチャレンジ改革を主要な視点として新たなまちづくりに取り組んでいるところでございます。特に人口減少のスピードを緩めるため、子供子育て対策並びに移住定住及び空き家対策等近々の課題につきまして市政懇談会等を通じて市民の皆様のお声をお聞きしながら、あらゆる施策を検討し、早急に具体的事業を進めてまいり所存でありますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、厳しさを増す財政状況であります。有利な財源の確保を図りつつ、まちづくりの基盤となる社会資本整備を進めるため、現在衛生センター及び学校給食センターを整備しておりますが、学校給食センター建設工事におきましては今月中に完成する見込みとなっております。

さて、本定例会でございますが、条例改正6件、指定管理者の指定18件、補正予算4件など計30件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。なお、議案等の提案理由につきましては上程の際に説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といた

します。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、11番源正樹君、12番井関陽一君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から12月19日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、閉会中の継続審査となっております認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

西予市決算審査特別委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

西予市決算審査特別委員会委員長菊池純一君。

○菊池純一西予市決算審査特別委員長 西予市決算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件は、お手元に配付のとおり認定と決しました。その審査経過及び内容等についてご報告を申し上げます。

今回審査を行った平成27年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が429億4,51

5万4,000円、歳出が414億3,496万6,000円で、前年度に比べ歳入は5,856万4,000円増加し、歳出は3億7,927万4,000円減少しています。決算収支では、形式収支歳入歳出差額額が15億1,018万8,000円、実質収支が13億4,107万5,000円の黒字となっています。

一般会計の形式収支は12億590万3,000円、実質収支は10億4,784万4,000円の黒字であり、実質単年度収支においても8億2,683万1,000円の黒字となっています。

特別会計の形式収支は3億428万5,000円、実質収支は2億9,323万1,000円の黒字であり、実質単年度収支においても1億9,987万7,000円の黒字となっています。

財政指標等を細かく見ていくと、公債費負担比率が18.9%と依然高い水準で推移しているほか、経常収支比率も85.3%と徐々に財政の弾力性が失われてきつつあることが見てとれます。財政力指数も0.24と横ばいであり、厳しい状況にあることがわかります。

歳入に注目すると、一般会計では自主財源の構成比が9.7%減少したかわりに、依存財源の構成比は0.4%増となっています。これは、地方交付税が合併算定がえによる増加額の段階的減額により財源が厳しくなる中、さらに自主財源自体も弱体化しつつあることを示していると言えます。特別会計の歳入では、一般会計からの繰入金が増加の一途をたどっており、繰入金の縮減も求められているのが現状です。

一般会計歳出では、構成比における民生費の比率は24.6%であり、社会福祉費、児童福祉費などは増加の一途をたどっています。前述のとおり財政の弾力性がなくなっていく中、特別会計の歳出とともに計画的、効率的な事業の執行に努める必要があるように思われます。

西予市公営企業会計でも厳しい現状が浮き彫りになっています。西予市水道事業会計では、少子・高齢化による給水人口の減少に加え、節水型生活環境への取り組み定着などから給水収益は減少しており、施設老朽化、耐震化への対応から今後の経営状況は厳しくなるとされています。西予市民病院事業会計でも、西予市民病院が開院2年目を迎えたほか、野村病院が大規模改修工事を終

え、施設整備の充実が図られたものの、施設規模や医師数に応じた患者数の確保が厳しく、今後の業務実績、経営状況の推移について考えると厳しいものと言わざるを得ません。これは利用者の確保が緊急の課題となっている野村介護老人保健施設事業会計でも同じことが言えます。

以上の諸事情を踏まえ、当委員会では、10月24日、25日、26日の3日間にわたり、市理事者の出席を求め慎重に決算審査を行いました。その審査の概要を抜粋してご報告いたします。

まず、認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、産業建設分野30事務事業、総務分野32事務事業、厚生分野15事務事業の合わせて77事務事業について審査を行いました。

そのうち経済振興課所管分では、米博物館リノベーション事業のほか、かつばMATURI事業を初めとする各町での伝統行事への取り組みについての質疑がありました。米博物館については、文化財保護審議委員会と慎重審議の上今後の事業展開を図っていく旨説明と意見交換が行われたほか、各町での伝統行事への取り組みについては、集客力のあるお祭り、祭りイベントが宿泊を伴う滞在型観光につながるよう努力してほしいとの要請がありました。

財政課所管分では、マイナンバー制度普及促進事業の取り組みに対し、マイナンバーカードを取得したメリットが感じられるよう積極性のある取り組み方法を検討すべきとの指摘がありました。これに対しては、高齢者の方にもわかるようなメリットを提示できるよう、プロジェクトチームと検討し、普及率向上に努めたいとの答弁がありました。

環境衛生課所管分の可燃ごみ処理委託事業については、現在、宇和町、明浜町、三瓶町の燃やすごみを八幡浜市に焼却処分委託していますが、平成27年度より野村町、城川町の燃やすごみも同じく八幡浜市に委託することになります。5年、10年先を考えた場合、西予市自体が焼却場を持ったほうがコスト面で有利なのではとの質疑に対し、試算をしたところ、新規設置をするよりこのまま継続して委託したほうが経費的な負担が軽いとの答弁がありました。

また、特別会計分野では、9議案の審査を行いました。そのうち認定第10号「平成27年度西

予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、水道課より説明がありました。ここでは、委員より、簡易水道と上水道との統合計画に対し、国の助成に関する動向と今後の西予市の方針について質疑がありました。簡易水道に関しては、平成29年3月末までに上水道との統合を果たしていかなければ厚生労働省からの補助が打ち切られる見込みでございます。上水道へ統合するには十分な地元協議が調った後、県へ許可申請をする必要がありますが、簡易水道の統合によって料金が上がるといった負担も発生することから、現段階ではなかなか統合にこぎつけない状況であるため、今後は新たな財源を確保しつつ、既存施設を保持して給水体制を保ち、時間はかかるが段階を経て上水道への統合を図っていききたいとの答弁がありました。

ほかにも西予市公営企業会計分野では、3議案の審査を行いました。そのうち認定第12号「平成27年度西予市病院事業会計決算の認定について」は、西予市民病院事務局と野村病院事務局よりそれぞれ説明がありました。その中で、市民病院については、何年で黒字経営になる見通しかという質疑がありました。これについては、収益はふえているものの、建物自体、医療機器等の多額な減価償却費の費用計上が始まったことなどについて具体的な説明があり、すぐに黒字化へ移行するのは厳しい状況であるが、今後とも経営改善に向け取り組んでいきたいとの答弁がありました。そのほか看護師確保に関する処遇や募集のあり方、患者に対する接遇、路線バスとの連携による受診者増への取り組みなど多岐にわたり意見を交わしました。

その他各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、平成27年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。詳細については審査報告書のとおりですが、理事者におかれましては、審査の過程で指摘、要望いたしました事項に対し、新年度の予算編成において可能な限り対応するよう検討するとともに歳入決算で見受けられる不納欠損額や収入未済額の縮減に努め、歳出での不用額が生じている科目については、予算措置のあり方などを十分精査していただきたいと思っております。そして、引き続き限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、費用対効果の見きわめと健全財政の堅持に努められるよう要望いたします。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年12月1日、西予市決算審査特別委員会委員長菊池純一。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成27年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第13号までの12件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第135号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務課長。

○宇都宮総務課長 総務課長ではありますがけれども、選挙管理委員会書記長の立場で提案理由のご説明をさせていただいたらと思います。

議案第135号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、西予市議会議員及び西予市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を定めたものであります。今回、公職選挙法施行令の改正により消費税増税分を踏まえた単価改正が行われたことから、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに西予市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額について改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第136号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

西川消防長。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時28分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時28分)

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第136号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、明浜町及び城川町に設置しております救急出張所を24時間運用とするため体制整備に必要となる消防職員の定数を3名拡充し、69名とするものでございます。

過疎地域や離島における救急業務の空白地域を解消するため、地方分権改革に基づき本市が国に提案しておりました救急車の隊員編成の基準緩和が認められ、現在救急隊の編成基準を定めた消防法施行令の改正が前向きに進められております。本市では、救急隊の新たな編成基準にいち早く対応し、夜間救急業務の空白地域となっている明浜町及び城川町の救急出張所の体制を整備するため、消防職員の定数を拡充するとともに、新たに救急車に乗車できることとなる準救急隊員を養成して、市内全域の救急24時間運用を進め、市民の皆様の安心・安全を図るものでございます。よ

ろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 1点お聞きをします。

この問題につきましては、以前に私一般質問をいたしました。そのときに当時の消防長がまだ詳細についてはわかっていないのというような答弁だったと思います。質問の内容は、消防隊員、準隊員3名ふやされることはまことに結構なことだと思いますけれども、市民の命を預かる大切な任務でございますので、運転免許の種類はどういう種類ですかというお尋ねをしたと思います。

これはなぜそういう質問をしたかといいますと、定かではないんですけども、警察のパトカー乗務員、それから自衛隊の公用車の乗務員、これは公免、公安委員会以外の部内免許が要るんです。消防において救急隊員の免許はそこまで決められているのかどうか、またそういう要綱があるのかどうか、普通免許、公安委員会の免許で乗れるのかどうか、その辺のところをご答弁願ったらと思います。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 ただいまの小野議員のご質問でございますが、免許は普通免許で運転ができるようになっております。特別な資格は必要ありません。

○議長 17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 そういう規定ということであればやむを得ないんですけども、先ほど言いましたように一番大切な市民の命を預かる、また緊急を要する救急車の運転ですから、十分安全にも留意して、またさらなる訓練といいますか、運行に関する訓練をして、異論のないような体制で市民の安全に従事していただけたらと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第136号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第136号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在の宇和学校給食センターは、昭和47年に建設されたものでありまして、施設設備の老朽化も著しいため、安心・安全でおいしい給食を提供していくという基本理念のもとに食育の推進や地産地消、衛生管理の充実、また災害時の緊急食糧基地などの役割をあわせ持った新しい給食センターの整備を進めているところでございます。

新しい給食センターは、平成28年12月、今月中に建築工事が完了し、厨房機器などを整備した後、平成29年4月から給食の配送を開始することとしておりまして、従来の配送範囲であります宇和地域の小・中学校に明浜小学校及び明浜中学校を加え配送を行う計画でありまして、施設の名称を西予市立せいよ西学校給食センターとすることといたしております。

今回の改正は、施設の名称や位置の変更及び西予市立明浜小学校、明浜中学校給食調理場の廃止、その他所要の整備を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第138号「西予市授産施設条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市三瓶授産場につきましては、就業困難な市民を対象に経済的自立を助長することを目的として、昭和26年にわら加工施設として設置をされ、昭和39年からは手袋製造事業を開始し、時代の流れとともにさまざまな変革を経ながら生業扶助事業として一定の役割を果たしてきました。しかしながら、当施設を取り巻く状況は開設当初から大きく変化し、施設利用者の減少と高齢化、施設の老朽化などさまざまな課題を抱える状況となっております。

このような状況を踏まえて、授産施設のあり方を検討した結果、今後本施設の利用者が増加することが見込めないことから、同施設を廃止することとし、西予市授産施設条例を廃止するとともに、関係する西予市特別会計条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第139号「西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

惣川高齢者生活福祉センターは、高齢者に対して介護支援、居住及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、平成6年に開設をした施設となっております。当施設の利用料につきましては、従前の住宅福祉事業の生活支援ハウス利用料を基準として収入に応じて利用料としておりますが、施設の老朽化に伴う居室内の修繕や備品の取りかえ等が必要となってきております。そのため、本施設の居住事業部門において公平かつ適正な利用者負担を確保する必要があることから、最も収入の少ない階層の月額利用料金を徴すために、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、東部衛生センター及び西部衛生センターにおいてし尿及び浄化槽汚泥の受け入れを行っておりますが、施設の老朽化等に伴い、現在

新たな汚泥再生処理施設の建設を進めているところでございます。

今回の改正は、来年4月からの稼働を予定しております新たな西予市衛生センターを定めるとともに、同施設の稼働に伴い東部衛生センター及び西部衛生センターを廃止するため、関係する3条例の一部を改正するものでございます。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第141号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第141号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」提案理由のご説明を申し上げます。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合では、来年度からの新たな取り組みとして圏域内U、J、Iターンの推進を図るために、関係市町連携での移住フェア参加や開催等を計画しております。また、圏域外に在住している学生や就職者等に対して地元回帰を促進させるため、圏域内の企業等と連携を図りながら松山市等で就職説明会などを実施する事業もあわせて計画しているところでございます。

なお、当該事業の財源につきましては、構成市町が積み立てている同基金を充てることとし、権利放棄の額はそれぞれの出資金を構成市町の均等割と人口割による負担割合で算定をしております。本市につきましては、出資金9,588万6,000円のうち279万9,000円の権利を放棄することから、今回議案として提案するものであります。また、今回の基金取り崩しは、平成29年度と平成30年度の2カ年の事業費1,147万5,000円のうち西予市負担分279万9,000円でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第142号「宇和

米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」から議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」までの18件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

**○二宮産業建設部長** 議案第142号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、展示閲覧型の文化施設から用途や機能の一部を変更して性能を向上させたり、価値を高めたりするリノベーション事業に取り組み、サテライトオフィスやインキュベーションカフェ等として活用し、仕事を生み、人を呼び込むことを目的とした施設であります。

今回、本施設の指定管理者候補者を公募したところ2社からの応募があり、西予市産業建設部指定管理者審査委員会にて審査した結果、一般社団法人ZENKON-nexを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、市民の平等な利用が確保されていること、施設の効用を最大限発揮するものであること、施設の管理経費の縮減が図れるものであること、管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、または確保できる見込みがあることを基準として審査を行った結果、管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第143号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に4つの駐車場を整備したもので、現在、宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により宇和町駐車場管理組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、駐車場の設置目的である商工及び観光の発展につながる管理運営を

行う経営方針であること、また同組合は地域の状況に熟知しているとともに、効率的、効果的な管理運営がなされており、経営状況も安定していることなどから、当施設を引き続き管理運営させることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第144号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第145号「西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について」、議案第146号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」、議案第147号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」の4議案の提案理由を一括してご説明申し上げます。

この4施設は、明浜地域を代表する交流拠点として整備され、年間を通じて憩いや地域間交流の場として多くの市民や来訪者に利用いただいております。健康の維持増進及び地域産業の振興に大きな役割が期待されている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、4施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、平成13年度から一貫して施設の管理運営に当たっており、各施設の設置目的に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらにこれまでの経営改善等営業努力により施設運営の効率化が図られており、域外観光客等の確保や地域振興及び活性化のための取り組みの成果が認められることなどから、これら4施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第148号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、漁業経営の安定に資するため、平成9年3月に漁船の定期的な点検補修施設として漁港改修事業により整備されたものであります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により明浜漁業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、本施設の利用者の

大半が漁協組合員であることや漁船の船揚げを対象とすることから、漁船登録の有無の確認が容易であり、施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、船揚げ場等での事故に際しても損害保険の対応に熟知しており、万全の態勢が図られると判断したものであります。

続きまして、議案第149号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に建設され、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を上げており、西予市を代表する直販施設として地域の1次産業及び観光の振興などのためにはなくてはならない施設となっております。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、審査委員会での協議の結果、非公募により株式会社どんぶり館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来17年間一貫して運営管理を行ってきており、施設の設定目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されており、平成26年4月4日には道の駅の登録を受け、道の駅どんぶり館として県内外に認知され、年間約49万人にも及ぶ利用者を確保するなど、西予宇和インターチェンジの出入り口付近という立地を生かした市の玄関口の顔として施設運営実績が認められること、また西予市が今後目指している地域産品の販売拠点、観光情報の発信拠点としての負託に応え得る人的、物的能力を持った会社であることなどから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第150号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成10年度から11年度にかけて建設されたもので、乳製品の加工販売及び地域食材の提供等を通じた総合交流ターミナル施設として、また都市との交流、地域農産物の流通及び地域情報の発信を行うことにより地域の活性化を図る施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管

理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により株式会社野村町地域振興センターを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来18年間一貫して管理運営を行ってきており、事業推進に関する経験と実績が蓄積されており、これまでの特産品開発や交流人口の増加を図るためのイベント開催並びに地域PR活動に取り組み、一定の成果をもたらしていること、また施設を利用した乳製品製造及び地域食材の供給事業は地域ブランドの育成、地場産業の振興につながるものであり、そうした事業展開を着実に推進する能力を持った会社であること、さらに効率化やコスト低減の計画的な取り組みを進めていることなども総合的に評価し、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第151号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成13年度に建設されたもので、市内で生産された農産物の処理、加工、出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の発信を通して農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により株式会社グリーンヒルを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来14年間一貫して運営管理を行ってきており、すぐれた製造技術の確立とともに順調な販売実績を達成していること、さらに先進的な取り組みとしてHACCPの導入によって商品の安全性の向上と徹底した品質管理に努めていること、地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること、また今後とも製品の販売を株式会社ファンケル関連会社が担うことが想定されるため、西予市東宇和農協、株式会社がファンケルが合同出資した当該会社が妥当であることなどから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第152号「西予市溪筋農林

水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成14年度に建設されたもので、市内で生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作、研究及び販売活動を行うことにより、地域農産物の流通販売拡大と農業者の生産経営意欲の向上に努め、農林業の振興並びに農山村地域の活性化を目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により溪筋農産物加工組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来14年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって、効率的健全経営、運営がなされており、地元組織で運営されることにより地域農業者の生産、経営意欲の向上を図るための事業の実績が認められることなどから管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第153号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成5年度から6年度にかけて建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来22年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまで効率的健全経営、運営がなされており、地元組織で運営されることにより地域農業者の生産、経営意欲の向上、経営体質の強化を図るための事業の実績が認められること、また当施設は東宇和農協畜産部、愛媛県酪連の関係機関の総合事務所として活用しており、本市の畜産の拠点

施設として定着していることなどから、管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第154号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成6年度に野村畜産総合振興センター関連施設として建設され、酪農、肉用牛、養豚等畜産経営における購入飼料のコスト低減と高品質の畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と新しい飼料提供システムの構築により、経営の安定を図ることを目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、施設開館以来22年間運営管理を一貫して行ってきたり、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって効率的健全経営運営がなされており、地域畜産農家の生産、経営意欲の向上を図るための実績が認められることなどから、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第155号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成17年度及び18年度に堆肥舎2棟と汚水処理施設を整備し、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により大野ヶ原環境施設組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、本施設は事業計画の段階から地元組合で施設の管理運営をすることが前提となっており、施設整備事業完了と同時に地元酪農家を主体として当組合が設立され、過去10年間施設の管理運営に当たってられました。以上のことから、今後も本施設を適切に運営されると見込まれるため、この施設の管理を引き続き

行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第156号「西予市城川産地形成等促進の指定管理者の指定について」、議案第157号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第158号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」の4議案の提案理由を一括してご説明を申し上げます。

この4施設は、市内農畜産物の加工、販売を行うとともに、これらの施設を通して都市との交流促進を図るなど地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設であります。今回、指定期間の終了に伴い、4施設の指定管理者の候補者といたしまして審査委員会での協議の結果、非公募により株式会社城川ファクトリーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めらるるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらにこれまでの経営戦略や営業努力により地域の期待に応える売上実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がされていることなどから、これら4施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定管理者候補者の概要及び施設運営計画概要につきましては、添付の各議案参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、18議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、国、特に財務省が進めております地方財政計画の見直しについて少し触れさせていただきたいと存じます。

財務省では、国の厳しい財政状況の中で国と地方のプライマリーバランスの改善につながるた

め、国の経済・財政再生計画の趣旨が十分に反映されるよう、地方財政計画の精査見直しを進め、その改革に取り組む方針を示しております。その中で、地方行財政改革関連の主なポイントとしては4点を上げており、まず1点として、トップランナー方式の導入、第2点として公共施設の集約化、複合化等の促進、第3点として地方財政の全面的な見える化、第4点として業務の簡素化、標準化、自治体クラウドの積極的展開などを掲げており、昨年12月に策定された経済・財政再生計画改革工程表に基づき今後さらに推進されていくものと見込まれます。特に、トップランナー方式では、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるような改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とするものであり、直接地方交付税に影響することになります。業務改革が進まない団体は歳出の効率化が進まないまま地方交付税が減少することになりかねないということでもあります。

当市では、現在、庁舎4階で実施しておりますオフィス改革、庁舎1階を中心とした窓口業務改革モデル事業など働き方改革に取り組んでいるところでございます。オフィス改革につきましては、先般改修工事が完了し、新たな環境での業務を開始しました。今後は、庁舎4階をモデルとして従来の働き方からイノベーションをし、これらを試金石として試行錯誤を繰り返しつつ、職員の生産性の向上と業務の効率化により、市内の活力を維持、発展させることに今まで以上に力を注ぐことができることを目指して、さらに市役所全体に進化、拡大させ、働き方改革に努めていく必要があると考えております。新しい環境に飛び込むことへの不安や戸惑いは当然あることですが、これを乗り越え、次のステップに進まなければなりません。市民の皆様や議員の皆様にはこうした取り組みにご理解をいただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算でございますが、国の平成28年度第2次補正予算に係る経済対策関連として取り組む事業費のほか、次年度以降に実施を予定しております事業の準備経費、事業及び財源計画の追加変更に伴う事業費及び財源の調整、老朽化した公共施設等の修繕経費、豪雨により被災した施設の災害復旧費等を計上するものであります。

主な内容としたしましては、社会福祉対策として民間の老人福祉施設運営にかかわる特別事務費の加算措置、9月定例会における補正予算により1件分を措置しました介護ロボット導入支援につきまして、その後国の追加承認を得られたことにより2件分の追加、消費税引き上げに伴う影響を緩和するための低所得者に対する臨時福祉給付金支給にかかわる経費、児童福祉対策として防犯対策を強化するため、市内公立及び私立保育所等への非常通報装置の整備に係る経費、新規開設した民間認定こども園の運営費補助、環境衛生対策として国道378号改良工事に伴う明浜町俵津地内の公衆トイレの移設整備、衛生センター建設事業に係る進入路整備の施工内容の変更に伴う事業費の増額調整、林業振興対策としまして新規林業事業者の間伐出荷促進対策にかかわる補助金の増額、国の2次補正に関連する追加の森林蘇生緊急対策事業に係る林業事業体への高性能林業機械導入への支援、原木の低コスト搬出と安定供給のため、林道専用道の開設にかかわる経費、そして住宅整備対策としたしまして造成を進めております経の森団地建設事業の工法変更に伴う増額調整、市民から要望の高い危険空き家除去経費にかかわる補助金の増額、教育施設整備対策としたしまして、来年度特別支援学級新設予定に伴う準備経費、公民館の長寿命化及び耐震化の推進に係る高山及び野村公民館の長寿命化設計委託料、貝吹及び横林公民館の耐震診断及び耐震設計委託料の追加、災害復旧対策としたしまして台風16号及び秋雨前線豪雨による林道1路線及び市道2路線等の復旧事業に係る経費、また指定管理施設等における老朽化に伴う施設設備の突発的な修繕経費などを計上しております。

事業の財源としたしましては、国県支出金及び地方債等を充てるとともに、財政調整基金及び学校施設整備基金からの繰り入れ等により収支均衡を図っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ4億791万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を317億1,092万4,000円と定めるものでございます。

また、指定管理施設の管理運営事業など18事業につきまして債務負担行為を設定いたしております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳

細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿いまして、まず歳出のほうから主な内容についてご説明申し上げます。

予算書の14ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業40万4,000円であります。旧田之浜小学校校舎及び旧狩江小学校校舎につきましては、地域づくり団体等に無償貸し付けを行っているところでありますが、電気料及び水道料は契約上市が支出することになっており、予算に不足が見込まれるため、増額するものであります。なお、地域づくり団体等の使用に係る料金分につきましては、実費分を納入いただくことといたしております。

続いて、9項4目卯之町はちのじ事業費670万9,000円あります。駅前エリア整備事業において、宇和文化会館側からの国道から入る市道旧町地区212号線に係る地権者との交渉が終了し、事業着手が可能になったことから国土交通省との交差点協議を速やかに進めるため、測量設計に係る経費を計上するものであります。

続いて、民生費、1項2目老人福祉費、老人保護措置事業578万4,000円あります。養護老人ホームの安定的な運営に資するため障害者等加算及び民間施設給与等改善費の特別事務費を負担金に加算するとともに、措置者の変動に伴う調整による増額であります。

続いて、15ページをお開き願います。

地域介護・福祉空間整備推進事業185万4,000円あります。さきの9月定例会において1件分の補正予算措置をした介護ロボット導入支援につきまして、その後国の追加承認を得られたことにより2件分を追加するものであります。

10目臨時福祉給付金支給事業2億4万1,000円あります。消費税率が8%に引き上げられた影響を緩和するため、所得の低い方々に対して暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金1人当たり1万5,000円を支給するもので、簡素な給付措置として平成31年9月までの2年半分を一括して措置するものであります。

16ページをお開き願います。

2項1目児童福祉費、福祉総務費、子育て応援券交付事業14万3,000円ではありますが、当市独自の人口減少対策、子育て支援対策として平成29年度から事業開始を予定しております1歳になるまでのおむつ代支援制度、子育て応援券の配付に係る準備経費を計上しております。

次に、防犯対策整備事業1,820万4,000円ではありますが、保護者が安心して保育所や学童保育に児童を預けられ、安全で安心な子育て支援サービスの提供を行うため、市内公立、私立保育所の14カ所、学童保育7カ所、児童館3カ所、認定こども園1カ所を対象に非常通報機設置等の必要な安全対策整備に係る経費を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

2項2目児童措置費、民間保育所運営費負担金支払事業846万4,000円ではありますが、本年10月から民間の認定こども園が事業を開始したことから、入園児に係る教育・保育に要する費用の基準額を補助するものであります。

3項1目生活保護総務費、生活保護施行事業3,920万3,000円ではありますが、平成27年度の国庫負担金に対する実績に基づく返還金を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

衛生費、1項4目環境衛生費、公衆トイレ維持管理事業1,210万7,000円ではありますが、国道378号改良工事に伴う明浜町津地区バス停付近の公衆トイレの移設整備を行うもので、主な財源に国道改良による物件移転補償金を充当いたしております。

次に、2項4目汚泥再生処理施設整備事業1,203万8,000円ではありますが、衛生センター建設事業に係る県道からのバキュームカー等の進入路整備に伴い、浄化センター内にフェンス、門扉、目隠しフェンス等を設置するものであります。

続いて、農林水産業費、1項4目畜産業費、城川堆肥センター運営事業135万2,000円ではありますが、トラックに堆肥を積んで重量をはかりますトラックスケールが経年劣化により故障したため、修繕に係る経費を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

9目農業施設管理費、シルク博物館管理運営事

業113万4,000円ではありますが、施設建設後22年が経過し、老朽化が著しくなりつつある中で、特に雨天時には雨漏りがひどいため、今回防水工事を実施するものであります。また、明浜ふるさと創生館管理事業費123万4,000円ではありますが、加工場内の床の剥離や下地コンクリートの劣化損傷により排水が悪化しているため、特に傷みの激しい搾汁室について修繕を行うもので本格的な搾汁までに修繕を行う必要があることから、指定管理者が修繕を行い、所要額を負担金として支出するものであります。

次に、2項2目林業振興費、間伐材出荷促進対策事業400万円ではありますが、本年8月から新規事業体が本格稼働したことに伴い、当初計画値よりも約5,000立方メートルの増加が見込まれることから、出荷促進対策事業補助金を増額するものであります。森林蘇生緊急対策事業6,211万円ではありますが、国の合板製材生産強化対策事業の2次補正によるもので、その内訳といたしましては、まず森林蘇生路網分として林業専用道双津野線開設工事の追加と2路線の設計委託料、その他の事業調整による4,411万円を計上いたしております。また、そのほかに木材加工流通分といたしまして、木材製材事業所へのCLT等の原料生産性を向上させる高性能林業機械等導入に係る補助金1,800万円を計上いたしております。

20ページをお開き願います。

商工費、1項3目中心市街地活性化事業費、みかめ海の駅施設管理運営事業260万9,000円ではありますが、売上実績等を管理するPOSレジシステムが故障し、保守サポートの期限も切れていることから、新システムを導入する経費を負担金として支出するものであります。

続いて、土木費、5項3目都市下水路費、下水路維持管理事業88万8,000円ではありますが、三瓶町朝立地区の下水路施設に設置されております排水ポンプの非常用発電につきましてふぐあいが見つかったため、修繕を行うものであります。

21ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費、地域住宅交付金事業1,280万8,000円ではありますが、経の森団地建設事業に係る造成工事について宅地面積を確保するために土羽構造から擁壁構造に工法を変更す

るため、増額するものであります。危険空き家除却事業800万円ではありますが、本補助事業につきましては市民の皆様からの要望も非常に高く、今回国の2次補正により補助金を増額し、要望に応えるものであります。

22ページをお開き願います。

教育費、2項3目学校建設費、小学校施設整備事業344万2,000円ではありますが、平成29年4月からの皆田小学校、明間小学校の統合に伴い、皆田小学校に特別支援学級を設置するため、教室整備に係る経費を計上いたしております。また、野村小学校施設整備事業につきましては、プール改築工事におきまして実施内容の見直しと入札減少金が生じたことなどにより、4,302万5,000円を減額しております。

次に、5項2目公民館費、公民館耐震化事業1,417万8,000円ではありますが、高山公民館と野村公民館につきましては、平成26年度に耐震診断及びこれに係る設計は完了しておりますが、老朽化も進んでいることから具体的な改修については公共施設等総合管理計画に基づき長寿命化を合わせて実施する方針としており、来年度の工事施工に向けて長寿命化設計委託料を計上するものであります。また、貝吹、横林公民館につきましては、西予市公共施設耐震化計画に基づき公民館耐震化事業実施のため耐震補強設計業務を行うものであります。

23ページをお開き願います。

災害復旧費、1項3目林業用施設災害復旧費につきましては、台風16号及び秋雨前線豪雨による林道雨包線災害復旧工事費2,400万円を計上いたしております。

24ページをお開き願います。

6項1目道路橋梁河川災害復旧費191万8,000円ではありますが、台風16号及び秋雨前線豪雨による崩土除去に係る重機借り上げ料及び市道2路線の道路災害復旧工事費を計上するものであります。

諸支出金、2項基金費、子ども教育振興基金事業398万4,000円ではありますが、平成28年度末で廃止いたしました城川地域育英資金貸付事業及び三好等奨学基金による貸付金の償還金を子ども教育振興基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入でございますが、9ページにお戻り

ください。

分担金及び負担金、1項2目林業用施設災害復旧分担金168万円ではありますが、林道雨包線災害復旧工事に係る地元負担金を計上いたしております。

国庫負担金、1項1目子どものための教育・保育給付費国庫負担金341万2,000円ではありますが、民間の認定こども園の開設に伴う2分の1の国庫負担金を計上するものであります。

続いて、5目林業用施設災害復旧費国庫負担金1,560万円ではありますが、林道雨包線災害復旧工事の国庫負担金補助率65%分を計上いたしております。

10ページをお開き願います。

2項1目臨時福祉給付金事業費国庫補助金1億9,159万5,000円ではありますが、給付金に対する全額を国庫補助金として計上いたしております。防犯対策強化事業費国庫補助金630万円ではありますが、市内の保育所等への非常通報器設置等に対する費用の2分の1を計上いたしております。

続いて、5目社会資本整備総合交付金空き家対策関係分400万円ではありますが、危険空き家除却に係る追加分として対象事業費の2分の1の補助金、同じく社会福祉整備交付金耐震対策関係分230万2,000円ではありますが、貝吹及び横林公民館の耐震診断及び耐震設計に係る対象事業費の3分の1の補助金及び社会資本整備総合交付金公営住宅分3,882万2,000円の減額であります。市営住宅建設に係る国庫支出金の内示額が当初要望額から減額となったことによるものでございます。

次に、県支出金、1項2目子どものための教育・保育給付費県負担金170万6,000円ではありますが、民間の認定こども園の開設に係る4分の1の県負担金を計上いたしております。

2項2目防犯対策強化事業費県補助金315万円ではありますが、市内保育所等への非常通報器設置等に対する補助対象経費の4分の1を計上いたしております。

また、4目森林蘇生緊急対策事業費県補助金6,211万円ではありますが、林業専用道等路網整備に係る補助は補助率で100%、また林業機械に係る補助は定額の補助金であります。

12ページから13ページ及び6ページの地方

債の補正であります。今回の補正による財源の不足及びその他の事業変更による財源調整も含めて地方債の追加、変更を行うものであります。主に国の同意予定額通知による過疎対策事業債の減額で旧合併特例事業債に振りかえることによる調整で、地方債全体で2, 110万円を減額補正し、地方債限度額の総額を61億7, 920万円にするものであります。

11ページにお戻りください。

繰入金、2項30目学校施設整備基金繰入金700万円ですが、財源として予定しておりました地方債の減額に伴い不足額を基金から充当するものであります。

5項1目公営企業会計繰入金の利益剰余納付金400万円ですが、水道事業会計において公営企業法第32条の規定に基づき利益剰余金の一部を納付金として繰り入れるものであります。

2項1目財政調整基金繰入金1億5, 810万6, 000円ですが、今回の補正により不足する財源を補うため財政調整基金から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

最後に、5ページをお開き願います。

債務負担行為の補正であります。新年度の広報印刷製本や新たなスクールバスの運転業務委託、平成29年4月から稼働いたします西予衛生センターの維持管理業務など今年度中に契約相手先を決定する必要があるもの及び今年度末で指定管理委託期間が終了となる公共施設のうち平成29年度以降の指定管理委託を行うため、債務負担行為の設定が必要なものなど合計18件についてそれぞれ債務負担行為を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、議案第161号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第161号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

す。

今回の補正の主なものは、介護保険法施行令の一部改正に伴うシステム改修と過年度介護給付費等負担金の再確定手続に伴う介護給付費負担金等の返還によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ142万円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億1, 238万3, 000円と定めるものでございます。

また、平成29年度に策定いたします高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定支援業務に係る委託契約を今年度中に行うため、債務負担行為を設定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第162号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の永長、神野久、田之筋、中川、岩木、多田、明間浄化センター中継ポンプ施設維持管理業務における債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であり、引き続き平成29年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の西予市浄化センター維持監理業務における債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であり、引き続き平成29年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり債務負担行為を設定するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

○議長 次に、日程第11、報告第20号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 報告第20号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり4件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時40分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時42分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第164号「財産の無償貸付について」及び議案第165号「財産の無償貸付について」についての2件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第164号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第164号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧狩江小学校の跡地利用につきましては、西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づき複数の団体、企業及び個人が協働して活用する狩江地域の新たな交流拠点施設として利用されており、現在2事業者により利用されております。

このたび、同地区を拠点として高齢者及び独居老人への安否確認を兼ねた配食サービス事業を展

開されているてんぼ屋代表酒井五十鈴氏から同施設の一部を調理場として利用することを目的に利活用申請書が提出されました。その申請を受け、先般部長級で組織をする西予市公共施設等マネジメント会議にて審議した結果、その利活用内容はさきに策定しております基本方針に沿っており、また地域にとっても有意義なものであると判断し、同施設の一部を無償で貸し付けるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議案第165号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、宇都宮俊文君の退場を求めます。

（「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時45分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時48分）

宇都宮俊文君の退場を求めます。

理事者の説明を求めます。

宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第165号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧狩江小学校の跡地利用につきましては、先ほどの財産の無償貸し付け議案でご説明いたしましたとおり、狩江地域の新たな交流拠点施設として利用されております。

このたび、同施設の一部を平成28年4月より企業事務所として利用されております株式会社地域法人無茶々園代表取締役大津清次氏から、今後の施設運営の機能向上を目的に同施設の屋上を太陽光発電設備の設置場所として新たに利活用申請が提出されました。その申請を受け、先般西予市公共施設等マネジメント会議にて審議した結果、その利活用内容は跡地利活用の基本方針に沿っており、地域にとっても有意義なものであると判断し、同施設の一部を無償で貸し付けるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

宇都宮俊文君の入場を許可いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時51分

平成28年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |          |            |         |       |
|----------|------------|---------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年12月5日 | 三瓶支所長   | 西本喜代人 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 消防本部消防長 | 西川 傳  |
| 1. 開 議   | 平成28年12月5日 | 総務課長    | 宇都宮 裕 |
|          | 午前9時00分    | 財政課長    | 山岡 薫彦 |
| 1. 散 会   | 平成28年12月5日 | 監査委員    | 正司 哲浩 |
|          | 午後1時52分    |         |       |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 市 長             | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長           | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長           | 保 木 俊 司 |
| 総務部長兼<br>企画財務部長 | 宗 正 弘   |
| 会計管理者           | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長          | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長          | 二 宮 紀 夫 |
| 生活福祉部長          | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長         | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長           | 道 山 升 文 |
| 野村支所長           | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長           | 田 村 剛   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |             |        |
|-------------|--------|
| 事務局長        | 浅野 信也  |
| 議事係長        | 原井川 英一 |
| 1. 議事日程     | 別紙のとおり |
| 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 1. 会議の経過    | 別紙のとおり |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、3番宇都宮俊文君。

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 おはようございます。

議席番号3番宇都宮俊文です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

最初に、きょうは早朝より大勢の方、明浜町区長連絡協議会、また老人会の皆様、大勢傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

それから、今議会の初日ですが、管家市長より私どもの組織に対して受賞のご報告していただきました。まことにありがとうございます。西予市にとって少しでも役に立っていただければありがたいなと思っております。本当にありがとうございます。

私もこれで議員になってようやく3回目の議会ということでございます。少しなれ出したかなというところでございますが、自分のペースで話をさせていただいたらと思います。よろしく願いいたします。

その前に、私の考えといたしますか、今までやってきたことを少しだけお話しさせていただいたらと思います。

私は、19歳でミカンづくりを始めまして、本当にもう勉強もせず、ただ楽しくミカンづくりをして、どうやって食べていけるか、こればかり考えてやってまいりました。そのうち、自分たちがつくったものは自分たちで販売する、そういう組織に入っていろいろな人に出会い、またいろいろな人から教えてもらって勉強してきたつもりではございますが、生まれつき人と同じことはした

くないという性格でございまして、何か人と違ったことをしたい、違ったことをするにはどうしたらいいか、そればかりを考えてやってきました。それから、30年余りたちまして、組織の代表ということになりまして、今ではどうやって若い子たちを残すか、そして農業でどうやって食べていけるのか、そして田舎をどうしたら元気になっていくのか、そればかり考えてやってきたつもりでございます。いろいろ西予市も本当日本中、田舎ではそういう問題が数多くはあるかと思いますが、私が農業をやっている立場からいろいろな見方、個人的な考えもかなり多くなるかと思いますが、自分の考えを自分の言葉でしゃべらせていただきたいと思いますので、失礼な意見も出ろうかとは思いますが、よろしくお願ひしたらと思います。

まず最初に、マイナンバーカードの件なんです、多分去年ぐらいから国の総務省のほうの考えで進められたことだと思います。私も全く興味がございませんでした。ただ、私の家に公務員がおりまして、あんたカードぐらい持ちなさいとしつこく言われまして、仕方なし、去年の2月ごろでしたか、交付していただきましたが、それ以来少しだけ興味があって西予市内、市役所の中をのぞいてみますと、エレベーターの中に日本一を目指しますとか、ところどころに張ってあります。ただ、それが雰囲気は全く感じられないと思います。これがやっぱり少し問題ではないかなと私思います。本当に日本一を目指すのであれば、職員みんなが一緒になって進めなければいけないのではないかな。様子を見ておりますと、ただ総務省からの考えなんてみたいな感じでしか感じられません。受付、窓口の担当の職員ぐらいが進める程度ではないかなと、はっきりそう思います。ただ、やっぱりこれ前三好市長のお考えでやられたことだろうと思います。これがメリットが、本当にしっかりやれば、あると思います。これを一生懸命やって日本一になることがいいと思いますし、そうしなければいけないと思います。何でも決めたことは徹底的にやる。職員みんなが声かけ合って、例えば近所の人にも声かけて、みんなで入ってください、そういうやり方をすれば多分50%、60%は達成できると思います。その中で、私が聞いたところによりますと、普及率が以前でしたんで、16%か17%、全国で2位です

というふうなことを言っておられました、その2位で満足されておるのかどうか。私は全くこれじゃだめだと、はっきり言って思います。やはり一人一人、何度も言いますが、職員みんながその気になって一つのことを達成する、これが大事ではないかなと思います。その辺、ただいまの普及率、それからお考えを聞かせていただいたらと思います。よろしく願います。

○議長 管家市長。

○管家市長 皆様おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、このように多くの皆様が早朝より傍聴においでいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

きょうとあす、あさつと3日間にわたりまして11名の議員の皆様から一般質問をお受けすることとなっております。それぞれのご質問に対しまして真摯に回答をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願います。

市政運営の根幹にかかわるご質問につきましては私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問につきましては、副市長、教育長、各部長のほうから回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

質問の回答する前に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきました。どうかよろしく願います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの宇都宮議員のご質問についてお答えを申し上げます。

マイナンバーカードの普及率、そしてそのメリットはどうなんだということから、今後どう普及促進をしていくのかというご質問であったかと思えます。

まず、マイナンバーカードの普及率からお答えをさせていただきます。

昨年10月にマイナンバー法が施行されました、西予市ではマイナンバーカードの普及率日本一を目指して取り組んでいるところでございます。これは、市民との協働によりまして普及率日本一という知名度向上を図ることによって、西予市がモデルとなって国の支援や民間の協力を得ながら新しい活用方法を見出すことを期待したものでございます。

申請の仕方など、工夫を凝らしまして、現在本庁、そして支所、公民館で添付写真の撮影を行っております。そういったこともございまして、10月31日現在の申請数は6,483件でございます。申請率は、先ほど言われましたとおり、16.66%というふうなことでございます。

申請率でいいますと、全国の市町村の中では第12位ということでございます。また、市の中では第2位というふうな、そんな状況でございますけれども、目標には近づきつつありますけれども、これからも普及をしないといけないという、そんな状況であります。

それと、このカードのメリットでありますけれども、このマイナンバーカードの使用、そして活用につきましては大きく2つに分かれるかと思えます。まず1つは、マイナンバーカードに記載しておりますそのマイナンバー、そして住所、氏名、生年月日等を活用するものと。2つ目は、そのマイナンバーカードに搭載されておりますICチップを活用するものでございます。

1つ目に記載されました情報を活用するものとしましては、公的な身分証明書として活用することができるということでございます。今後就職、そして育児、年金、介護等、さまざまな場面でこのマイナンバーカードを提示する機会がふえてくろうかと思えますけれども、このマイナンバーカードを持たれておくことによりまして、他の身分証明書も一緒に提示することなく、1枚のカードで足りるというふうな、そんなメリットもあるところでございます。

2つ目のICチップの活用なんですけれども、搭載されました電子証明書などの公的個人認証サービスを利用することができます。カードを取得することによりまして、インターネットを利用して確定申告などが行えるe-Tax、これ国税電子申告・納税システムの利用など、各種行政手続がオンラインで申請ができるというふうなことになっております。国におきましては、このマイナンバーカードのインターネットサービスであるマイナポータルというものを利用して、来年7月以降、マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスを検討されているというのを聞いております。これによりまして、手続に必要な書類の確認でありましたり、あるいは自宅のパソコン等からの電子申請、行政機関から

個人向けのお知らせが届くなど、さまざまなサービスが予定されておりますけれども、詳細については今後検討がされるというふうな状況になっております。

当市におきましても、情報の安全性をしっかりと確保しながら公共サービスの充実を図っていききたいと思いますけれども、公共施設での利用や市役所の手続において、西予市独自のサービスの展開も検討してるところでございます。プロジェクトチームを中心にこのマイナンバーカードをさまざまな機会に利用して、市民の皆さんに便利なカードとして定着するように今後取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、普及の仕方なんですけれども、国においてはテレビのコマーシャル等々で宣伝をしていただいておりますけれども、西予市においてもポスターの掲示、そしてホームページなどの制度でその内容や申請の仕方などもお知らせをしておるところでございますけれども、まだまだ不十分であるというふうに感じておるところでございます。

引き続き、申請手続につきましてその簡素化を図ること、そして情報提供を推進することをしていきたいというふうに思っております。市内各種団体からの要請に応じまして、説明会などで周知をしたいというふうなことも考えているところでございます。従業員の多い企業等に対しましては出前講座や申請のための写真撮影に出向くと、そういったことの普及も図っていききたいというふうに考えております。引き続き、日本一の取得を目指しまして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力を願ったらというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ご丁寧な説明をありがとうございます。

これ、私ごとを言っただけなんですけど、私たちの組織でも十五、六年前ですか、パソコンそれからインターネットの導入をした経緯があります。まだこの当時では、まだインターネットも普及してないところに農家にパソコンをやらそうということでやらせたことがありました。普通であれば、説明して勉強会をやってそれでパソコンを買ってもらったのが当たり前なんですけど、絶対こうい

う正攻法でやったら人はやらなくなります。というのが、勉強する時点で嫌になってしまいます。特にお年寄りはそのように思います。だから、私はこの時点で多分40代ぐらいだったと思うんですが、まとめて買って農家に配りました。インターネットの契約も勝手にして、それでパソコン代、当時15万円ぐらいしたと思うんですが、ミカン代から引くようなことをしました。普通であれば、これ詐欺のようなやり方なんですけど、やはり何か決めるのであれば、こういうやり方をしなければやれないと思います。当然、今回のカードもそうだと思います。細かい説明をしていたんでは、多分みんなが嫌になってやらない。そうであればどうするのか、やっぱり本当に必要なものであればお年寄りの手を引っ張っていっても、何でもいいからカードを取得してくれというやり方でやって、実際に便利に使えるようなやり方をしてもらうことが普及につながるのではないかなと思います。多分このままの状態であれば、もうこれは総務省で考えられたことだと思いますので、実際カードを取得しても使えない、そういう状態になるような気がします。そんな中で、西予市は違いますよというところをぜひ見せていただきたい、全国に発信していただきたいと思います。絶対にこの2位で満足してもらっては困ると思います。断トツ1位、特に田舎であればこういうことができると思います。このような中で今個人情報の壁、これは本当に邪魔ではないかなと私は思います。やっぱり田舎でやれるやり方はあると私は思います。

それから、個人情報と同じことなんですけど、本人確認、これについても私本当に今まで、昨年まで一般市民でございましたので、疑問に感じております。特に明浜については、この人がどこの人か、家族構成までわかっている人に対して、本人確認で免許証を出してくださいということを言われたことがあります。私も腹が立って、顔見たらわかるやろうと言ったんですが、やっぱり田舎でやれるやり方は十分あると思います。その場の担当者、上司の責任のもとで、例えば免許証がなくても顔見知りの人に対してはそれなりの対応ができる、こういうことは都会に合わす必要はないのではないかな。逆にこういうやり方をすることが田舎にとって大事ではないかなと思います。これはやっぱり考え方の問題だろうと思いますが、そう

いう特徴を出した西予市であってほしいなと思います。

この件に関しては以上でございます。よろしくお願ひします。

今回の質問のときには50%、60%いけますように、本当に職員一人一人が近所のお年寄りに声かけて、手を引っ張ってカードを取得するような方向に向いていってほしいと思いますし、私たち議員も一緒になって進めたいと思っております。

続きまして、診療所の件ですが、この件はやはり特に私のような明浜、診療所がある地域の議員がこういう意見を出したらかなり批判されることではあるかと思ひます。診療所は絶対なくしてくるな、残してくれというのが地域の意見だと思ひます。ただ、やはりこの考え方は正しいのか、それ私、特にここ半年議員になってから感じております。今、私の地域も狩江診療所というのがございますが、多分1日十何人程度しか来られてないと思ひます。車のある方は10分、20分走ればほかの病院へ行って、もう地元で車で行けないお年寄りが診療所に定期的に通っている、そういう状態かと思ひます。この方々に対してどういうやり方があるのか。私、これ単純な考えですが、この患者さんたちをタクシーで送り迎えたって、私はいいんではないか。莫大な費用を出して医師を引っ張ってきて、大きな建物、機械、維持するのを考えれば、無料でタクシーを使っただけで、西予病院まで来ていただく、例えば野村病院につきましては、野村、城川の遠いところの患者さんが無料のタクシーで野村病院まで来ていただく、こういうやり方もあるんではないかなと思ひます。やっぱり福祉課は福祉課だけの考えではなしに、広い範囲で、例えば総務課になるのか、何になるのかわかりませんが、西予市全体でバランスをとっていけば十分こういうやり方は可能であるし、お年寄りも喜んでもらうんではないかなと思ひます。その点、今の診療所の経営状況、それから患者数をお教えいただきたいと思ひます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 宇都宮議員お尋ねの1問、2問続けて答弁をさせていただきます。

国民健康保険の保険者である市が国民健康保険事業の一環として国民健康保険法の規定に基づ

き、西予市国民健康保険直営診療所施設を設置しております。

現在、明浜町3カ所、野村町1カ所、城川町2カ所、三瓶町2カ所、合計、市内に8カ所開設をいたしております。

平成27年度における収支状況につきましては、診療所全体で見ますと、診療収入は1億7,568万2,000円と、昨年度より3,736万5,000円減少しており、一般会計からの繰入金は6,787万7,000円と、昨年度より925万7,000円の増額となっております。全ての診療所におきまして、過疎、少子化の進展や患者の市立病院等、基幹病院への志向の高まりから、診療収入は年々低下し、一般会計からの繰入金は増加の傾向でございます。

また、そのような中で高山歯科診療所におきましては、少しでも多くの地域住民に利用していただけるよう、本年9月から第1、第3土曜日の休日診療を開始し、経営改善を努めておるところでございます。

それから、2番目のご質問のそれぞれの患者数についてでございますが、平成27年度における各診療所の診療日1日当たりの平均患者数を申し上げます。

俵津歯科診療所が15.1人、高山歯科診療所が12.5人、狩江診療所が19.4人、惣川診療所が19.6人、土居診療所が22.1人、遊子川出張診療所が15.6人、二及診療所が41.8人、周木診療所が44人となっております。つまり、俵津歯科診療所の診療日は週2回、2日なので、1週間に換算いたしますと30人、狩江診療所においては週2日半なので、1週間に換算いたしますと48人が利用していることとなります。患者数におきましても、全ての診療所において過疎、少子化の進展に伴い、年々減少をしているのが実情でございます。

以上、1問、2問の答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

やっぱり1日19人、18人ぐらいだということですが、先ほども言いましたように、本当考え方変えていろんな観点から考えてはどうかと私は思ひます。ただ、やはりこの中身について、まだ私議員になったばかりでわかりませ

んが、十何人であれば、本当大きいタクシーであれば、2台あれば十分、これが完全に送り迎えできればお年寄りが喜ぶし、そのようなお年寄りには時間は多分十分にあるかと思えます。例えば、明浜から20分かけて宇和まで来てもらって、それでこれはもう当然民間のタクシーを使っただけで、そうすれば民間も潤いますし、昼もちょっと宇和のほうで食べてもらう、そうすれば商売されてる方もお客さんふえる、やっぱり全体でこういうお金が回るやり方、時間を有効に使えるやり方、そしてお年寄りが動くことが元気になることではないかなと思えます。ただ、今までのように田舎に診療所をなくすななくすなという考えではなしに、いろいろなやり方を考えていかなければ、そのうち5人、10人になり、いつかは診療所の問題は、もう当然出るとは思うんですが、そういう考え方を早目早目に市民の皆さんに話して理解してもらうことが大事ではないかなと思えます。

それから、平成30年度から明浜、城川、消防署が24時間待機していただくようになりました。この点について本当にうれしく思っております。これもやっぱり前三好市長のお考えで3人体制、1人が民間の方を使ってやる、これは本当にいい発想だなと私も聞いて思いました。やはりそういう柔軟なやり方で、田舎に合ったやり方が幾らでもあろうかと思えます。近くに診療所がなくても救急車がすぐ来ていただける、そういう町になれば住民も安心できて、住めるようになるかと思えます。そのためには道路の整備、この辺は十分大事かと思えますが、そのような考えでいろいろな職員の方が案を出していただいて、どうしたらいいのか、ただ今までのように端々の議員が、自分たちが困るから残せ、残せ、こういう考え方では何も進まないと思えますので、ただ何回も言いますが、やっぱり地方へ行けば行くほど不便です。これを便利にするようなやり方も同時に考えていただいたらいいかなと思っております。

2点目、終わります。

以上です。

国道378号線につきまして、前回の議会でもお願いさせていただきました。特に岩井地区の崩落事故のこと、繰り返しになりますが、スクールバスが通った多分30分後ぐらいに崩落が起きて、今考えてみればもう本当よかったなと思

ます。もしバスが通っておる間に崩落が起きたら、多分全員亡くなっている、そういう場所でございます。皆さん、まだ現地ごらんになってない方もあろうかと思えますが、本当に断崖絶壁の海岸沿いの切り立ったところに狭い道があります。このときに本人、車が通っておれば、海岸まで多分二、三十メートル、高さあるんですが、落ちてしまいます。これは、本当普通の道ではございませんので、もう半年でも一年でも早く対応していただければどうにもならないと思えます。子供たちの大事な命がかかわっておりますので、ただ狭い、ただ不便、そういう問題ではありません。これは命にかかわることでございますので、あらゆる方面からこのことについては検討していただきたいと思えます。

また、この件に関しまして、明浜町の区長会のほうからも陳情上がっておりますが、その辺、市長さんのお考えをもう一度、繰り返しになりますが、聞かせていただきたいと思えます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 国道378の整備関係につきましてご質問がございましたけれども、ご存じのとおり、この路線は地理的、地形的な制約から道路整備が依然立ちおけている状況でございます。そのような中、県にも確認をいたしました状況について、先ほど言っていたかのように、9月定例議会での答弁と重複をいたしますけれども、ご説明を申し上げたいと思えます。

明浜町俵津の俵津バイパスが平成10年から整備に着手をいただきまして、今年度で完成の予定となっております。県単独事業であります生活道路改良整備事業では、狩浜地区で平成24年から30年の年次計画で整備が進んでおります。

同じく、狩浜から宮野浦、岩井の間を平成23年から年次計画で整備するために測量設計に着手をいただいておりますけれども、東日本大震災後、津波対策などの設計変更がございまして、数年の年数を要したというふうに伺っております。今後、計画に基づき継続して整備を進めていただくわけでございますけれども、昨今の地震、台風による甚大な災害の影響により、設計や予算措置が変動いたしますので、完了年度につきましては未定でございます。

それから、質問の中でも触れていただきました明浜地区の区長連絡協議会からの陳情でござい

すけれども、岩井地区の崩落に係るトンネル建設を求める陳情につきまして、市から県及び国への要望に関する今の状態について答弁をさせていただきます。

まず、国道378号を管理されている愛媛県に対しまして、明浜町区長連絡協議会から陳情書を添えた要望書を愛媛県南予地方局西予土木事務所長宛に提出をいたしまして、地域住民の切実なる要望をお届けしているところでございます。

次に、国に対しての要望でございますけれども、西予市では市長、議長、産業建設常任委員長、建設課長が国道378号、八幡浜宇和島間の整備促進期成同盟会の会員となって活動しております。同盟会の要望事項として採択を受け、ほかの市と連携して進めていきたいというふうに思っております。

同盟会の要望事項につきましては、県内のほかの同盟会と合同で県知事要望、県議会要望、国土交通省四国地方整備局要望等の場で読み上げられますので、市単独で要望活動を行うよりも効果があるというふうに思っております。

なお、西予市関連の要望事項としては、既に蔵貫バイパスの早期事業採択を掲げているところで、あわせて要望を行ってまいります。

そのほか、土木事務所との意見交換会、知事との面談などにおいても、ご質問で触れていただきました安全の確保という点について、市長みずから重ねてお願いをしているところでございます。

また、ご存じかと思えますけれども、現在開かれております愛媛県議会12月定例会の一般質問においても、12月1日に愛媛維新の会、梶谷議員から国道378号線の整備状況の質問が行われ、土木部長より引き続き危険箇所の解消に取り組んでいる旨の答弁があったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 宇都宮俊文君。

**○3番宇都宮俊文君** ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

全体を通しまして、私これで終わりましたが、終わってみますと、一問一答にはなってなかったかなという感じがしております。まだ少し時間がありますので、本当に私は先ほども言いましたが、どうやったら若い子がここに残れるのか、そして特に1次産業で楽しくやっていけるのか、そ

ればっかり考えてやってきたように思うんですが、やはり田舎に対してプライドを持ってくれということもいつも言っております。普通、田舎の人であれば、都会と比べて不便さ、それから劣等感を持っているんですが、逆の発想を私はやります。特に首都圏に行っているいろいろな人と話しますが、自慢します。私の町には信号機がありません、コンビニがありません、道路にはセンターラインがありません、ここまで言ったら多分ほとんどの人がびっくりして、どんなところか、行ってみようかなというふうに、来てもらえます。特に若い子がわざわざ飛行機代を払ってミカン摘みに来てくれる、今こういう時代です。だから、逆の発想でやっていけば、西予市は十分魅力があると思えますし、食べ物も全てそろそろ、これをどんどんやっばり売り込んでいかなければいけないと思えます。

先ほど言いましたマイナンバーカードのことについても、断トツ1位になって名前を売る、そういうことでどンドン意識改革して、行政視察も来てもらおう、そういう市にならないといけないかなと思えます。そうすれば物が動き出すと思えますし、ただ単純に安全・安心ですとか、それだけでは物が売れるものではないと思えますので、やっぱり人だと思えます。私は上司もいない、部下もいない、そういう環境で好きなように農業やってきましたから、こういういいかげんな人間になったわけなんです、やはり職員の中でもいろいろな発想を持った人が伸びるような環境で、特に若い人が伸びていってもらったら、雰囲気が変わるんじゃないかなと思えます。実際の私たちの地域、今20代、30代の若者がどンドンふえてます。それから、空き家も逆に探してます。人が来て、住む家がないということで、そういう状態でございます。多分ほかの町では空き家が余って困っている、そういう状況でございますので、やはりこういう地域を一つずつ一つずつふやしていくことが西予市にとって大事ではないかなと思っております。先ほどから言っておりますように、やはり人がやらないことをやる、それからやれないことを何とかしてやろうかという心構えでこれからもやっていきたいと思えます。

本当に質問以外のことを、自分の考えを言わせていただきましたが、以上で終わります。ありがとうございます、どうも。

それから、傍聴に来ていただいた皆様、ご清聴ありがとうございました。失礼いたします。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時40分）

○議長 再開いたします。（再開 午前9時55分）

次に、17番小野正昭君。

小野正昭君。

○17番小野正昭君 12月定例議会の管家市長の招集の中にも述べられましたけれども、野村高校の三好智美さんが農林水産大臣賞、そして先ほど一般質問されました我々の同志である宇都宮俊文議員が農林省の最高賞の天皇賞、それから三好前市長が蚕糸のほうの功績賞を受賞されました。さらにまた、秋の叙勲において土居一豊先生が長年の自治功勞の功績によってはえある旭日中綬章を浴されました。私ごとで大変恐縮でありますけれども、土居先生は私に政治のイロハを教えてくださいました政治の師であり恩師でもあります。こうしてこの壇上に立たせていただきますのも、土居先生のご教導のおかげと言っても過言ではありません。まことに僭越ながら受賞されました4氏の方々に、心からの敬意と満腔の祝意を申し上げたいと思います。

さて、ただいま議長の許可をいただきましたので、今回は先ほど6月の定例議会で発言いたしましたとおり、当市の産業の基軸であります第1次産業の中から、我が町三瓶はミカンと魚の町であります。今回は水産業振興の1点に絞り、大きく以下の5項につき、通告に準じて質問をいたし、市長の初心並びにお考えをお伺いいたします。

質問の前に、例によって少し前段を申し上げます。

昭和20年7月26日、ベルリン郊外にあるポツダム町で我が国の無条件降伏の条件が発表され、同年8月14日に米、英、中国の3カ国の要請により、我が国は敗戦の条件であるいわゆるポツダム宣言を受託したのであります。このことにより、翌20年8月15日、朕深く世界の大勢と帝国の現状とに鑑み、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍びの玉音放送があり、終戦に至ったのはご案内のとおりであります。そのことにより、翌昭和21年2月13日、国内外のさまざまな力が複雑に絡み合う中、GHQが創案し、修正した日

本国憲法がつくられ、同年11月3日公布、翌22年5月3日施行されたのが現在の憲法であります。この憲法が我が国の最高の規範であるのと同時に、あらゆる法律の基軸になっているのはご案内のとおりであります。このことを受けて、これまたGHQの指導のもと、昭和24年12月14日、漁業法が改正され、翌昭和25年5月2日、漁港漁場整備法、いわゆる法律137号の制定に伴い、また同年5月31日、港湾法が施行されたのであります。

海は国民の財産、海域は県民の財産、地先漁港は地先漁民、前浜漁民の財産であります。この漁民の権利、財産、生活を守り育てていくのは行政の責務であると私は強く思うのであります。漁港の管理者は、市長、あなたであります。漁港者いや、三瓶町民の財産である三瓶町の漁港区は、西予市と八幡浜市の境界から八幡浜市大島沖の貝付小島を見通した地先600メートルと。また一方は、三瓶町と明浜町の境界から三崎町の梶谷鼻を見通した地先600メートルを結んだ線内が三瓶町の漁場であります。すなわち、漁権であり、公有水面であり、地上権と同様であると私は思っております。すなわち、漁権、また参考までに、漁港には第1種から第4種と特定第3種から成っております。県内で196港の漁港のうち、西予市は、周木、長早、二及、垣生、有太刀、皆江、下泊、田之浜、これは高浜漁港も含まれますが、渡江、俵津の11カ所が第1種漁港であり、その利用は地元の漁民が主とするものであります。三瓶と狩浜は第2種漁港であります。その利用範囲は第1種よりも広く、また第3種に属さないものであり、ちなみに第3種漁港はその範囲が全国的なものであり、近隣では八幡浜漁港がそれに当たります。

また、三瓶港には漁港と港湾があり、参考までに三瓶漁港の海域は、三瓶町安土栄浜534番地1、これは現の大棧橋南西へ約27メートルの地点から295度、垣生の旧松本造船あたりを見通した507メートル地先と、有網代立石193番地の3、立石岸壁から国道約49メートル、有網代側の地点から294度、すなわち二及、御手洗付近を見通したとした325メートル地先の両点を線で結んだ湾内及び陸岸に囲まれた海面が三瓶漁港であります。今回は取り上げませんが、この第2種漁港には、ご承知だと思います

が、さまざまな規制があります。

以上、述べましたことを市長はよく理解をされ、承知をされ、正直者がばかを見ないような、的確な行政指導を強力に行うとともに、これからの質問に真摯な答弁を期待するものであります。

前置きが長くなりました。本題に入らせていただきます。

これからの質問は初めて耳にすること、また経験及び対応したことの無い質問があるかと存じますが、水産業の推進、振興のために真摯に取り組んでいただきたい。

それでは、まず漁船・漁業及び魚類・養殖業振興についてお伺いをいたします。

現下の水産業を取り巻く現状は、地球温暖化も作用し、海水温の上昇による魚種構成の変化、栄養水の低下による海の基礎生産能力の低下、それらに伴う資源の減少は年々深刻化をいたしております。加えて、消費の減退による魚価の低迷により生産量も生産金額も減少傾向であり、その半面、燃油や資材の高どまりをいたし、労働生産経費は増加いたしておるため、漁業所得は減少の一途をたどっております。

また、漁業では水揚げ量らの収益性向上のため、漁業者みずからがブランド化、ネーミング化等のほか、ほかに直接出荷やインターネット販売など、6次産業化に取り組む業者もふえつつあることはご案内のとおりであります。

その課題として、漁業資源の維持、増大、生産価格、浜値の向上や操業の効率化、漁業所得を底上げし、漁業就業者の確保及び産地市場の集荷能力を高め、価格形成の向上並びにさらなる消費者の拡大や販路の開拓が課題として上げられます。

また、魚類、養殖業においては、八幡浜漁場管内はマダイの生産が集中している上に、消費の低迷などの影響により需給バランスが崩れ、魚価の乱高下が繰り返され、魚価の経営が不安定になっていると思われま。

そこで、質問をいたします。

漁船・漁業及び魚類、養殖業の振興について、生産価格の向上のため、鮮度維持の導入や八幡浜漁協と連携を図るべきではないか。また、消費者ニーズにマッチした生産技術の改良や冷凍並びに鮮度保持技術の開発及び漁業共済等への加入促進を指導、助言すべきではないかと考えますが、その対応についてまずお伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 失礼をいたします。

非常に広範囲なご質問だと認識をいたしております。

最初に、生産者価格の向上のため、市、町、八幡浜漁協等と連携を図るべきではないかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の水産業を取り巻く環境は、ご質問でも言っていただきましたように、水揚げ量の減少や消費者の魚離れ等による魚価低迷など、厳しい状況が続いております。漁船、漁業では、燃料油、資材高騰による漁業所得の減少、魚類、養殖においては、飼料価格の上昇による経営圧迫を耳にいたしております。このような状況から、生産者価格向上、また鮮度保持技術の導入の必要性がご質問で言っていただきましたように、言われているところでございます。

現在、八幡浜漁業協同組合との連携については、漁協財務改善計画推進事業といたしまして、漁業経営改善支援資金保証、運転資金借入金利息助成、魚病センターの経費助成、水産加工業運営経費の支援を行っているところでございます。

市といたしましても、八幡浜漁業協同組合が一日も早い健全な経営に戻ることを願って支援をしているところでございます。また、そのことが価格上昇にも寄与するのではないかと考えております。

行政と漁協、漁業関係団体及び漁業者においては、それぞれの役割があると思っております。行政の役割といたしましては、地域振興の観点から水産振興のための支援、漁協、漁業関係団体においては、漁業経営を取り巻く厳しい環境を主体的に切り開き、水産業を自立安定した産業に育成し、人材育成においても関与をしていくべきだと思っております。

漁業者におきましては、国民の共有財産である海の資源を適切に管理するなどが役割と感じております。そのようなお互いの意識の共鳴がまた価格向上につながるものと考えます。これに関係いたしまして、愛媛県では本年3月に第5次愛媛県水産振興基本計画を公表いたしました。当計画は、もうかる漁業の確立、担い手の確保、育成、活力ある地域の創生という3つの基本目標を掲げているところです。市といたしましても、県が取

り組む施策について情報共有を行い、地域の実情に応じた独自政策を見出していきたいと考えますが、漁協、漁業関係団体においても、活力ある地域の創生に向け、漁村社会の組織として漁業者の指導や支援のほか、生産から販売、消費までの一体的な事業展開や担い手の確保、育成など、漁村活性化につながる取り組みをみずから考え、実践していただくことを期待したいと思います。

質問の2つ目に、消費者ニーズにマッチした生産技術の改良や冷凍並びに鮮度保持技術の開発についてのお尋ねがございました。

現在、先ほど触れましたとおり、水産加工事業運営の支援をシーフードセンター八幡浜における水産加工品の開発及び販路開拓に役立ててもらっているところでございます。

また、漁業共済等への加入促進についてのお尋ねもございました。

西予市魚類養殖等特別支援事業補助として平成26年度から事業運営をしております。本年で3年目を迎えております。その目的は、長引く魚価の低迷による経営難を抱える魚類、養殖等漁業者の経営安定を図り、赤潮等、予測不能な自然災害から経営を守ることであります。

全国漁業共済組合連合会が行う養殖共済への加入を促進いたしまして、保証契約割合80%以上の経営体に対して25%以内の補助を行っております。平成27年度の実績補助額は、八幡浜漁協、明浜漁協、合わせまして410万4,000円を補助しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 行政の取り組み方についてはある程度理解をさせていただきました。

次に、生産原価の削減のため、漁船、漁業において、燃油価格高騰に対してのセーフティーネットへの加入及び低燃費機関へのシフト並びに漁船保険加入による災害リスクの回避、また魚類、養殖においても、同じく燃油及び飼料並びに資材の高騰に対するセーフティーネットの加入、低魚粉飼料の開発、漁協の魚類検査室と連携をして魚病や赤潮被害対策削減を図るべきだと考えております。その対応についてまずお伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 生産原価の削減のため、漁船、漁業及び魚類、養殖におけるセーフティーネ

ットの加入についてお答えをさせていただきます。

八幡浜漁協及び明浜漁協に聞き取りをいたしました。燃料油価格高騰対策及び飼料並びに資材の高騰に対応するセーフティーネットについては既に加入済みだと伺っております。

また、低魚粉飼料の開発、漁協の魚類検査室と連携して魚病や赤潮の被害軽減対策を図るべきについてでございますけれども、魚病センター運営事業について助成を行っておりますけれども、成果といたしまして、水質検査においては、急激な潮の流れにより状況が変化した場合に養殖業者への注意喚起が早急に対応できたこと。魚病検査においては、DNA検査等によりさまざまな疾病の原因が可能となったため、以前よりも不明病の件数が減少している、また既存の疾病の対策においても効果が上がっていると聞いております。

ほかにも、プランクトン検査により、赤潮の発生に対し、速やかに注意喚起できたと報告を受けているところでございます。このことは、事前に情報を得ることで養殖業者の対応がスムーズに対応できることから、今後も必要なことと感じております。

低魚粉飼料の開発につきましては、愛媛県の研究機関と情報共有を行い、推進したいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 次に、3点目として、販売数量増大のため、販路の開拓や魚食教育及び地産地消推進実施を強力的に行うべきだと思っております。その対応について、また同じく魚類、養殖についても契約養殖への取り組み実施、魚類文化の普及や魚食教育において、新たな販路拡大のための指導、助言をすべきだと私は考えております。市の対応並びにお考えをお伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問いただきました内容につきましては、県が提唱しております第5次愛媛県水産振興基本計画に基づき、持続的な漁業生産の確保、流通販売経路の見直し、消費の拡大、また近年県が推進をしております輸出の促進を協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 次に、後継者の確保と育成についてお伺いをいたします。

近年、先ほども申し上げましたとおり、水揚げ量の減少や価格の低迷、資材価格の高騰など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いておる中、水産業はきつい、汚い、危険といったいわゆる3K職場だったとも聞いております。また、負のイメージがあり、着業する人が年々減少傾向にあります。そのため、漁村の活力や生産力の低下及び漁業技術の伝承が途絶えつつあります。これを解消すべき、伊方町では伊方町新規就業者支援対策事業費補助金交付の要綱及び伊方町新規就業者支援対策事業実施要綱を策定し、後継者の確保と育成に取り組んでおります。ちなみに、技術者研修及び生活補助として、新規従業者月10万円、後継者月5万円の補助が3年から5年に延長されたようでございます。

そこで、お伺いをいたします。

市はこのことにつき、どのように考え、また具体的な施策はあるのか。なければ、今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 後継者の確保と育成についてのご質問がございました。

残念ながら、現在市として漁業後継者の確保について、また育成については具体的な打開策を持ち得ていないところでございます。先ほどご質問の中で伊方町における取り組みのご紹介をいただきましたが、現時点、西予市では同様の施策を実施する予定はございません。しかし、漁業関係においても、後継者確保が大切な問題だと認識しております。今後は漁業就業者が減少する中、将来にわたり漁業活動や漁村の役割を維持するため、漁協等と連携をいたしまして、意欲ある担い手の育成の支援を推進したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 この件は、先ほど申し上げましたように、3Kという事だし、少子・高齢化、1次産業の魅力のなさ等々、いろいろな理由があるかと思っておりますけれども、まず第1は地元漁協がどういうふうな考えを持って、どのよ

うな対策で、どのような後継者を育成するか、直接の漁協担当者がまず必死になって考える事項だと私は正直思います。それに呼応して、行政がどのような指導、手助けをできるか、その面において行政はできるだけ助言と援助をこれはしなければいけないなど、これが1次産業、水産業を守る大きな責務だと私は考えております。

次に、漁協組織の、先ほど言いました強化、大事なことですが、強化について、質問が多岐にわたりますけれども、まず漁協の体質強化と経営基盤の強化のために、新規就業者の支援を充実し、漁協組合員の加入を促すため、助言及び経営不振業に対する漁協と一体となった改善指導のお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 漁協の体質強化と経営基盤の強化のため、漁協と一体となった経営指導の考えというご質問だろうと思っておりますけれども、市といたしまして直接的に漁協に対して指導監督の権限は持ち得ておりません。ただ、県水産振興計画に提唱してあります活力ある地域創生のため、水産業を核とした地域活性化を図るため、漁協組織強化、環境・基盤整備、内水面漁業の振興に必要な施策を一緒になって推進していくことが必要だと認識しております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 次に、2番目ですけれども、今後、先ほども申し上げましたように、地球の温暖化等により海の力が弱り、赤潮の発生が増大すると懸念をされております。赤潮発生時などにより、大量にへい死した養殖魚の廃棄に係る助成をどのように捉え、また将来の対策として検討される考えはあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 赤潮発生時に起こります大量へい死した養殖魚の廃棄に関係してでございますけれども、近年におきましては、平成24年度の赤潮発生時に緊急支援事業として愛媛県及び漁業協同組合と連携をいたしまして、漁業者みずから処理できない死亡魚の処理に要する経費の一部を支援、対応したところでございます。

今後におきましても、赤潮被害が甚大な場合、県が緊急支援を行うことにあわせて、市につきましても、これまで同様に対応を行いたいというふ

うに思っております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 市としても対応しとるとい  
うことで、まことに結構なことでございます。

次に、漁協組織強化の3点目として、地物の何  
をどこにどのように流通させ、販売するのが最良  
か、マーケティング調査、戦略などを委託する業  
務に対する助成の考えがあるかどうかをお伺いを  
いたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 地物のマーケティング調  
査、戦略などを委託する業務に対する助成でござ  
いますけれども、当案件につきましては、魚類の  
流通、販売の専門的知見が必要だろうと思いま  
す。大変難しい問題でございます。まさしく漁業  
組合の英知にかかっているのだというふうに思わ  
れます。ご存じのとおり、西予市には2つの漁業  
組合が存在しております。それぞれの組合が協  
力した体制をとられ、ご質問いただいたような事  
業への取り組みを計画された場合、私どもといた  
しましても、改めて助成について検討していくこ  
とが必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 先ほども申し上げましたよ  
うに、やはりこの問題はまず当事者が、漁協自身  
がその気になって真剣にとるべきものだと考えま  
す。そして、ご案内のように、西予市には八幡浜  
漁協と明浜漁協さんがありますので、その辺の連  
携を密にするように、行政指導をしながら組織の  
強化にご尽力を要請するものであります。まさし  
く専門的な見地が必要でありますので、市として  
も前向きに、再度言いますけれども、勉強して検  
討していただくことを要請をいたしたいと思いま  
す。

次に、4点目として、地元の中高生を対象にし  
た水産体験学習、担い手確保のためにもこれをど  
のように取り入れる考えがあるか、また行ってい  
るのであれば、その内容をお伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 中高生を対象にした水産体験学  
習ということでございますが、現在中学2年生の  
職場体験学習におきまして水産体験学習を行って

おります。具体的に申しますと、三瓶中学校では  
水産会社、明浜中学校におきましては個人経営の  
養殖業者や明浜漁協におきまして、養殖魚への餌  
やり、養殖場の掃除、ちりめん商品の陳列等の体  
験をしているところでございます。一方、市内高  
校におきましては、近年は水産体験学習は行っ  
ていないということでございました。また、小学  
校におきましては、3年生、4年生から西予市教  
育委員会作成の副読本、西予の暮らしを活用して、  
明浜や三瓶で行われています水産業について学  
習をし、小学校5年生では日本の水産業の学習の中  
で愛媛や西予の水産業を学んでおり、養殖場の見  
学等も行っているという状況でございます。今後  
におきましても、地元水産業について学ぶ機会を  
設けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 小・中学校ということになり  
ましたら、教育委員会の所管ですので、これは  
教育委員会のほうで指導、教育できると思うん  
ですけれども、高校いいますと、県の所管が違いま  
すけれども、やはり地元の1次産業である水産業  
のために県教育委員会等ともよく連携をして、さ  
らなる水産業への高校生の理解とやる気を起こす  
ような教育をしていただきたいなと思います。

次に、地産地消、これから水産物の消費の拡大  
のため、地元小・中学生への魚食教育とともに、  
現在学校給食の活用はどのようになっているの  
か、お伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

魚食教育、また学校給食への活用状況というこ  
とでございますが、小学校におきましては、総合  
的な学習の時間や家庭科の時間に地域住民の皆  
様のご協力を得まして、地元水産物でありますち  
りめんやじゃこ天を使った弁当づくりをしたり、  
地元の水産物加工会社の方を招いて学習したりす  
るなど、魚食教育に取り組んでおります。

給食におきましては、地元産のちりめんやヒジ  
キ、また水産加工品を使った献立を立て、地元水  
産物の消費拡大に努めているところでございま  
す。

また、給食調理員の研修として地元の水産加工  
業者への見学等を行い、今後の地産地消の取り  
組みに生かせるようにしているところでございま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 次に、大きな4点目をお伺いをいたします。

西予市には、今現在漁港利用促進協議会というのがありますけれども、その職務の第2項に関して、現在の係留状況と今後の対応についてまずお伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 西予市の漁港利用促進協議会は、三瓶漁港の健全な漁港利用についての協議会と認識をしております。

平成28年度の協議会は、先般11月1日に開催し、協議をさせていただきました。三瓶漁港では、プレジャーボート等の放置禁止区域が設定されており、現在の係留状況を申し上げますと、10月末現在でございますけれども、安土地区は遊漁船が24隻、廃船等が5隻、有網代地区におきましては、廃船等が17隻となっております。

今後の対応についてでございますけれども、プレジャーボート等の所有者の把握に努め、移動願いの通知文書を送付するなど、協議会の取り組みとして漁協とも連携して進めていきたいというふうに思っております。

なお、平成21年度に設置をいたしましたプレジャーボートの係留施設の利用状況でございますけれども、現在72隻が利用していただいております。89%の利用状況となっております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 今の答弁ですけれども、今度の5番目の中にも関連をしますけれども、やはりどうしても西予市は水産業に対する行政がおろそかではないか、弱いんでないかなど、このように思います。

ちなみに、この協議会ですけれども、平成27年度はです、平成28年2月29日、もう年度末です、開催されております。また、本年度は、先ほどされたんですか、28年11月1日に28年度をされております。やはりこういうふうなことをせつかく決めたのであれば、遅くともその年度の6月ぐらいにはその検討と今後の方針等を、それこそ漁協と漁師の代表者、利用者と一体となつてまず漁港の正常な運営を図るべきではないかな

と強く思うものであります。さらなる努力を要請をしておきます。

次に、2点目ですけれども、今後の漁港保全、工事計画等についてお伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 今後の漁港保全についてでございますけれども、ご存じのように、現在各漁港においては整備後の施設の老朽化が進んできております。更新を必要とする施設が増加してきております。管理を体系的に捉えた計画的な取り組みが必要なことから、施設の長寿命化を図りつつ、また更新をするためのコストの平準化、縮減のため、漁港施設の保全計画書の作成を現在行っております。三瓶漁港内においては、これまでの調査で一部岸壁施設が老朽化のため、機能が低下しているということで、今後機能強化の保全工事が行われる予定になっております。現在、背後を通つとります国道378号線の道路改良事業等とも関係がございますので、西予土木事務所と調整、協議を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 私も海におりますので、船も持っておりますので、暇なときは気分転換に魚釣り行くんですけども、やはり数十年もたつとりまして、引っ張られて護岸が侵食しとるんです。やはりこれ、漁港の保全のためにも、大変厳しい状況下でありますけれども、378の先ほど宇都宮議員がおっしゃられた道路改良もしかりですが、住民、漁民の生活、安全を守るためにも、県に強く要請をこれはお願いをしておきます。

それから、最後の質問になります。

行政力の強化についてお伺いをいたします。

以前は、農林水産課という課になっておりましたけれども、先ほどといたしますか、数年前に林業課が分課になりまして、林業課独自になり、農水課になっております。やはり私は、それは大いに結構だとは思いますが、水産業もできたら第1次産業の水産業振興のために、新たな設置を明浜町と三瓶支所に置くべきではないか。また、どうしてもそれができなければ、それに対応できるような職員を配置すべきでないかと私は強く、またこれは三瓶町の漁業関係者、ほかその他町民も強く願っておることですので、どのようなお考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま行政力の強化についてのご質問がございまして、小野議員もご承知のとおり、平成23年度から本庁方式の移行によりまして、漁港水産係においては、23年以前は漁港係が明浜、三瓶、各支所に配置をしておりましたが、それ以降は本庁にその業務が移って現在に至っております。漁港水産関係業務が本庁からの発信だけとなっております、支所には漁港水産係の業務に携わる職員がいないことから、現場対応等について時間がかかっている状況があると考えているところでございます。

しかし、職員数が減少している中で、先ほど水産課の新設のご提言がありましたが、その設置は難しいと考えます。また、水産関係専属の担当者を支所に配置していくことについても、今のところ厳しいと判断している現状でございます。

今後は、支所の業務内容について協議を行いまして、漁業関係者の方からの相談、連絡をいただいた内容によっては、支所の職員での対応が行われるような体制、また本庁担当者との連絡体制の強化を行いまして、そういう点を総合的に行いまして、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 人員の配置とか経費の削減、人件費ですけど、それはありましようし、市長は市長でそういう考えだと思いますけども、できんと言えはできんのです。やろうと思えばやれるんです。どんなことでも知恵を使うのが行政、あなたたちのプロのする仕事ですから。なぜこの質問を私したかといいますと、今、先ほど言いましたように、促進協議会の対応もそう、まず今の三瓶の漁協の湾内に、どこの船だとは大体わかりますけども、夜入ってきて明かりをたいて根こそぎ持っていきよるんです、三瓶湾の魚を。これは違法ではないんです、県の漁権を持っとれば。しかし、先ほど言いましたように、漁港海域は、漁場は三瓶町民の財産なんです。三瓶町漁民の財産なんです。これが脅かされとるんです、現実。もうはっきり言いますけども、伊方漁港等は組合員なり、漁師がバリエードを張って、それはしっかりと自分の財産を守っています。行政も対応します。水産課も、八幡浜には課はありませんが、

それに等しい係を八幡浜も伊方も持つとるはずで。西予市ができんはずは私はないと思うんです。本当に水産業、漁民を守るのであれば、漁場である浜先漁民の生活を守る、育てるのが行政の大きな役割だと私は思っています。

さらに、先般、これは9月の加藤議員の質問に酒井部長がいわゆる社協の件について、その答弁で地域の衰退を防ぐためにも一極集中ではなく、拠点の分散は必要であると、地方を進展するために必要であると、このような答弁をされ、管家市長も同意をされたです。という観点からもやはり明浜、三瓶の地域の進展のためにも、一括で本庁でするんでなしに、職務分担をして、水産業の振興に努力をするのが行政の私は任務だと思います。これは強く申し上げます。

もう時間が、あとまだ14分ありますか、大分早くいきました、おかげで。的確な答弁をいただきましたので、本当にありがとうございます。もうこれ、先ほどの宇都宮議員ではありませんけども、時間ぎりぎりかなと思ひようりましたら、13分。

前段の話をします。

管家市長も当選をされてはや半年になるんですか、上昇、管家第何号機か知りませんが、着陸をして上昇気流に、上昇をして、何とか水平飛行になったかなと。着地場所はどこかわかりませんが、何年先かわかりませんが、水平飛行になって一安心をされてると思います。実は、徳川幕府がご案内のように、1603年に江戸幕府を開きました。滅亡したのが1867年で、15代将軍慶喜が大政を奉還をされました。その間、二百六十、何年になるんですか、4年ですね、なりますけれども、この約260年の長きにわたった徳川幕府の基礎をつくったのは家康でもなしに、家光でもないんです。2代将軍秀忠なんです。この2代将軍は、凡庸な將軍だとよく世間には言われております。お父さんの家康の意見を聞いて、凡庸な將軍だと言われておりますけれども、この方は13条から成る武家諸法度をつくって、徳川幕府のいわゆる基礎固めをしとるんです。また、物すごく部下をコントロールするにたけた、人の話を聞いて、部下の話を聞きながらコントロールするのにたけた將軍だと思います。

また、これまた余り言いたくはないですが、経費の削減のために40余りの大名を潰してます、

徳川幕府を守るために。幼名は長丸いいましたけども、この秀忠は宇和島藩の秀宗か、これと同じように、この秀は豊臣秀吉の秀からもうとんで。そういうふうなことで、秀吉もやはりこの秀忠……。

○議長 小野議員、小野議員、簡潔に質問。

○17番小野正昭君 まだ11分ありますから、時間内、持ち時間50分です、簡潔にやります。思いですから、聞いてってください。そういうことですので、市長に私の思いを言いようるんです。

ですから、やはりこの秀忠も、史上最強の2代目と、このように称されております。ですんで、議長から今注意がありましたが、私の言いたいの、西予市に後から振り返って、西予市市政最強の最大の市長であったなど、このようなためにもぜひ水産業の振興に力を入れていただきたい。

終わります。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時45分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時00分)

次に、1番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 爽麗会、宇都宮久見子です。

平成28年第4回定例議会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

10月21日昼下がり、鳥取県中部地震が発生しました。西予市にいた私のスマートフォンもけたたましいサイレンと地震ですのアナウンスに恐怖を覚えたのはまだ記憶に新しいところです。11月22日には、東日本大震災の余震といわれる地震も発生し、5年前をほうふつとさせる恐怖におびえました。震災で被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

最近、さまざまなメディアでも取り上げられている東南海・南海地震、南海トラフ及びその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震をいい、これまでおおむね100年から150年ごとに発生しており、前回の地震発生から約160年が経過しました。マグニチュード8から9規模の地震が30年以内に70%の確率で発生するとも言われています。発生すれば、東海から

九州にかけて甚大な被害を及ぼす最高クラスの地震の可能性があります。南海トラフ地震に備え、市民一人一人の自主防災強化の必要性、日ごろから自宅や学校、職場でのシミュレーション及び避難訓練は非常に大切なことだと感じています。

それを踏まえて、最初の質問に移ります。

今後起こり得るであろう南海トラフ地震に備えて、熊本地震、鳥取中部地震を教訓として西予市では過疎地域の避難方法や避難経路の確保はできているのでしょうか。沿岸地域の方々は、地震が起こったときに土砂崩れの危険箇所を想定されており、そこが崩れてしまうとどうやって避難するのか、自分たちは孤立してしまうと大変心配されていますが、道路やインフラ整備においてどのような減災、防災対策がなされているのか、伺います。

また、生きていく上で必要なライフラインの中でも特に水に関して、西予市全体の水道の耐震化についてですが、基幹管路耐震化率は明浜町で1.07%、宇和町で0.96%、野村町が26.32%、三瓶町が2.13%で、西予市全体として8.6%だそうです。全国平均は36.0%です。熊本地震の際、9割の世帯が断水した益城町では、基幹管路耐震化率は5%だったそうで、全国平均にほど遠い数値の当市でも、今後どのような水道施設の耐震化に取り組んでいくのか、お伺いします。

2011年3月11日の太平洋三陸沖を震源とした東日本大震災では、津波によつての被害が大きかったのを覚えていますか。西予市は、平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているだけでなく、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されています。当市の海側である明浜町、三瓶町にはどのような津波対策が行われているのでしょうか。防潮堤や避難タワー、高台への避難経路の確保など、現状と今後どのような事業に着手する計画か、伺います。

いつ来るかわからない災害に備え、都市計画マスタープランへの組み込みや見直し、予防対策事業への取り組みは、大変重要な課題になってくると思います。起こりもしていない天災、災害への無駄なお金だと思うか、予防策を講じ、命を守るという観点を重要視するか、理事者の考えを伺います。

そして、最近よく聞く小型無人飛行機ドローン、2015年4月22日、東京都千代田区永田町の総理大臣官邸屋上に落下した事件から余りよくない印象がついてしまったドローンですが、現在さまざまな箇所で活躍しています。平成27年9月の茨城県常総市鬼怒川堤防決壊の折も、対岸からドローンを操作し、河川側から低空で破堤箇所を初めて捉えて話題となりました。ほかにも、広大な田んぼや山々等、自然環境の確認や災害救助、不動産物件の確認、動いているものの撮影、行方不明者の捜索等、活躍する場所はたくさんあります。岡山県真庭市では、スマート林業の一環としてドローンを自治体で購入しています。海拔ゼロメートルから1,400メートルまでの広い面積を有する西予市の状況を把握するには、大変活躍すると考えられます。減災、防災の一環としてはもちろんのこと、災害時だけでなく、その有効性が注目され、民間企業や自治体でも導入が進んでいるドローンを西予市でも活用していくことはできないか、理事者の考えを伺います。

次に、宇和病院跡地についてです。

この宇和病院跡地が地域密着型特別養護老人ホーム、認定こども園、図書館等の施設を建設する計画に決定をしましたが、この宇和病院跡地の計画はたびたび変更されてきました。このたびたびの計画変更の理由と計画決定の経緯を含め、施設と跡地利用の今後の展望を改めて説明願いたいと思います。

また、市民多くの方が中心地の広い敷地に何ができるだろうか、どんな施設ができるのか、図書館ができたなら通うのが楽しみだと夢や希望が大変大きく、関心を持たれている場所です。地域に多様な施設が建設されることは、そこを拠点とした新たな未来像が想像され、それが市民にとって有効なものでなければなりません。そのためには、跡地の施設建設のみならず、周辺環境整備は重要となることは言うまでもありませんが、現状通学路となっている商店街の道は子供たちの登下校に利用され、車の往来も多く、交通弱者が行き来する道としての安全性を危惧しています。そんな中、跡地に施設が建設されるこの際に、周辺道路の再編計画を立て、将来につなげていくことは重要と考えますが、理事者の考えを伺います。

それに加え、現在の商店街の舗装も急速に劣化が進んでいます。商店街のカラー舗装は大変もろ

く、歩行者や自転車が通る端にはぼろぼろになった舗装の骨材が側溝にたまっています。私も自転車で通ってみました。ざらざらとした骨材が散乱している箇所も多く、ブレーキをかけたたりすると危険だと感じました。一部修繕はされていますが、全体的な補強を早目にしていかないと、今後修理に多額の費用が必要とされることが心配されますが、対策をどう考えられていますか。

次に3点目、西予市民病院の運営努力について伺います。

宇和町永長地区に西予市民病院が開院して2年余りがたちました。私も厚生常任委員会の視察で病院内を案内してもらったり、知人のお見舞いにも行きました。この西予市民病院ですが、外来に関して、多くの市民から西予市民病院は大変患者が少なく、いつ行ってもがらがらな割に待ち時間はとても長いといったような声が上がっているのをご存じでしょうか。公共交通の便は悪いし、待ち時間が長いのに時間を潰すテレビや雑誌もない。そのためか、西予市民病院を利用したいという声を余り聞かない現状です。

そこで、病院を建てかえる前と建てかえた後、どれくらいの来院数と収益がふえたのか、現在の運営状況と今後の展望はどのように考えているのか、お尋ねします。

今後改善すべき点は、市民の声を反映して市民ファーストで早目に手を打つべきだと思いますが、来院数増加のための具体的な対策はあるのでしょうか。

加えて、市民病院には、産婦人科、小児科がありません。管家市長は、公約に安心を体感できるまちづくりを掲げておられ、子供を安心して産み育てる環境づくりや子育て支援を見直すと言われて

います。そこで、産婦人科や小児科を常設することは市長の公約にマッチすると思いますが、検討していくことはできないか、市長の考えを伺います。

最後に4点目、室内温水プール建設についてです。

夏の限られた日数しか利用できない市民プールの現在の利用状況と今後の活用をどう考えておられるのでしょうか。維持管理の方針とあわせてお尋ねします。

現在、西予市内の学校プールも全て屋外プールで、宇和中学校水泳部の部活動は、シーズンオフ

の平日は陸上でのトレーニング、週末のみ市外の吉田プールへ個人でバスを使って通っています。吉田プールは大変利用者が多く、レーン確保ができないこともあるそうです。西予消防署員と有志の水泳チーム、F S Cも八幡浜市民プールで練習しているそうです。現在、子供たちの多くが通っている習い事ナンバーワンはスイミングスクールで、割合として約5人に1人が該当することになります。近隣プール施設で教室利用者の4割が西予市民だと聞きました。西予市民がわざわざ市外のプールへ出向いていくような不便な状況です。城川町にあるクアテルメ宝泉坊のプールは、温泉を利用した健康保養施設であるため、教育やスポーツの一環としての利用は大変厳しいものです。宇和島市や八幡浜市、そして愛南町、吉田町、伊方町には公共の室内温水プール施設があることを考えると、西予市は周りの市町村と比べて都市機能の整備がおこなわれているのではないのでしょうか。当市でも昔から建設希望は出ているのに、なぜ西予市には室内温水プールができないのか、不思議に思います。例えば、各学校のプール維持管理費を考えれば、室内温水プールを1つ建設し、各学校からそのプールに通う等の方法も考えることができないのでしょうか。一言にプールといっても、長水路、短水路、水深、コンパクトなプール、特色のあるプールとさまざまです。特色あるプールの一つとして、松山市内には水球チーム、シンクロナイズドスイミングチームがありますが、試合条件を満たす練習場が愛媛県内にはありません。それらを満たす温水プールの建設により、県内唯一の練習拠点となるとともに、無縁であった競技を地域に生み出し、競技人口の増加や競技人材の発掘、育成も可能になると考えます。そのようなことから、老朽化が激しく、これ以上利用者増加が見込めない現在の市民プールを室内温水プールに建て直すことが西予市のためには必要ではないかと考えますが、理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 宇都宮議員、1つ目のご質問の減災・防災対策について、1点目の避難経路、避難方法、インフラ整備について、3点目の津波対策の現状と展望について、4点目の防災面から、また産業面からのドローンの活用について答弁させていただきます。

1点目と3点目につきましては関連がございますので、本市の津波対策を含めた防災、減災対策の取り組みについて答弁させていただきます。

未曾有の大災害となった東日本大震災以降の対策としまして、まず津波から迅速かつ安全に避難できる環境整備を最優先に、自主防災組織を中心として緊急避難場所の選定を行ってきたところです。現在、明浜で39カ所、三瓶で58カ所、合わせまして97カ所を指定しております。指定後は、避難場所の標識、誘導表示板、また海拔表示板、防災倉庫の設置や避難場所及び避難路の舗装、手すりの設置など、順次進めてきておるところでございます。

海岸部以外の地域におきましても、指定避難場所に表示板、防災倉庫の設置、発電機、簡易トイレ等の配備を行っております。また、自主防災組織活動育成補助金を創設をいたしまして、避難方法を踏まえた避難路や避難場所の簡易な整備に要する経費、備蓄食料や防災資機材の整備に要する経費を補助しているところでございます。

今年度、特に惣川地区におきまして、重症患者の早期搬送をするためにヘリポートの整備を行いました。これによりまして、病院収容の30分以上の短縮が期待できるものというふうに考えております。

次に、市民みずからが命を守る行動に直ちに移れるように、避難訓練の実施や防災マップの全戸配布などの啓発活動により防災意識の一層の醸成を図っているほか、自主防災組織の核となります防災士の養成にも取り組んでおるところでございます。

一方、インフラ整備につきましては、災害時において迅速かつ確実にその情報を伝達する手段として重要な役割を担っております同報系防災行政無線の老朽化に伴い、アナログ方式からデジタル方式への再整備を実施をしているところでございます。平成25年、26年では野村地区の整備を完了しておりますが、緊急地震速報を屋外拡声子局及び戸別受信機を通して受信できるなど、情報伝達手段を強化してきたところでございます。

引き続き、今年度から明浜、そして三瓶地域の整備を実施してまいります。特に津波対策としまして、監視カメラを設置をしての情報収集や緊急避難場所への屋外拡声子局を設置をし、本庁舎5階の親局との双方向通信のできるように情報伝達

手段の寸断を軽減することがそれによってできてまいりますので、そういった整備も進めておりました。今後も市内全地域デジタル化に向けた事業を進めているところでございます。

災害発生時における避難経路の確保は非常に重要な課題と考えております。特に橋梁につきましては、市道においては682橋の橋梁がございます。平成25年度に橋梁の長寿命化修繕計画策定に着手をして以来、既存の道路橋やトンネルの点検を行って、適切な修繕を施すことで道路構造物の健全度の向上と長寿命化を図ることに取り組んでおりました。通常の施設保全が向上すれば、災害時にも効果があるというふうに考えております。

近年、大規模自然災害が多発をしております。防災、減災対策に対する市民の意識も非常に高いものとなっております。各種計画への明確な位置づけ、そして関係機関との連携はもとより、市民総ぐるみで総合的な防災態勢の確立に努め、地域防災力の向上につなげていきたいというふうに考えております。

4点目の防災面や産業面からのドローンの活用についてであります。無人航空撮影機ドローンにつきましては、本市においても林業部において主に林道災害時の被災状況確認や写真撮影を目的に平成27年度に導入をしております。議員ご指摘のように、ICTを、情報通信技術を活用したスマート林業が岡山県真庭市を初め、広がりを見せております。今年度、本市においてもICTの事業により森林情報のデータベースの構築を進めておるところでございます。今後、森林情報の一元化により施業の効率化やコストの縮減につながるものと考えております。

災害時の活用におきましては、ことし6月に発生をいたしました宇和町大江のため池決壊災害時においても、上空からの被害状況の撮影や、また災害現場の資料として活用した実績もございまして、今後災害状況の把握、あるいは山間部及び海岸部での行方不明者の捜索等への活用が想定されてるところであります。

また、近年、農業分野におきましても、農薬の空中散布、あるいは病害虫、雑草の発生状況の把握、植生分析、施肥時期、収穫適期の予測等にも活用が進んでおります。

しかしながら、墜落事故等によりさまざまな問

題も指摘をされていることでもありますので、まずは林業分野での活用実績を検証し、安全性や有効性及び法制度の動向等を踏まえながら、さまざまな視点から検討をしていくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 宇都宮議員から2点目、減災・防災対策としての水道施設の耐震化への取り組みについてのお尋ねがございました。

近年の大きな地震によりまして、市民生活や社会経済活動に不可欠な重要なライフラインであります水道施設への被害が発生し、断水等の状況が報道されるたびに、安全で安心な水道水を安定的に供給することの難しさを痛感しているところでございます。

このような状況の中、減災対策といたしまして、地震にも強い水道を目指してこれまで以上に水道施設の耐震化への取り組みが展開されており、その状況が施設の耐震化率として公表されているところでございます。

議員ご指摘のとおり、西予市上水道の基幹的な水道管約84.2キロメートルのうち、耐震化適合管は平成27年度末で約7.3キロメートル、8.6%の耐震化率となっております。愛媛県の耐震率も、平成26年度末で23.2%、全国45位の低い状況であり、その理由といたしましては、県内の水道事業においては施設が点在し、管路が長いこと、また市、町の厳しい財政状況等が上げられております。この状況は、西予市でも同様でございます。

このように、耐震化率では低い状況ではありますが、西予市水道事業といたしましては、水道料金を財源とする限られた予算の中で基幹的な管路を含む総延長約410キロメートルの水道管のうち、漏水事故の頻発する箇所を中心に順次耐震管への更新に努めている状況でございます。

また、水道施設の耐震化では、特に重要とされております浄水場、配水池におきましても、老朽化の著しい基幹施設を重点的に更新し、安定供給を目指しております。

旧町別で申し上げますと、宇和給水区域におきましては、平成24年度から上松葉浄水場の更新事業に取り組んでおりました。今年度完成をいたします。来年度からは、上松葉配水池を耐震性配水池へと更新する工事に取り組む予定といたして

おります。

また、野村給水区域では、愛宕山配水池を耐震性配水池に更新し、本年4月より給水を開始しております。

三瓶給水区域でも浄水施設を更新する計画でありまして、本年度愛媛県への認可を受ける準備を進めているところでございます。

明浜給水区域では、今後改築が計画され、明浜地区の防災の拠点となります明浜支所の敷地内に飲料水兼用の耐震性貯水槽を設置すべく検討を進めております。なお、この耐震性の貯水槽につきましては、平成26年度、野村小学校のグラウンド内に整備しているものと同様のものがございます。

このように、施設の耐震化や防災対策には取り組んでおりますが、特に浄水場、配水池の更新につきましては、1つの施設で何億円という財源と、計画から完成までに複数年、多くの歳月を要することから、今後の水道事業の経営状況を考慮しながら計画的に進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 宗企画財務部長。

**○宗総務部長兼企画財務部長** ご質問、2つ目の宇和病院跡地について、1点目の計画変更の理由と利用計画決定の経緯と今後の展望はとのご質問について答弁させていただきます。

宇和病院跡地につきましては、昨年12月に旧宇和病院跡地利用検討委員会から答申があり、西予の未来を紡ぐ場所というコンセプトのもと、地域の学びを核として交流の促進、福祉の充実、健康の増進、産業の創出の4本柱につながる複合的な施設空間と仕組みの整備について提言をいただきました。その答申を尊重しつつ、庁内関係部署におきまして、総合的かつ具体的に検討、協議を行い、病院跡地の利活用計画を決定し、さきの11月臨時会において関連する予算を補正計上し、議決をいただいたところでございます。

利活用計画のうち、国道側の敷地に整備予定の図書館とコミュニティー施設との複合的な機能を有する社会教育複合施設や交流広場及び施設利用者の駐車場につきましては、ことし6月の定例議会でご説明をさせていただき、整備内容等、変更はいたしておりませんが、PFI手法では実施しないことといたしました。

また、うわまち東保育園及びうわまち南保育園の老朽化と耐震不足に伴う改築の必要性、西予市第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備など、福祉関連施設の充実を図るため、もともと利活用が未決定であった郷団地側の敷地に地域密着型特別養護老人ホームと認定こども園をあわせて整備することといたしました。

旧宇和病院跡地に整備いたします施設の今後の展望でございますが、図書館等の社会教育複合施設や交流広場及び福祉関連施設を整備することから、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の利用が想定をされ、答申のコンセプトにもございます西予の未来を紡ぐ場所となるようさまざまな事業が展開できる施設として有効活用を図りたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 管家市長。

**○管家市長** 宇都宮議員からご質問のありました宇和病院跡地の中の質問要旨の2についてご説明をさせていただきます。

旧宇和病院跡地の整備構想と商店街通りを総括した道路環境の再編計画についてでございますけれども、旧宇和病院跡地の整備に伴いまして、商店街を経由した車両の通過の増加というものが見込まれます。交通渋滞や交通弱者に対する通行の安全確保がご指摘のとおり、危惧されるところでございます。

道路交通の安全対策として商店街通りの道路拡張につきましては、商店や事業所等が密集している状況であることから、事業費、総合的な観点において現実的に難しいと判断しております。よって、児童・生徒の登下校や交通弱者への安全性を向上する対策を関係機関と検討を図り、道路交通の安全に努めたい、そのように考えているところでございます。

しかし、旧宇和病院跡地整備施設等への連絡道路の整備が重要でありますので、国道56号からのアクセス道路として市道旧町地区187号線を主体として、現在の道路用地を活用しました旧宇和病院への宇和島自動車路線を介しておりましたルート、旧バス路線ルートを拡幅整備することにより道路環境の構築を図りたいと、そのように考えている次第でございます。

**○議長** 二宮産業建設部長。

**○二宮産業建設部長** 商店街のカラー舗装補修について、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在のカラー舗装は、宇和町卯之町地区まちづくり交付金で平成17年から20年にかけて4年間で約2億8,000万円をかけ実施いたしました商店街及び宇和町並み舗装整備でございます。施工延長は2,260メートルでございます。表層には天然骨材を使用し、雨水が表層基盤の流れる仕組みをとっております排水性舗装といたしております。この排水性舗装は、一般的なアスファルト舗装よりも経年劣化による傷みが激しいという欠点がございますけれども、水たまりができていく、歩行者が歩きやすいという点に配慮してつくられたものでございます。これまでに駐車場の出入り口などで損傷が著しく、補修が必要と認められた部分につきましては、平成27年度に240平米、事業費286万3,000円で補修を実施をしたところでございます。

ご指摘いただきましたように、部分的に表層骨材の剥離が生じまして、側溝部に一部散乱している状況が見受けられます。早期保全対策を行うとすれば、舗装骨材の全面被覆補強が適切と考えておりますけれども、対策に要する経費は五、六千万円程度が見込まれます。

現状におきましては、路面の陥没、あるいは波打った状況等は発生はまだしておりません。被覆補強を実施した場合には、排水性舗装の機能低下も想定されます。ご質問にございましたように、歩行者、自転車通行者に配慮した対応を、経過観察を行いながら判断したいというふうに考えております。

ここで、今回インフラ関連のご質問が多くありましたので、市としての考え方を少し触れさせていただきます。

既にご承知かと思っておりますけれども、先日11月28日にインフラメンテナンス国民会議が立ち上がりました。これは、国内のインフラの多くが高度経済成長期に整備をされ、今後急速に老朽化していくことを踏まえて、人々にもたらされる恩恵を次世代に確実に継承していくため、適切な維持管理、更新を目的に取り組みが開始されたものでございます。

全国では、70万強とも言われる橋や1万本と言われるトンネルを初め、公営住宅、河川管理施

設、下水道施設、港湾施設など、さまざまな対策が必要です。そのためには、厳しい財政状況の中で国や地方公共団体だけではなく、民間企業の技術と知恵、国民の理解と協力が不可欠となってまいります。早目に対策をとっていかなければならないもの、また危険性を分析した中で優先順位をつけ、取り組んでいくものもでございます。

先般、実施をいたしました市民アンケートの速報によりますと、幹線道路の維持補修や草刈りを重要視されている方が66%を超える結果が出ております。既に老朽化が進み始めている状況でございます。

今後は、先ほどからのご質問にもございました新たなインフラの整備も必要になってまいります。従前からの新設、改良に加えて、維持補修のコストが大きなウエートを占めてくることは明らかでございます。そのためには、継続して取り組んでいくことができる計画的な取り組みが必要でございます。どうつないでいくか、大変重要な時期に来ているわけでございます。地域の皆様のご意見、また議会の皆様のご意見をいただきながら、よりベターな方向を定めて進めてまいりたいと思っております。今後ともご理解、ご協力をお願いをいたしたいと思っております。

**○議長** 三好公営企業部長。

**○三好公営企業部長** ご質問の3番目、開院後の西予市民病院の患者数、収益、運営努力と今後の展望についてのご質問がございました。

ご承知のとおり、西予市民病院は平成26年9月21日に現在の永長地区に新築、移転をいたしまして2年が経過したところでございます。開院後、地域の病院として人を大切に、安心と信頼の医療を提供する病院を基本理念といたしまして、地域の中核病院として医療、福祉の増進に努めてまいりました。また、患者対応など、接遇面を重視し、接遇研修を重ねながら職員の意識改革にも力を入れてきたところでございます。

ご質問に大変患者数が少ないとのご指摘がございましたが、市民病院は廊下の幅、各フロアの面積を広くゆとりあるスペースを確保したつくりとなっておりますので、少し閑散と感じられることもあるかとは思いますが、開院後、患者数は増加傾向でありまして、1日の平均外来患者数はことしの10月診療分で198人、駐車場も入り切れない状況で、駐車場確保のため、職員が現在病院

裏の通路や空きスペースに駐車しておりますが、さらに車を移動しなければならないほど駐車場不足の状況となっております。

また、待ち時間が長いとのご指摘をいただきました。

これにつきましては、新病院開院にあわせまして導入いたしました電子カルテ、オーダーリングシステムによりまして診察手続を簡素化するなど、待ち時間短縮に向けた努力をしているものの、予約の状況でありますとか患者様の容体等で診察時間が前後すること、また検査等で待ち時間が長くなる場合がございますので、これにつきましてはご理解をいただきたいと、このように思っております。

さて、ご質問の患者数及び収益の件でございますが、ご承知のとおり、旧宇和病院では診療科が6科と少なく、施設も老朽化し、外来、入院患者様にご不便をおかけしておりましたが、新病院が開院いたしましたからは施設も一新され、明るい環境のもとで14の診療科を設け、充実した医療機器を整備し、安全・安心な医療を提供しているところでございます。

平成27年度決算を基準に、開院前の平成25年度と比較いたしますと、患者数につきましては9,363人の増、医業収益につきましては約2億4,800万円ふえております。また、26年度との比較では、患者数が5,407人の増、医業収益につきましては約1億9,400万円ふえている状況でございます。外来患者数でいいますと、平成25年度が3万4,241人、平成26年度が3万8,465人、平成27年度が4万1,198人と開院後、順調に増加しているところであります。

このように、開院後、患者数、収益とも伸びておりますけれども、将来の人口減少に伴います患者数の減少は病院経営を左右する大きな問題であると危惧しているところでございます。

次に、運営努力と今後の展望、方針についてでございますが、現在医師不足の中、非常勤医師によります週1回の診療科もございまして、これら診療科の常勤医師を確保し、市民の要望に沿えるよう診療体制を充実させ、経営の安定につなげていきたいと、このように思っております。

また、泌尿器科関係の透析につきましては、当初月、水、金のワンクルーでありましたけれど

も、患者数の増加によりまして、本年10月から火、木、土を加えましてツールにいたしております。このことによりまして、月曜日から土曜日まで透析を実施することにより、患者様の要望に応えることができるとともに、医業収益の増につながるものと思っております。

今後の方針でございますが、人口減少に伴う病床数の調整を初めとした野村病院との機能分担、また隔日交代で行っております2次救体制の集約など、野村病院との将来の展望を踏まえた経営検討会を開催しているところでございます。今後におきましても、両市立病院の経営安定化、効率化を目指しますとともに、基本理念のもと、地域の中核病院として負託に応えるようさらに努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 管家市長。

○管家市長 市民病院に産婦人科、小児科を常駐することが私の公約にマッチするということ考えるが、検討していくことはできないかというご質問に対してお答えをさせていただきたいと思いません。

この2つの問題については、以前から市民の皆さんからいろいろお声をいただいている問題であるというふうにお聞きをしておりますし、今回西予市民病院が開設するに当たりまして、市民の皆さんにアンケートをとりましたところ、新病院への期待の中で大きい問題として診療科の充実ということが上げられており、その中でも市内には産婦人科を専門とする病院がないということで、新病院での設置を望む声が多数寄せられていたと聞いております。そして、新病院建設時にその声をどう生かすかということについて協議、検討を重ねられたということ聞いております。

しかし、市としましては、最終的には次の3つの理由から新病院での産婦人科の設置を見送ることとなりました。1つ目の理由といたしましては、全国的な医師不足の中で産科医を希望する医学生、研修生が大幅に減少していることから、大学の医局から医師を派遣していただく、医師の確保が厳しく、関連病院への派遣ができない状況であり、市民病院での産婦人科医師の確保が難しいという点が1点。それと、2つ目の理由は、医師不足のみならず、看護師不足の現状で、産科に必要な助産師等のスタッフの確保、これが大変難し

いという点。そして、3つ目の理由といたしまして、近隣の市に施設やサービスが充実した民間の病院が多く開院しているということでありました。

しかしながら、当市で年々増加をしております女性特有の病気に対応するためには、検診等による早期発見に努め、適切な処置を講じることが重要と考えまして、医師招聘に努力をした結果、現在支援いただいている医師の協力を得ることができまして、産婦人科ではございませんが、婦人科を新設したところでございます。

小児科におきましても、小児科医を希望する医学生、研修医が減少しております。近年では地方だけではなく、大都市におきましても医師不足傾向となっております。大学医局に支援をお願いを現在もしているところですが、医局員に限られておまして、医師の派遣が困難なことから、小児科設置がかなわなかったものでございます。

このような中、婦人科につきましては、先ほど申しましたように、現在週1回の外来診療を非常勤医師により支援をいただいているところでありますけれども、今後におきましては、この婦人科の医師の常勤化を目指すとともに、大学の医局へ対しまして産婦人科、小児科医師の派遣を継続的に強く要望し、医師確保に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

貴重なご提案をいただきまして、ありがとうございます。そのような考えで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 現在の市民プールについて、また室内温水プールについてのご質問がございました。

まず、西予市宇和プールの運営状況についてでございますが、議員おっしゃるとおり、7月1日から8月31日までの2カ月間、市民の皆様にご利用いただいているところであります。通常は午前10時から午後5時までとしておりますが、7月20日から8月20日までの間におきましては、就業者の利便性を考慮して利用時間を午後8時まで延長をしております。西予市宇和プールは、50メートルの長水路という特徴もあり、一般利用のほかにも西予市中学生水泳大会にも利用し

ているところであります。

平成28年度の利用者数は、合計で5,570人、おおよそ1日当たり105人となっております。2カ月間の利用期間となっておりますが、夏休みには宇和町内の全ての小学校プールが開放されておりますが、宇和プールにおきましては、5,500人余りの皆さんが楽しんでおられ、市民の皆様には十分ご利用いただいていると思っております。

西予市内にありますプールは、1カ所を除き、全て屋外プールであります。唯一屋内にある城川町クアテルメ宝泉坊の温水施設は、運動やマッサージ、リラクゼーション等の温泉療養のためのプールなどで、水中を歩いたり、ジェットを当てたりする施設でございます。施設内に水泳ができる20メートルのプールコーナーもありますが、本格的に水泳をするスポーツ施設ではございません。過去に水泳に利用できないかというご相談もあったこともあるようでございますが、水中運動教室用の手すりなどを設置しており、2コース程度しか利用できないため、無理であると判断された経緯もあるところでございます。

室内温水プールの整備には多額の建設事業費が必要であり、ご提案の水球やシンクロナイズドスイミングの公認プール建設となると、水深など、特別な施設になり、建設費が増大すると予想されます。また、施設の維持管理費が高額となることも予想されるほか、その深さゆえ、一般市民の利用者が大幅に減少することも懸念されます。宇都宮議員がおっしゃいました近隣の吉田ふれあい運動公園温水プールの会員700名のうち、約200名の方が西予市民であるということも承知しておりますが、厳しい財政事情の中、限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、各事業の選択と集中、そして費用対効果の見きわめも健全財政を運営する上で大きな柱であります。泳ぐことは、健康増進や体力低下を抑制することは、大変効果的であることも十分理解しておりますが、現時点では温水プールの建設に踏み切れない状況でありますことをご理解いただきたいと思います。

当市としては、今後西予市宇和プールを運営していく中で、市民の健康増進及び体力向上に資するため、現状のプール施設の維持管理を徹底し、施設の継続と利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 まず、宇和病院跡地、道路の問題ですが、バスが通る道を7メートル拡幅と説明を受けました。一部7メートル拡幅のつもりか、全面7メートル拡幅のつもりか、部分的に考えられているのであれば、全面7メートル拡幅の必要があると思います。交通弱者、安心・安全を優先すべきと考えます。今後さまざまな観点から予算の試算をしていただきたいと思います。

次に、西予市民病院についてですが、外来の患者さんが少ないと私は聞きましたが、答弁によると少しずつふえているようで、少し安心しました。これからもせつかくの市民病院がよりよいものになるようより一層の努力をお願いしたいと思います。

答弁がありませんでしたので、再度質問いたします。

待ち時間を潰せるテレビ放送や雑誌の設置はできないでしょうか。

最後に、温水プールの件ですが、答弁の中にもありましたように、多額の費用が必要ということで、それは他の市町村でも同じであります。何度も出ている室内温水プール施設の建設、踏み切る勇気、これは市民ともども一緒に今後考えてくべき問題だと思います。前向きな検討を要望したいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 宇和病院跡地の利活用の接続道路の関係について、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど市長のほうからも答弁の中でございましたように、56号線から病院跡地への道路につきましては、7メートルの幅員を計画しております。これは、いわゆる56号線からの進入ということもございますし、直線道路でない部分がすぐに来るような状況になりますので、7メートルの確保というふうに考えております。

その後、郷団地に向かつての直線道路につきましては、現在の道路を活用しての拡幅5メートル道路を計画しております。5メートルとはいいますが、側溝部分を含めまして6メートルの確保をしておりますし、現道を利用しながらの道路ということで、実際のところは7メートル、8メートルあるいは9メートルというところの状況も

できます。

バスの進入というお話ございましたけれども、基本幅員5メートル、6メートルございますと、バスとしての進行は十分に可能であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいまテレビ、雑誌を置くことはできないかという再質問がございました。

このテレビの設置につきましては、開院当初、いろいろな角度から協議を行いましたけれども、設置をしないということで今動いておるところですが、しかしながら開院当初は、先ほど申しましたように、電子カルテ、オーダーリングシステムを導入しましたが、その運用がうまく機能してない時期がございまして、待ち時間が大変長い時期がございまして、その折には退屈するので、総合窓口にもテレビを設置してほしいという要望がございました。しかしながら、再度協議を重ねてまいりましたけれども、患者さんの中には雑音が気になる方もいらっしゃいますし、また総合窓口を設置いたしますと、待合室から患者が離れてしまって、呼ばれたときに不在であるということ、探すのにも時間がかかり、診察時間が余分にかかってしまうというようなこともございまして、これらを勘案いたしまして、もう設置しないという方向に決定をいたしております。

また、雑誌につきましては、旧宇和病院のときに確かに設置をしておりましたが、これも途中で撤去をいたしております。これにつきましては、幹部会、感染委員会等で協議をいたしましたけれども、院内での感染防止の観点から設置しない方針でございますので、この件につきましてもご理解をいただきたいと思います、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうからは温水プールの件についてお答えをさせていただきます。

これは、旧宇和町時代からそういう話がございました、宇都宮町長から。そしてまた、新市になってもありました。あることはすばらしいことであろうと思いますけれども、今の財政状況を考えますと、それだけの利用者があればすぐにでもやって活用していただきたいと思いますけれども、

年間何人来られるか、そういう計算をしたときに、その当時は近隣の町の施設を使うこともまたこれもやぶさかではないのではなかろうかというようなことで見送りになった経緯がございます。やる以上は、そういう皆さんのご利用の、それから市外の方のご利用、そういうところで経営が成り立っていくのかどうかというようなことも考え合わせて検討させていただきたいと、そのように思います。

以上、答弁といたします。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 市政全般において、もちろん温水プール建設もそうですが、できない理由よりもどうすればできるのか、どうやっていくべきか、市民、行政、知恵を振り絞り何事も前向きに検討していただきたいと思いますものだと思います。

これで質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後0時06分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、9番竹崎幸仁君。

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 改めまして、こんにちは。

本日4番目、本日最後の一般質問者、議席番号9番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従いまして、分割質問により3つの質問をさせていただきます。

1つ目です。

産業廃棄物処理施設の問題点とこれからの取り組みについてです。

6月の一般質問での中村一雅議員の質問と一部重なりますが、地元選出議員の一人として私も同様の質問をさせていただきます。

この問題は、私が三瓶町の地域審議会委員のときの平成25年2月16日の愛媛新聞で初めて知り、その会合で私が質問してスタートしたものであります。

まずは、場所の悪さであります。

確かに設置場所は宇和町ですが、三瓶町民の水源地のすぐ上流に設置されていることは大変大きな問題であります。大半の三瓶町民の飲料水として利用されている水源地の上流に設置されている

ことは、危険きわまりないことと思います。また、急峻地の造成地だけに、崩落の危険度の高い場所でもあります。現実の問題として、江戸時代の終わりころ、隣接する尾根の南側が大雨で崩落し、ため池が決壊したことにより新しいため池がつくられています。それが尾根の先端部分にできている現在の新池と呼ばれるところです。

次に、海岸部の特徴としてですが、夏場の日中は海風、夜間は山風となります。冬場の北西の風や夏場の日中の風は、郷内、岩木、山田方面に吹き渡っていきます。この風に乗って、悪臭とともに人体に悪影響を及ぼすダイオキシンと呼ばれる物質は宇和川にも大量に運ばれることとなります。山林や田畑に振りまかれたダイオキシンは、降雨により下流の野村ダムに蓄積され、近い将来南予用水として活用している人々のそれぞれの地域に届けられることとなります。数年前、登録有形文化財に認定された歴史的な遺産である三瓶隧道は産業廃棄物処理施設のすぐ上にあるため、煙突がわりとなって悪臭等を宇和川にまき散らすことになるかもしれません。その可能性は極めて高いと思われます。

このように、産業廃棄物処理施設は、三瓶町民だけでなく、宇和町民や西予市民全体、そして南予地方全体に大変な悪影響をもたらす可能性が高いものと言えます。確かに産業廃棄物処理施設は、国にとっては必要不可欠な施設の一つです。ですが、設置された場所が悪過ぎます。施設のレベルも低過ぎます。万一、このまま稼働し続けた場合の危険性についてどう考えられているのか、お伺いしたい、これが1点目です。

沖縄県の宮古島産廃問題は1999年に始まり、2001年の訴訟、2007年の判決で民事は住民の勝利でしたが、行政裁判は県に落ち度なしとの判決が出されています。当然住民側は控訴していますが、2016年の現在、まだ判決は出されていません。これからもまだまだ時間が必要な状況だと考えられます。

一方、長野県の産廃問題は、90%を超える住民の反対運動により業者側が断念したとのことでした。一時期ですが、長野県内には200カ所もの、小規模ではあるが、産廃関係の施設が建っていたようで、それらを超えたはるかに大きな産廃施設が予定されたことにより、千曲川周辺の人々が立ち上がって反対運動を起こしたことが長野県

内全体に広がっていき、住民側の要求が通ったそう  
です。幸い、多数の関係者のさまざまなご尽力  
により、産廃施設は昨年の秋からとまった状態に  
あると聞いています。一市民として今のところは  
心から安堵しています。鶴の飛来地としても、鹿  
児島県の出水平野に次ぐ実績と聞き、安全な場所  
にしか飛来しない彼らの越冬を本当にうれしく思  
っています。この今の状況がずっと続くように、  
市民の安心・安全を守る西予市としての今後の対  
応をお聞きしたい。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 今ほどの竹崎議員のご質問  
にお答えをしたいと思います。

2点あったかと思えます。1つ、2つ続けて答  
弁をさせていただきます。

産業廃棄物処理施設の稼働における市の認識に  
ついてでございますが、処理施設の設置許可につ  
きましては、国からの法定受託事務により県が廃  
棄物処理法で定めた基準だけではなく、さまざま  
な法律の適用や周辺地域の環境保全等、専門家を  
含めた審議会を行います。その結果、施設の設置  
に適合していると認められた施設であったことか  
ら、県による設置許可がなされたものであると認  
識をしております。しかしながら、現実において  
は事業者の性能試験時に基準値を超えた事案が発  
生しており、市民の皆様が施設設置に対し、不安  
を感じられていることも事実であると思えます。  
このことから、今後施設の再稼働があった場合  
は、愛媛県と連携をして施設の維持管理が計画ど  
おりに実施され、地域の生活環境の保全上に問題  
がないかどうか、厳しく監視をしてまいりたいと  
考えております。

2点目の市としての働きかけについての答弁で  
ございますが、事業者みずから行う事業活動に対  
し、直接的にその活動を制限する行政の関与につ  
きましては、法令等を遵守されている中ではでき  
ないものと考えております。

先ほどの答弁の中でも述べましたとおり、産業  
廃棄物処理施設設置許可申請は県の許可権限であ  
り、市といたしまして設置許可の取り消しや施設  
の撤去などを求めることはできません。しかしな  
がら、三瓶住民から市へ要望のありました市道の  
路面排水の不良による施設等への水の流入防止対  
策につきましては、住民の不安解消のため、道路  
側溝の整備を昨年度及び本年度において行いまし

た。また、引き続き次年度においても整備を行う  
予定であります。

なお、ご質問の中でもありましたとおり、現在  
施設は休止中で稼働しておりませんが、将来事業  
者が事業を再開したときは産業廃棄物のみ処理を  
行うことになると考えております。ただ、将来事  
業者が新たに事業所から排出される一般廃棄物の  
処理を行おうとする場合には、県に一般廃棄物処  
理の設置許可申請を行い、市に対しましては一般  
廃棄物処分量の許可申請を行う必要があります。  
しかしながら、現在市の方針といたしましては、  
家庭及び事業所からの排出される一般廃棄物の処  
理は広域で処理することとしており、八幡浜市へ  
焼却を委託しているため、市内の一般廃棄物が当  
該施設で焼却されることはありません。したが  
いまして、事業者としても、当該施設の今後のあり  
方については自社で検討されるものではないかと  
考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 最後のほうにおっしゃって  
いただいた市内の家庭及び事業所から排出される一  
般廃棄物の処理は当該施設で焼却されることはな  
いとの答弁をいただきました。これを具体的な根  
拠を明示していただきたいということと。

それよりもう少し前にありましたが、引き続き  
次年度においても整備を行う予定との答弁をいた  
だきました。ここいらも、来年度、平成29年度  
の工事概要を伺いたい。

以上、2点です。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 現在どこの市におかれまし  
ても、一般廃棄物処理実施計画というのを策定す  
ることが義務づけられております。西予市の場合  
は、現在平成28年度は三瓶、宇和それから明浜  
の事業系一般廃棄物は八幡浜南環境センターで焼  
却をすることと計画書となっております。また、  
野村、城川におきましては、野村クリーンセンタ  
ーで焼却をすることが決まっております。

しかしながら、野村クリーンセンターを28年  
度で焼却部分を廃止することに伴いまして、先般  
の9月定例議会におきまして、野村と城川の  
ごみを八幡浜南環境センターで焼却すること  
に對しまして議決をいただいておりますので、  
来年度、平成29年度からはこの計画にのっとり  
まして、

西予市の全域の一般廃棄物が八幡浜南環境センターで焼却されることとなっております。この焼却につきましては、八幡浜市議会においても受け入れを9月定例議会で議決をいただいておりますのでございます。

それから、2点目のご質問の来年度の整備についてでございますが、三瓶隧道から県道へ向いてあと残り250メートルぐらい側溝が残つとるかと思っておりますが、その部分の工事をする予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 竹崎幸仁君。

**○9番竹崎幸仁君** ただいま1つ目の質問の全域が八幡浜市へ、そして八幡浜市もオーケーしたということ。それから、残り250メートルをさらに補強工事といいたいでしょうか、それを徹底させて水の処理そのものがきちんと正しく流れていくようにということだと思います。間違いないでしょうか。ありがとうございます。

私たち三瓶町の細川一博士が発見したとされている熊本県の水俣病は、約60年が経過しています。そのうち、被害者の闘いは子や孫へとずっと引き継がれ、今なお苦しみの中にある人もおられるわけです。ただいまの答弁を聞き、私たちの市の安心・安全の取り組みの一端がうかがえ、多少ですが、胸をなでおろすことができました。今後市民、三瓶町民を守る対応をさまざまな視点から力強く推進していただきたいと、これをお願いして1つ目を終わりとします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目です。

危機管理意識の向上についてです。

先日の研修視察で東日本大震災の被災地の現状について学んできました。当日は想定外の津波だったと関係職員は語っています。ある方は、市役所の前を車が流されていく光景、これはいまだに消えませんが語っていただきました。気仙沼市も石巻市も復興の真ただ中で、頑張っているが、ボランティアの数も減ってきており、資材等の供給も不十分なため、完全復興はまだ先だとも語っておられます。石巻市では、当初は五、六メートル程度と予想していたのですが、倍以上の津波が押し寄せ、甚大な被害だったと悔しそうに述べられました。このことについての報告は派遣者等から聞いていると思っておりますが、東日本大震

災以降、西予市としてどのような対応をとられているのかをまずお伺いしたい。

次いで、安政南海地震、これは1854年です、の記録によると、三瓶町の津波は3.5メートル、半島部の旧伊方町は4メートルと掲載されています。被害状況は口伝によるものとあり、当時の三瓶町の記録は、役場火災のため書類なしと書かれてもいます。地元の有識者に聞きましたが、古老の言い伝えでは、大津波がやってきて新池の下まで船が流されたと聞いています。安政の地震のレベルは、何百年に一度のさきの東日本大震災ほどのものではなく、津波の高さもさほどではなかったと書かれており、三瓶町内の流出家屋はゼロで、死亡者もいなかったとのことあります。平成23年度の区長時代、当初は最大5メートル程度との津波であると言われていたのですが、この歴史的なことを告げ、そして事実を確かめて再調査してほしいと依頼したのですが、その後約9メートルに訂正されてきました。

これらのことから、我々の地域に30年以内に起こるだろうと想定されている南海地震への対策を考えると、明浜町や三瓶町の対策は果たして十分と言えるでしょうか。現地本部の代替場所など、被災時の災害対応の指揮等の対応策について説明願いたい、これが2点目です。

3点目として、三瓶支所の海拔は約4メートルぐらいだと思います。ここに想定外の津波が襲来したとしたら現状では防ぎようがなく、災害対応の拠点となる支所からの指揮等がとれない状況となります。視察した気仙沼市も石巻市も高台への移転等を考えられ、市民病院等は移転中でありました。明浜支所については、高台への移転計画が推進されていると聞いています。

そこで、三瓶支所の移転についてはどのようなお考えか、説明願いたい。

以上、3点についての説明を求めます。

**○議長** 宗総務部長。

**○宗総務部長兼企画財務部長** それでは、ただいまのご質問の1点目の予想される津波への対策というふうなことのご答弁を申し上げたいと思います。

この件につきましては、午前中の宇都宮議員のご質問の中にもございまして、答弁をさせていただいたところでございますけれども、まず津波から迅速、そして安全に避難できる環境整備を最優

先に取り組んできたところでございます。自主防災組織を中心としまして緊急避難場所を設定を行いました。そして、愛媛県や愛媛大学の協力により、実地検証を重ねまして、現在明浜には39カ所、三瓶には58カ所、合わせて97カ所を指定したということでございます。指定後につきましては、避難場所の標識でありましたり、また誘導表示板で海拔の表示板の設置、そして防災倉庫の設置、避難場所及び避難路の舗装等の整備を順次進めてきたところであります。

また、市民みずからが命を守る行動に直ちに移動することができますように、津波避難訓練の実施や津波浸水想定区域等を記載しましたハザードマップの全戸配布を行いまして、その啓発を行っております。防災意識の一層の醸成を図るほか、自主防災組織の核となります防災士の養成等も取り組んでいるところでございます。さらに、複合災害を想定しての地域全体での避難訓練等を通じまして、課題を検証しながら実効性を高めていただいております。防災、減災に対する市民の方々の意識が高まってきております。今後、関係機関との連携、さらに深めながら市民総ぐるみでの防災態勢の確立のため、地域防災力の向上につなげていきたいというふうなことを考えております。

次に、2つ目の三瓶支所の対応についての1点目の被災時の災害対応の指揮等の対応策はというふうなご質問にお答えをしたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、近い将来起こるとされており南海トラフ巨大地震が発生した場合に津波を伴うものとなりまして、沿岸部の三瓶地域におきましてはより甚大な被害を受けることが想定をされるところでございます。愛媛県が発表をいたしました被害想定では、三瓶港沖合30メートルの最大津波高が約9.3メートル、そして三瓶支所付近の津波浸水深は5.7メートルという検証結果が公表されておりまして、そうした場合には三瓶支所に現地対策本部を設置することができないというふうな状況も想定をされるところでございます。このため、三瓶地域の中心部において代替場所となり得る場所及び施設を実地検証し、検討をしております。最終的には7カ所ほどに絞りまして、高さ、スペースの確保、あるいはインフラの整備率、天候等への対応、支所からの

距離、そして耐震性、津波耐震性等、諸条件を勘案した結果、やぐらの下団地が適地であろうというふうな判断をしております。

また、特に今年度から2カ年をかけまして災害時において迅速かつ確実に情報を伝達する手段として重要な役割を担っております同報系防災行政無線につきまして、老朽化をいたしましたアナログ方式からデジタル方式への再整備を実施をしているところでございます。この整備を行うことによりまして、緊急地震速報、そしてエリアメールの自動起動や雨量計や監視カメラを設置することで情報収集も可能となっております。さらに、津波の緊急避難場所へ屋外拡声子局を設置をし、親局との双方向通信が行えることで情報伝達手段の寸断を軽減するというふうなことを考えているところでございます。今後さらに防災行政無線の効果的な活用と代替場所への必要資機材等の抽出やその整備、そして職員参集のあり方など、実効性のあるものとなりますように引き続き検討、検証を重ねていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私からは三瓶支所移転の検討についてのご質問についてお答えをいたします。

現在の三瓶支所は、旧三瓶総合庁舎が建築後60年以上経過をしており、老朽化が激しく、耐震性もなかったことから、西予市の支所では一番早く耐震化対策を図ることとし、当時有効活用を検討しておりました平成9年に建築され、耐震性を備えた三瓶保健福祉総合センターへ移転を平成21年度末に決定をいたしまして、平成22年度に約1億円の経費を投じ、改修工事を行いました。その後、平成23年5月に移転をして現在に至っております。三瓶支所の周辺には、三瓶文化会館や八幡浜市消防第3分署、三瓶小学校、三瓶病院、商業施設など、住民生活には欠かせない施設が集積されておりまして、支所としては利便性のすぐれた最適な場所に設置をされております。

しかしながら、ちょうど三瓶支所移転に前後して、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、東日本では未曾有の大惨事となりました。これは、三瓶支所改修完成間近なときの大惨事でありました。そのため、当市では近い将来起こるとされている南海トラフ巨大地震に備えるとともに

に、三瓶住民の安全・安心を確保するため、この津波への対策についていろいろこれまで検討を重ねてまいりました。具体的なことは今宗総務部長が答えたような内容でございます。

今後は、これまでの検討、検証を踏まえながら、住民の命を守ることを最優先課題と捉えて、三瓶支所の移転とこの必要性も含めて検討、検証をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 3点の質問にお答えいただいて、ありがとうございます。

1点目の防災士の養成等や自主防災組織の活用、それから2点目の問題ではやぐらの下団地が適切じゃないかと。3点目のことでは、今後前向きに検討するというのを回答していただきました。

行政の担当者はこう嘆いておられました。1週間は当たり前、1カ月はかなりの人間がそうでしたという、つまり風呂にも入れなかったわけでありまして。そういう厳しい状況の行政の職員たちの対応が、本当に情報では私たちはテレビ等で知っていましたが、もう全く真に迫った言葉を聞くとやはり胸につまされます。住民のために必死で活動していたという話が本当に聞くたびに胸を打たれたものでした。そのくらい厳しい現状、そういった震災ということをご想定したときに、今お答えいただいた中でさまざまな整備を推進されているということはわかりました。具体的にその事業実績はどのくらいなのか、そしてその主なもの、これをちょっと再質問したいということと。

それから、アナログからデジタル方式への再整備を実施と説明がありました。このことについても、デジタル整備における指揮命令等の情報伝達のアナログと比べてのメリット、これらがもう少し具体的に説明していただかないと、地域住民としての安心・安全は、もう少し詳しく知りたいということに尽きると思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問ですけれども、こういった実績があるのかというところからご説明を申し上げたいと思います。

まず、避難場所の標識なんですけど、先ほど申し上げましたんですが、全避難場所に設置をしとり

ます。これは、先ほどの97カ所に設置を現在しておるところでございます。

また、避難の誘導表示板ですけれども、これは主要道から避難路へ進む、そういったところへ設置をしております。避難場所1カ所につき1基、整備をしておるといった状況でございます。

また、海拔の表示板ですが、これは海岸地域、合わせまして144基ほど設置をしております。

また、防災倉庫なんですけど、全緊急避難場所に1基設置を予定しております。現在のところ71基ほど設置が完了しております。

今後、設置場所等が決まり次第、順次整備をしていくということで、全避難場所に設置をするというふうな計画であります。

また、避難路とかあるいはその避難場所の整備なんですけど、これももう地元の要望等々、それぞれの地域の状況によって要望が変わっておりますが、その要望に沿って43カ所ほど設置が整ってあるというふうな状況であります。

また、防災士なんですけれども、平成27年度末で130人ほどおります。これは、明浜で14人、三瓶で25人、宇和で50人、野村で17人、城川で24人というふうな状況であります。今年度さらに50人程度、新たな防災士ができるんじゃないかというふうな見込みであります。さらに、その地域の防災力を高めてほしいというふうに願っております。

次に、デジタル整備におけるその指揮命令系統情報伝達のメリットはというふうなご質問でございました。

現在、アナログで放送がされております。三瓶支所内に親局が設置をされております。このため、もし津波被害を受けましたら一斉配信ができないというふうな状況でありまして、本庁舎の5階に遠隔制御装置を設置をしておるんですけども、それも親局がだめになったら使えないというふうなそういう状況でございます。それをデジタル化することによりまして、親局は本庁舎の5階に設置することになります。そのことによりまして津波の被害は受けないという状況になるわけですけれども、屋外拡声子局が被災しない限り、被災地での受信が可能というふうになってまいります。特に津波の緊急避難場所に屋外拡声子局を設置するというふうなそんな計画でございます。受信側の被害を軽減ができるということでありま

す。さらに、その屋外拡声子局と親局との双方向通信、電話のような通信ができるというふうなことが可能となってまいります。災害対策本部におきましては、避難者及び被災状況の情報収集及び職員、あるいは消防団員等への指示等の情報交換が可能となるというふうなことに整備ができるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 ありがとうございます。今お聞きして危機管理意識を高めた万一に備えての対応があれこれ推進されている状況を聞き、少しだけ安心しました。

やはり気になるのは、三瓶支所の建てかえの検討についてです。これは、やはり万一の際の現場での指揮系統が最も重要だと被災地の担当者であった職員の方々も口々に語っておられます。その点、今のデジタル化されたことにより、そしていろんな監視カメラですか、それを設置することにより被害状況は間違いなく把握できると思いますし、双方向通信により情報は間違いなく今までのよりは、より詳細に綿密に交換できると思います。その点は間違いなく安心なんです。先ほども言いましたように、やはり現地がもう混乱した状況で、その場にいる行政職員がどう住民を安心さすかということはすごく大きな問題だと思うわけです。そここのところ、その建てかえそのものもぜひとも早期の実現をさらに計画推進していただきたいと強く希望しますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3つ目は、西予市の真の一本化を目指してという大きなタイトルをつけましたが、それはこれから述べさせていただきます。

三瓶町は少しぐらいの症状なら地元の診療所や病院を利用しますが、三瓶町民はですね、失礼しました。入院等になるとやはり路線バスを利用して出ざるを得ません。その際、現実面では他市の総合病院へ行く傾向が非常に強いという現状があるわけです。せっかくオープンした西予市民病院を利用しないというより、利用できないことに違和感を覚えるわけです。

そこで、初めに町別の西予市民病院の利用者数を知りたいわけです。その中で特に三瓶町内の3地区、東地区、北地区、南地区、この3カ所があ

るわけです。3地区の地区別の利用者数を教えてください。あわせて、西予市民病院の特徴や他にないこの近隣の、他にない設備面等を教えていただきたい、これが1点目です。

三瓶町内の先ほど申しました北地区、南地区の通院者は、西予市民病院への直通バスがないため、東地区の営業所で一度降車して新たに乗りかえるしかありません。もちろんこれは帰りも同じことになるわけです。これでは、仮に西予市民病院を利用したいと思っても、便数の少ない、しかも高齢者にとって不便なほうは使いたくないと考えるのは当然だと思うわけです。この現状についての打開策を伺いたい。

以上です。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま竹崎議員から市民病院の利用者数、また市民病院の特徴についてのご質問がございました。

先ほど宇都宮久見子議員のご質問にもお答えしましたとおり、西予市民病院は平成26年9月に開院をいたしまして、2年が経過したところでございまして、市民病院では建物本体が新しく整備されたことに伴いまして、あわせて最新の医療機器を導入したことによりまして、今般人口減少の中、開院後の患者数はふえている状況でござい

ます。さて、1点目のご質問の旧町別の市民病院の利用者数でございまして、平成27年度外来で受診されました実人数で比較をしてみました。この実人数でございまして、例えば1人の患者が一月に複数回受診されましても1人としてカウントをしております、それを一月単位で積み重ね、1年間を集計したものでござい

ます。地区別で申し上げますと、宇和町が1万8,399人、72.9%、明浜町が1,701人、6.7%、野村町が1,584人で6.3%、城川町で447人、1.8%、当三瓶町が1,546人、6.1%、それから市外、県外が1,569人、6.2%でござい

ます。この三瓶町の年度別の外来患者実人数でございまして、平成26年度が1,002人、平成27年度が1,546人で、開院後、平成26年10月から患者数は急激に伸びている状況でございまして、三瓶町の多くの方に利用をいただいとるところでござい

次に、三瓶町から来院いただいております地区別の外来患者数でございますが、これも先ほど申しました平成27年度の実績で申し上げますと、朝立、安土地区などの東地区が640人、蔵貫、皆江地区等の南地区が296人、垣生、二及地区などの北地区が610人、合計で1,546人となっております。東地区からの患者数が多い状況となっております。

また、先ほど申し上げましたように、今回新病院ができて、開院してから三瓶地区からの患者様も徐々にふえてきている状況でございます。

次に、市民病院の特徴でございますが、市民病院におきましては、新病院開院時に2次救急病院としてふさわしいMRI、CT等の最新の医療機器を導入いたしまして、診療の充実を図っております。このMRIにつきましては、旧宇和病院では0.2でしたけども、これを1.5テスラに、CTにつきましては16列から80列にレベルアップをいたしまして、より精密な検査ができるよう整備をいたしております。

また、消化器系、がん診療の充実を図るため、内視鏡センターを新設をいたしまして、信頼と高度医療を提供しているところでございます。現在、5名の内科医師が常勤で対応をしておりますけれども、そのうちの4名は消化器内視鏡検査の経験が豊富でありまして、ほとんどの検査に対応できております。さらに、月に1回でありますけれども、岡山大学医学部卒で元岡山赤十字病院の消化器内科部長の支援をいただきまして、より難しい症例にも対応をしているところでございます。

当院は、開業医では困難な治療を行っております。ERCP関連、大腸内視鏡検査など、治療内視鏡といいまして、診断のみではなく、内視鏡治療を主に行っております。

当院の特徴といたしまして、今ほど言いましたERCP、内視鏡的逆行性胆管膵管造影といいましますけれども、これの関連の治療が多く、これに常時対応できるドクターが4名いる病院は極めて少ないというふうに思っております。

ご承知のとおり、総胆管結石は小さな石が総胆管の末端に詰まり、閉塞性胆管炎を起こすと最悪半日で死亡する可能性がございます。以前は開腹手術をしておりましたが、今ほど言いましたように、内視鏡治療によりまして1週間程度で退院で

き、患者さんへの負担も少なく、すぐれた方法でございます。

また、先般鼻から挿入する最新のレーザー内視鏡を導入をいたしました。これは県内に導入している医療機関はごくわずかであり、精密な検査によりまして早期がんの発見が可能で、今後の病院、当院の目玉と思っております。

一方、患者様が入院される病室の室内でございますけれども、十分な広さを有するとともに、患者様やその家族にとって明るく親しみやすい快適な医療空間となっております。これらをPRするとともに、スタッフを充実させまして、市民から信頼を得ることにより、選ばれる病院になることを重点課題とし、これまで市外に流れていた患者様を呼び戻すこと、また先ほど議員さんのほうからおっしゃっていただきました三瓶地区の患者様を取り込むことなど、患者数をふやし、安定経営につなげていきたいと、このように思っておりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 宗企画財務部長。

**○宗総務部長兼企画財務部長** 2つ目の三瓶地域から市民病院等への路線バスについてのお尋ねがございました。

この路線バスを利用しまして三瓶地域から西予市民病院へ行くためには、周木方面、そして下泊方面からのバスともに、宇和島自動車の三瓶営業所において八幡浜方面行きから宇和方面行きに乗りかえる必要がございます。

議員のご質問の中にもありましたように、周木、八幡浜、市民病院線と下泊、八幡浜、市民病院線からの乗り継ぎをなくして、宇和方面直通便を運行するといった方法もあろうかと思っておりますが、この2つの路線につきましては現在国庫補助の対象路線というふうになっております。三瓶、そして歴史博物館線と集約をしまして、路線を変えてしまいますと、現在2つの路線で年間およそ630万円ほどの補助金を受けておりますけれども、その補助金を受けられなくなるというふうな状況もございます。また、当然ながら運行業者であります宇和島自動車との協議や市をまたいでる路線ですので、八幡浜市との協議も必要になってくろうかというふうに思っております。

ただ、26年に西予市民病院が開院をしたとき

にあわせまして、三瓶方面からの利便性を高めるという意味合いで、宇和方面行きへの三瓶歴史博物館線を1日に4便から5便に増便をしているという状況であります。これによって利用者もふえております。もちろん、この5便でも十分な便数ではなく、乗りかえを必要とする皆様には不便な状態であるというふうなことは認識してるところでございます。市の財政状況や需要等に応じた適切な運行内容を考えていく必要があるというふうに考えております。

なお、今年度西予市全体の公共交通ネットワークを構築するために、西予市地域公共交通網形成計画を策定する予定としております。既に市内3,000人を対象とした住民アンケートや市内16カ所におきまして聞き取り調査を実施をしております。さまざまなご意見をいただいているところでございます。それらの意見をもとにしまして、計画書の中に路線、便数、料金等につきまして定めていくこととなりますけれども、限られた予算の中で利用者が見込まれるところへの効率的な交通施策を実施する。そして、病院や買い物に行く便の使いやすさ、そして通学生が使いやすい便とするため、今後検討をいたしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 わかりやすい回答、ありがとうございました。

西予市民病院においては、ちょっと驚きましたが、レーザー内視鏡、早期がんの発見に有効であると、こういうすばらしい装備面での充実するのはすごく大きいことだと思います。この件を勘案しますとなおさらですが、1,546人の三瓶町の利用者の中で、東地区は640、南が296、北610と教えていただきましたけれども、これらの大半は車か、または家族が連れてきたかどうかで、恐らく足の全くない人からは利用できない現状があると思われるわけです。この点を私はまたもう少し調査させていただいて、やはりここは将来に先ほど言いました真の西予市の一本化を考えるとときに、どうしてもこれは考えていかなければならない問題の一つだと思われるわけです。大変な経費、630万円の補助金、これが消えても大変ですし、いろんな意味で難儀されとる

などということは今お聞きしてわかったことですが、いずれにしても今後の将来をにらんだときに、やはりここは一つ手をつけていかなければならない分野の一つじゃないかと考えるわけです。その今お聞きしたこと、さまざまなことは理解できましたが、このままではせっかくの市民病院のよさを生かすことはまだまだできにくいと思われるので、ぜひご検討いただきたいということ。

最後になりますが、西予市は一つという思いは5町、皆同じだと思います。三瓶町との真の合併の課題は、路線バスだけでなく、さまざまな問題が山積していると感じているわけです。全て一度に完璧ということは、これまた不可能だと思います。ですが、これらの一つ一つの課題の解決が西予市民の安心・安全に直結するものだと信じています。今後、これらの課題の解決を目指し、三瓶町民だけでなく、西予市民に夢と希望を与えていただきたいと願って、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす12月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時52分

平成28年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

- |          |            |                       |       |
|----------|------------|-----------------------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年12月6日 | 三瓶支所長                 | 西本喜代人 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 消防本部消防長               | 西川 傳  |
| 1. 開 議   | 平成28年12月6日 | 総務課長                  | 宇都宮 裕 |
|          | 午前 9時00分   | 財政課長                  | 山岡 薫彦 |
| 1. 散 会   | 平成28年12月6日 | 監査委員                  | 正司 哲浩 |
|          | 午前11時37分   | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |       |

- |         |  |      |        |
|---------|--|------|--------|
| 1. 出席議員 |  | 事務局長 | 浅野 信也  |
|         |  | 議事係長 | 原井川 英一 |

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹也
- 3番 宇都宮 俊文
- 4番 加 藤 美香
- 5番 中 村 一雅
- 6番 河 野 清一
- 7番 佐 藤 恒夫
- 8番 山 本 英明
- 9番 竹 崎 幸仁
- 10番 小 玉 忠重
- 11番 源 正樹
- 12番 井 関 陽一
- 13番 菊 池 純一
- 14番 中 村 敬治
- 15番 二 宮 一朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正昭
- 18番 宇都宮 明宏
- 19番 森 川 一義
- 20番 藤 井 朝廣
- 21番 酒 井 宇之吉

- 1. 議事日程 別紙のとおり
- 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
- 1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 欠席議員  
なし

1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 市 長                      | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長                    | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長                    | 保 木 俊 司 |
| 総務部長兼<br>企画財務部長<br>会計管理者 | 宗 正 弘   |
| 公営企業部長                   | 山 口 正 人 |
| 産業建設部長                   | 三 好 敏 也 |
| 生活福祉部長                   | 二 宮 紀 夫 |
| 教 育 部 長                  | 酒 井 信 也 |
| 明浜支所長                    | 松 川 伸 二 |
| 野村支所長                    | 道 山 升 文 |
| 城川支所長                    | 尾 下 孝 二 |
|                          | 田 村 剛   |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、7番佐藤恒夫君。

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 改めまして、おはようございます。議員番号7番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問をいたします。

初めに、聴覚障がい者のことで質問をいたします。

私は、聴覚障がい者の方と話す機会っていうのが月に1回程度あります。私のこの頭の髪を散髪していただいているところがそうです。椅子に座ると、通常散髪するまで世間話からスタートをいたします。先日お店に行ったときに、友達の方が困っていることがあるからちょっと佐藤さん聞いてほしいんやけどっていうふうなことでお話がありました。聴覚障がい者が困っていることっていうのが、防災無線の内容がわからない、2つ目に市役所、病院あたりで意思を正確に伝えることができないというようなことでした。1つ目の防災無線の内容がわからないっていうことを聞いたときに、聴覚障がい者の方がお話をされるまで全く私は気がつきませんでした。健常者にとっては防災無線から流れてくる朝の定時放送等は何げなく聞いていますが、障がい者の方には全く情報が伝わらないわけです。生活に密着した情報、例えば水道管が破裂した断水の案内、急遽休日当番医のほうに変更になったなど、音声情報だけで伝えようとすると、情報の存在に聴覚障がい者の方は気づかれず、大きな不利益が発生をします。

そこで、文字等の視覚で伝える方法はとれないものか。聴覚障がい者の方を対象にしたメール配信の希望者を募るなどの対応ができないものか。

2つ目の、聴覚障がい者の方は外見上は非常に

わかりにくい障がいであります。その人が抱えている困難も他人からは気づかれにくい側面があります。障がい者の方のコミュニケーションの方法としては、手話、筆談、口話などがありますが、どれか1つあれば十分というものではありません。聞く方が上手に聞いてあげなくては伝わりません。障がい者の方が伝わらないと、周囲にあわせてわかったふりをせざるを得ないのです。筆談をよく求められますが、筆談は障がい者の方の能力や努力不足と見られることがあり、筆談を避ける方もいらっしゃいます。

そうしたことから、市役所、病院等に手話通訳のできる方を配置できないか。職員の中に手話ができる方がどのくらいいるのか。救急車、救急隊員は、聴覚障がい者の方の対応はどうされているのかを伺います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 おはようございます。

まず、佐藤議員、1点目の聴覚に障がいのある方への防災行政無線のメール配信についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、聴覚に障がいを持たれている方の現状について述べさせていただきます。ことし11月現在の西予市内の聴覚に障がいを持たれている方の人数ですけれども、182名おられるということでございます。議員ご指摘のとおり、広報紙等を見て救急当番医の病院に行ったところ、変更になっていたというふうなことで大変困ったというふうな事例もあるところでございます。メール配信というふうなことができれば大変便利だというふうな、そういった声は伺っているところでございます。現在、野村町においては、平成27年4月からですけれども、防災行政無線のデジタル化運用を行っているところでございます。それにあわせて、聴覚に障がいを持たれている方向けへの文字表示盤、文字表示つきの戸別受信機、これを設置をしております。現在22世帯に設置をしているというふうな状況でございまして、ただその方への情報を配信する場ですけれども、放送原稿を手入力する、そういった手間が必要となっております。したがって、現在においては、非常災害時のみの対応としているのが現状でございます。平成28年、今年度に明浜、そして三瓶町、その後、城川町と宇和町にもデジタル整

備が完了しますと、西予市の全ての世帯での聴覚に障がいを持たれている方へ住宅へのこの文字表示つきの戸別受信機が配置をされるということになりますけれども、先ほど申しましたように、放送原稿の手入力というふうな運用上の問題がありますし、全市運用までにはまだ長期の期間を要するというふうな、そういった状況でもあります。

そこで、メール配信の導入の方向で運用方法等について検討を行いたいというふうに考えております。メール配信をする情報の内容として、こういったものを配信するのとか、こういった範囲の方を対象にメール配信をしていくのか、そういった課題の整理も必要となつてまいりますが、市役所内部でそういった協議を進めまして、既にメール配信を、そういったサービスを行っている自治体もあると聞いております。そういった自治体の運用例なども参考にしながら、聴覚に障がいを持たれている方も含めて、いろんな立場のご意見をお聞きしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 おはようございます。

議員ご質問の聴覚障がい者への対応について、関連がございますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、職員が取得している資格につきまして、これはあくまでも資格でございますが、確認した範囲では、手話通訳の資格を取得している者はありませんが、福祉課において手話通訳者を1名雇用しており、市役所、病院等での窓口対応も業務の一つとなっております。障がい者福祉を推進していく上で、意思の疎通を図ることに支障がある障がい者との意思疎通を支援するコミュニケーション事業が、地域生活支援事業の必須事業となっております。主な業務は、庁舎内及び市関係機関等での手話通訳及び手話通訳派遣依頼に伴う通訳者のコーディネートとなっており、現在においても、福祉課の窓口に限らず、聴覚障がい者本人、または各課の要請に応じて、各窓口での支援を行うことができていると認識をしております。基本的に設置通訳者は市役所に常駐し対応する必要がありますので、市役所外の用事で手話通訳の依頼があった場合は、事前の申請により設置通訳者がコーディネートをし、7名の登録通訳者が派遣通

訳で対応をしております。ちょうど先般、佐藤議員さんもおいでをいただきました中川地区での学校再編、このときにはちょうどこのシステムを利用して通訳をしていることを目にされたと思います。この質問の後、再編の会議がありましたので、ちょうど目を見ていただいてよかったのかなと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 おはようございます。

救急隊員の対応についてでございますが、まず119番の受信体制についてご説明を申し上げます。

消防本部では、平成25年8月に緊急WEB通報システムガチャピーを導入いたしまして、聴覚言語障がい者からの緊急電話受信体制をとっております。これは、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した緊急通報専用のシステムでございます。使用するためには登録が必要となります。市役所の福祉課、または消防署において登録をすることができます。現時点で登録者は10人となっておりますが、現在までに要請実績はございません。

次に、救急などの現場における対応でございますが、今までに聴覚障がい者を同乗者なしで単独搬送したというような事案はございません。症状把握の方法といたしましては、筆談が最も有効であると考えておりました。救急車内にホワイトボードを積載しております。佐藤議員ご指摘のとおり、筆談が不可能という場合も考えられますので、文字で表現するだけではなく、人体モデルの絵や言葉を指さしにより示すことができるなど、意思疎通ができやすいよう工夫をしていきたいと考えております。

また、救急隊員の中には手話を勉強している者もおりますが、さまざまな種類の手話があるようございまして、完全にマスターをしている者は現在おりません。

いずれにいたしましても、患者様の人命を最優先とし、円滑な現場活動を遂行できるよう、検討を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 メール配信についての答弁をいただきました。市役所の中でも検討をしていた

だいているということで、早期の対応をお願いをしたいと思います。

窓口対応についても答弁をいただきましたが、先日、私も酒井部長の言われましたように、中川のほうで小学校の再編の説明会に行きました。そのときに松本さんのほうが手話で対応されておりました。やはり聴覚障がい者の方っていうのは、説明してもわからないとかっていうふうなことがありますので、そういったことの対応をこれからもよろしくをお願いいたします。

救急車の対応のほうも答弁をいただきました。ホワイトボードなどを使ってちゃんとできているということで、救急隊の方、これからもまた続けていただきたいなと思っております。安心して暮らせる西予市を実現するためには、市民サービスを重点に置いて実行してほしいと思っております。

2つ目の質問に行きます。

来年のえひめ国体で使用される宇和球場が完成をいたしました。本番に向けてリハーサル大会や高校野球等で使用されています。私も野球は好きでよく球場には足を運んでおりますが、観戦をしていて気づいた点や競技者、また審判員の方々から指摘された点を質問させていただきます。

1つ目として、バックネットの防御ネットが低いためにファウルボールが球場外へ出てしまい、後方に設置している駐車場の車に当たる可能性があります。また、1塁側の出入り口も防御ネットが低いためにダイレクトに観客に当たる可能性があります。1塁側、3塁側の球場出入り口の入り口の扉の取り付けが高いためにボールが球場外へ出てしまいます。これはソフトボールも出るぐらいな高さがありますので、何でこんなふうに高く取りつけたのかなということも感じております。試合中にボールが球場外に出るということは、試合にも影響を及ぼします。競技場の不備で試合の流れが変わることになります。来年は国体でも使用しますので、早期の改善が必要だと思いますが、理事者の考えはどうか。

もう一つは、宇和球場は高速道路のインターからも近くて、立地的には最高のところだと思います。近隣の球場と比較しても、一番好条件の場所です。その宇和球場を有効活用して、社会人とか大学野球のキャンプ等の誘致を積極的に行うべきだと考えます。特に大学生のスポーツキャ

ンプは安定をしていて、一度来てくれると定期的に来てくれる傾向があります。長期滞在してくれることで経済効果も発生をしますし、西予市という知名度もアップをいたします。誘致をするためには、球場も芝生化が必要だと考えます。9月の一般質問でも球場の芝生化の提案がありましたが、維持管理費用が高いということで、芝生化の予定はないとの答弁がありました。確かに、芝生の維持管理を専門業者に委託すると非常に高いと思います。そこで、維持管理を宇和高校のほうに管理委託をしたらどうでしょうか。スポーツ振興くじ助成金で整備された芝生グラウンドの調査でも、ボランティアやシルバー派遣センター等へ管理委託して、経費を抑えてグラウンド維持を実現してるところがたくさんあります。宇和高校であれば、授業の一環として芝の育成、維持管理ができるのではないのでしょうか。芝生にすると維持管理費用はふえるかもしれませんが、選手の安全面も考慮していただきたい。芝生だとけがのリスクも低くなり、スライディングやダイビング時も衝撃を和らげることができます。いま一度、宇和球場の芝生化を検討していただきたいと思いますが、理事者の考えをお聞かせください。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

お尋ねのありました宇和球場についての1点目、ファウルボール等の安全対策について、まずご答弁を申し上げます。

ファウルボールが駐車場の車に当たる可能性及び1塁側スタンドのメイン通路における観客が入場する際の安全対策ということのご質問だと思います。改修後の宇和球場の使用開始から今までに、愛媛県高校野球連盟の新人戦、秋季大会南予予選や西予市中学校新人大会などで使用させていただいていたところでございます。今までの球場使用では、駐車場の舗装工事が完了していないことから駐車場の駐車の実績は余りございませんが、1試合に何球かはバックネットを越えて駐車場に届くようなファウルボールがあったと伺っております。未舗装ではありますが、駐車場を開放してからの対応といたしましては、できる限り球場から遠ざけて駐車していただいたり、電子ホイッスルを用意して歩行者等に注意喚起をしていただくなどの対応を使用団体をお願いをしているところでございます。

また、1 塁側スタンドのメイン通路の安全対策でございますが、佐藤議員ご指摘のとおり、来場者が球場内の状況を把握できないままメイン通路から宇和球場へ入場する際、ファウルボールを認知することができず、出会い頭に当たる可能性もございます。これらの問題に対応するため、バックネットの高さや設置幅の拡張について、宇和球場を設計していただきました業者と協議、検討を行っておりますが、バックネットを高く広くするには、それを支えますメインワイヤーやステイワイヤーを取りかえることと、ワイヤーを支える支柱の取りかえが必要となります。また、支柱の基礎部分は既存の躯体本体部へ埋め込まれているため、大がかりな改修工事になることで、工事費も多額になります。加えて、宇和球場の整備は国庫補助事業にて実施をしたこともありまして、改修工事はなかなか困難であると、現段階では判断しているところでございます。

議員ご指摘の駐車場の車への対策はもちろんであります。球場の周りの歩行者等の安全対策、球場周囲ではこの安全対策、歩行者等に対する安全対策が何よりも大切であると認識をしております。今後十分に検討を行い、可能な限り早いタイミングで、最善の方法にて対策を講じていくこととしております。

また、メイン通路の安全対策といたしましては、通路の球場内踊り場付近に移動式の防御ネットを設置し、打球が入場する観客の皆様には直撃しないよう配慮するとともに、付近に関係者を配置し、電子ホイッスルで注意喚起を行うよう、使用団体をお願いしてまいりたいと思っております。

2 点目の1 塁側及び3 塁側の出入り口、扉の下の部分のすき間についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、現状では扉の下の部分のすき間からボールが球場外に出て、ボールデッドの状態になります。ソフトボールも出るすき間があります。これは、現段階で1 塁側及び3 塁側の通路の舗装工事が完成しておらず、舗装高との調整もあり、すき間が生じた状態になっております。これまでの球場使用につきましては、使用団体の皆様にネットを施すなど、応急的な措置をお願いしたところでございます。舗装工事が完了しますとこの問題は解消されますが、完成までの間は、扉の下のすき間を解消すべく応急措置を早急に施すことといたします。

次に、球場利用におきまして、大学野球等のキャンプを誘致をしてはどうかというご提案がございました。

近隣の球場関係者にお聞きしますと、社会人及び大学の野球キャンプを誘致するためには、キャンプを行う条件として、屋内練習場の併設やピッチングマシンの常設を希望されるチームが多いとのことでもあります。このことは条件整備が伴いますので、整備費用等を勘案した中で、誘致実績のある球場施設、例えば宇和島市営の丸山球場、愛南町にあります南レクの野球場等の視察、研修、勉強を行いまして、受け入れ条件や受け入れのノウハウについて、いましばらく研究、検討を重ねてまいりたいと思っております。

次に、宇和球場の芝生化についてでございますが、本年9月定例会でも宇都宮久見子議員より一般質問があったところでございます。その際の答弁と重複する部分が多々ありますが、ご理解をいただきたいと存じます。

初期的整備費につきましては、天然芝にしますと2, 400万円余り高額となり、維持管理費につきましては10年間で1億円の費用負担が増大することや、芝生の状態を良好に保つための作業や養生期間を設ける必要性、また宇和高校野球部とその関係者、体育協会軟式野球連盟、愛媛県高野連関係者との協議等に基づきまして、現在の仕様で整備を行ったところでございます。今回、芝生化をし、管理を宇和高校に委託してはとのご提案でございますが、確かに維持管理の上では人件費等、一部については経費の削減が図られると考えますが、初期的投資、管理する上での原材料費、芝刈り機等に関する費用等々、大幅な経費削減は望めないのではないかと考えております。また、根詰まりを防ぐためスパイクキングなどを行う養生期間を設ける必要もありまして、芝生化することによって、宇和高校野球部が練習場として日常的に使用することへのかえって妨げになることも考えられます。以上のようなことを総合的に勘案した中で、9月の定例会でご答弁申し上げましたとおり、現段階では芝生化を行う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 ありがとうございます。ファウルボウルの安全対策等、考えていただい

るということではありますが、早期の対策が絶対に必要だと思います。事故が起きたときの責任っていうものも考えていただきたいと思ひますし、応急的な対応では、これからいろんな場面、想定されてもわかると思ひうんですが、早期の対応をお願いをいたします。

芝生化の問題については、9月の議会でも確かに宇都宮久見子議員も質問をされましたし、維持管理費用が高いからということも十分わかってはおります。先ほども申し上げましたように、宇和球場の立地条件というのは本当に最高なところですよ。こんなアクセスのよい場所はほかにはありません。近隣の丸山球場あたりと比べても、例えば芝生化ができたとしたら、丸山球場よりも宇和球場に来ていただく方のほうが多いんじゃないかと思ひます。よい環境が整えば、必ず集客につながります。しかし、球場が芝生化できないとなると、大きな大会の誘致は困難となります。非常に残念ではありますが、また検討をしていただくと思ひ非常にありがたいと思ひております。

次の小学校再編のことで質問をいたします。

現在の小学校再編計画は、平成21年10月に策定された計画であります。6月の議会の中でも、私と加藤議員が小学校再編計画について一般質問を行いました。その折は、西予市小学校再編検討委員会で再編の枠組みをして、全27小学校校区ごとの懇談会、パブリックコメント等の実施を踏んで、長い期間と多くの皆様の意見を集約した計画であることから、再編計画に基づいて推進しているとの答弁でございました。そんな中での今回の地域住民説明会です。説明会の案内には、再編計画を策定してから7年が経過しておりますことから、地域住民説明会を開催して保護者を含めた地域の皆様からのご意見を改めてお聞かせいただきたいと思ひておりますとの説明文がありました。この計画を推進していくに当たり、教育委員会で地域住民説明会を開催して、地域の方々の意見を改めて聞いていただくことに対して敬意を表します。11月15日から始まりました各校区での地域住民説明会を開催されて、住民からのご意見、反応はどのようなものだったかをお聞きいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 佐藤恒夫議員にお答えをいたします。

小学校再編計画につきまして、11月15日から開催をしております住民説明会での地域住民の意見はどうかということでございます。

まず、このたびの説明会は主に平日、夜間の開催でありましたにもかかわらず、住民の皆様には熱心に耳を傾けていただき、貴重なご意見を賜りました。本当にありがたく思ひます。また、議員各位にもご参加をいただいておりますことをお礼を申し上げます。この説明会は、改めて住民の皆様のご意見を伺う必要があるとの判断から、昨年度、PTAや未就学児の保護者を対象に実施をいたしましたのに続いて開催をしたものでありまして、今回は本年3月に公表をされました西予市人口ビジョンの内容なども含めてご説明し、ご意見をお聞かせいただいております。宇和町小学校区を皮切りに、多田、岩木、田之筋、中川の各小学校区で順次開催をしまして、この後、12月11日には全校区の方々を対象にして説明会を行う予定としております。

さて、ご質問にあります地域の皆様のご意見、これは多様であります。幾つかご紹介をさせていただきます。地域の衰退につながるから小学校は残してほしい、統合は避けられないと思ひが現時点では必要性は感じていない、何が子供にとっていいのかを急がずに考えてほしい、当面は小規模校としてのよさも生かしながら存続すべきではないかといったようなご意見もでございます。また、現計画の3校案、これに対しましては、近い将来に再び再編を検討しなければならないような事態は避けなければならない。交通事情や生活圏、今後の児童数の推移を考えれば、より集約すべきではないかとか、体育や集団活動などを考えると、通学手段さえ確保されれば1校とするのがよいんじゃないか、あるいは学校の適正規模を考えると2校とすることも考えられるといったような意見を寄せていただいております。

以上です。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 私も地域説明会には参加をさせていただきました。私が感じたことなんですが、地域間に非常に温度差があります。特に宇和町校区については非常に関心が薄いようです。旧宇和町全体での小学校の再編ですから、そのことを理解していただき、意見を出してほしかったと

思います。また、皆田、明間校区では説明会が開催されなかったように思います。来年度に統合するから必要ないとの判断かもしれませんが、宇和町全体で考えたときには意見を聞くのが当然ではないかと思っております。その他の意見としては、今までは複式学級の解消ということで小学校を再編してきたが、今回、明間と皆田小学校が来年に統合するので複式学級の解消はなくなった。7年前に策定された再編計画を急ぐこともない。今回の再編はじっくり地域の意見を聞いて進めてほしい。説明会をしたのでこれで終わりではなく、この意見を地域の声を十分に検討し、反映してほしい。7年前の小学校再編、保護者説明会から今日まで、再編について住民に説明が少なく、理解できない。このように、再編計画は地域住民へ十分な説明ができてないまま進められていることがわかります。厳しい意見としては、当初の計画は平成20年7月は2校であったが、それがいつの間にか3校案に変わり、現在進行をしている。西予市人口ビジョンも出たことですので、それを参考にして、今回、もう一度白紙に戻して、宇和町全体で小学校再編を考えるべきだ。教育委員会は我々が何を言っても3校案を変えようとしなない。住民説明会で出た意見を全て公開して、新たな再編委員会をつくり、1からやり直すべきだ。このような意見も出たように思います。地区の説明会の中で、教育委員会の答弁のほうは、保木教育長、松川部長、お二人とも、貴重なご意見ありがとうございます。このご意見を持ち帰り検討いたしますの答弁でございました。厳しい状況の中での答弁です。多分、苦肉の苦しい答弁だったとお察しを申し上げます。私自身の考えといたしましては、先ほど保木教育長が説明されたように、じっくり時間をかけて検討をしていく、急いで結論を出す必要はないと考えます。今回の地域説明会で声を発しなかった方々の声なき声を一番よく聞いているのは我々議員であります。議員の声にも耳を傾けていただき、住民が納得できる透明性のある小学校再編を進めていただきたいと思います。私のこの意見、考えについて、答弁をいただけるようでしたらお願いをいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 たくさんのご意見、ご提言をいただいたように思います。そうした中で、幾つかお

答えをさせていただいたらと思います。

まず、宇和町小学校区の参加者が少なく、この件について、余り関心がないのではないかとご意見がございました。確かに参加者の数は少のうございました。ただ、現計画ではこの宇和町小学校区は再編の対象といたしておりません、現在そのまま存続をするという形になっております。そうしたことで、どうしても関心が薄くなるということは、ある意味いたし方ないのかなというふうな感じも持っております。

また、皆田、明間小学校区について、今回、この説明会が開催をされていないというご指摘もございました。確かにそのようなことになっております。これは、現在、明間、皆田で来年4月に向けての統合が、具体的な話し合いが行われております。そうした状況下で、さらにその先の再編のことについてご説明しご意見をいただくということは、やや地元の方々にとっても違和感があるのかなというふうな判断で、これは改めてお伺いをしたいというふうに考えておるところであります。

また、7年間、具体的な説明会をせずにこれを放置していたというふうなご指摘もありました。確かに結果としてはそうなっております。ただ、この宇和町小学校区の再編は、昨年の説明会で明間、皆田のこの統合をお話をしてまいりましたけれども、それまでは他の地区の統合に力を尽くしておりました関係で、具体的に宇和町の統合ということについて進めるに至っておりませんでしたので、そういう関係でご説明をする機会も持てずにおりました。しかしながら、今後、宇和町小区の統合が具体化してまいる、その前段として説明にお伺いし、改めてご意見をいただくということとしたものでございます。

住民説明会の中でも、この2校から3校になった経緯については、随分ご指摘がありました。ただ、この点は誤解といっでは何ですけれども、こちらとしてもう一度ご説明をしておきたいと思っておりますのは、この2校案というのは、決して初めから2校とするということを計画をされてたものではありません、この検討委員会の答申というのは、当面の計画と、それから中・長期的な計画、これを分けた計画となっております。例えば、宇和上でありますと、当面の計画は多田を中川に統合するというのが計画でありました。そして、

中・長期的には岩木、それから中川、宇和町小学校区の一部、これを1校とし、その他をもう一校とするという2校案でありました。そういう中で、これを地元にご説明に伺い、パブリックコメントをしまして、最終的に教育委員会が各関係機関と調整をしまして3校案ということになりました。これは、他の地域においてもそういう2段階の対応をいたしますと、複式学級の統合等に間に合わない、統合が急がれる、そういう状況下でありましたので、宇和地域については3校案を計画とするということで、これについて改めて地域説明会をし、パブリックコメントもいたしました。その結果、現計画ができ上がっておるということでありまして、2校案をいつの間にか、唐突に3校案に変えたというようなことでは私はないと思っております。

ただ、この3校案が現時点でいいものかどうか、ほかの地域の統合に当たりましては、PTAの皆様、それから未就学の児童を持つ親御さんのところに行って過半数の同意を得、かつその上で地域の皆様の同意を得、する中で統合を進めてまいりました。そういうことで、そういう理解をいただく、あるいはそういうふうな意見集約をする、そうしたプロセスを今踏んでいいものだろうかという迷いがございましたので、現時点で再び説明を申し上げてご意見を伺うと、そういう手続を踏んでいるということでございます。

そのほかにも、冒頭申しましたように、多様なご意見、ご指摘をいただいたと思っております。それについては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、真摯に受けとめて丁寧に対応してまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 教育長、ありがとうございます。

この問題は、加藤議員もまた引き続いて次、質問をさせていただきますので、私はこのくらいにさせていただきますので、次、移りたいと思います。

病院問題ですが、平成26年9月に市民病院が開院して約2年が経過をいたしました。広いスペースを利用して、1階に診療部門と検査部門が配置され、2階が病棟となっています。私も時折、市民病院には行くことがありますが、そのとき感じることは、どこの病院でもそうですが、非常に

お年寄りが多いです。初めて来院のお年寄りがどのように手続をしたらよいか困惑されてる場面をよく見かけます。また、2階病棟も案内板を見てもわからないとの意見をよく耳にいたします。先日、議員との意見交換会、岩木地区でも市民から迷路になっていて非常にわかりづらいとの意見が出ておりました。患者さんや来院者の不安を解消して、病院内で安心して過ごすことができる体制を整えることが必要だと感じました。

そこで、病院内の案内係を採用したらどうでしょうか。業務内容としては、受付窓口への誘導、診療科までの案内、お見舞いに来られた方の病室までの案内、フロア内で困っている方に気配りサポートをする等々も行い、市民に親しまれ、信頼される市民病院にすべきだと考えます。

2つ目は、職員の待遇と経営意識について伺います。

現在、西予市においても野村病院と宇和にあります市民病院とも赤字経営となっております。調べてみると、近隣の公立病院はほとんどの病院で赤字経営が続いているようです。今後も人口の減少に伴い患者数も減ってきます。患者さんが減少するということは、利益も上がらないということです。病院経営をするに当たり大きな問題になりますが、今後、市民病院をどのような方向性を示して経営していくかを伺います。

もう一点は、よく医師不足、看護師不足ということをお聞きしますが、いろんな分野での人材不足の解消をどのようにするのか。一般的に考えて、就職するのであれば待遇のよいところへ行くのは当然であります。他の病院と比べて、給与面、奨学金制度、子育て世代の対応など、受け入れをする西予市はどうか。働きやすい環境を整えることも重要です。よい環境を整えば、自然と仕事の効率も上がります。現在は、患者さんが病院を選ぶ時代です。この先生がいるからとか、この看護師が親切、丁寧に対応してくれるからこの病院に来るといったように、病院が選択される時代です。職員によりよい仕事をしてもらうには、働きやすい環境もしっかり改善すべきです。市民の皆様が西予市民病院を選んでいただけるように、西予市として職員にどのような対応を検討されているかを伺います。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま病院経営管理体制

についての2つのご質問がございました。答弁の内容につきましては、昨日の宇都宮久見子議員、竹崎議員の答弁と重複する部分もあるかと思えますけれども、ご了承をいただきたいと、このように思います。

ご承知のとおり、西予市民病院は、平成26年9月に現在の地に新築移転をいたしまして、2年が経過したところでございます。開院後、地域の病院として、人を大切に、安心と信頼の医療を提供する病院を基本理念といたしまして、地域の中核病院として医療、福祉の増進に努め、患者対応を踏まえた接遇面を重視しながら、職員意識改革にも力を入れてきたところでございます。

さて、病院内が迷路状となっており、患者様にわかりづらいというご指摘がございました。まず、1点目の案内係を採用したらどうかのご質問でございますが、これに関しましては、患者サービスの観点からも非常に重要な案件として捉えておきまして、これまでも院内におきまして協議、検討を行ってまいりました。ご承知のとおり、2階の各病棟の配置は、フロアを中心に3つの病棟と手術室が四方から囲む形状となっておりますが、建設時にサイン計画で議論いたしまして、患者様、見舞いの方にはわかりやすいように天井に案内板を設置し、また各病棟を色分けするなど、迷わないつくりといたしております。しかしながら、案内板を設置したもののわかりづらいとの意見も伺っておりますし、ただいまのように議員さんからのご指摘もいただいたところでございます。この改善策といたしまして、1階の外来及び2階病棟におきまして、患者様の視線の高さとなる案内板標識を新たに設置することで進めておきまして、先月末に全て完成をしたところでございます。

次に、案内係の件でございますけれども、開院当初は案内係を配置いたしまして、その対応を行ってございましたが、開院2年を経過いたしまして、おおむね院内の配置も理解いただけたかという判断で、運用をただいま変更しているところでございます。現在は正面入り口に設置をしております再来機の前に案内係を配置をいたしまして、初診の案内や再診の補助を行っております。また、患者様の動向を注視しながら、声かけの実施、高齢の患者様には院内の同行案内等を行っているところでございます。

議員さんご提案の新たに専門の案内係を採用することにつきましては、人件費など、経営的な面に影響することを踏まえ、増員するなど、在職職員で対応していきたいと、このように考えております。

また、外来、各病棟には、看護師初め職員が行き来しておりますので、全ての患者様に対応が行き届くよう、今後におきましても患者様の動向に注意、配慮しながら接していきたいと思っております。

次に、2点目の職員の待遇と経営意識についてのご質問でございますけれども、公立病院は独立採算の企業性と公共性の二面性をあわせ持っております。救急医療を初め、民間が行わない不採算医療を提供することで地域住民が安心して暮らせる環境をつくること、また公立病院としての役割を持続的に果たしていけるよう、健全経営に努めることが最大の課題となっております。

さて、西予市民病院の決算状況でございますが、昨日も答弁申し上げましたとおり、患者数の増加によりまして収益のほうは伸びております。しかしながら、費用面におきまして、新たに建設をいたしました施設、新たに導入しました医療機器及び医療情報システム等の補修、管理委託料の経費が増加するとともに、新病院建設事業にかかります取得資産の減価償却費の増加によりまして、経営的には厳しい状況でございます。

このような中、市民病院では、院内の運営委員会、医局会、看護師長会等におきまして、病院の決算状況を踏まえた収益対策やコスト削減の提案などを行いまして、職員に対して経営意識の向上にも力を入れているところでございます。

今後における経営努力であります。昨日答弁をいたしましたとおり、現在、医師不足の中、非常勤医師によりまして週1回の診療科もございしますが、これら診療科の常勤医師を確保し、市民の要望に沿えるよう、診療体制を充実させ、経営の安定につなげていきたいと、このように思っております。

また、透析につきましては、当初、月、水、金のワンクルーでありましたけれども、10月からは火、木、土を加えまして、ツークルーにいたしております。このことによりまして、月曜日から土曜日まで透析を実施することによりまして、患者様の要望に応えることができますとともに、医

業収益の増につながるものと思っております。

今後の方向性でございますが、西予市民病院、野村病院の幹部によります両市立病院の将来の展望を踏まえた経営検討会を開催をいたしまして、隔日交代で行っております2次救急体制の集約や機能分担による病床数の調整など、経営に直結いたします重要な問題について、協議検討をしている状況でございます。

今後におきましても、地域の医療ニーズを確認するとともに、両病院が持っております人材的経営資源を活用し、長期展望に立って経営の安定化、効率化を目標に協議検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、医療職員の待遇についてのご質問でございますけれども、給与手当等、給与面に関しましては、人事院規則に基づきまして対処しておりますので、近隣の各公立病院と比較いたしましても、若干の昇格、昇給運用基準の差はありますが、大きな遜色はない状況でございます。議員ご指摘のとおり、働きやすい職場環境を整えることは、医師、看護師初め医療に従事する職員のやる気を起こさせる重要な課題と捉えております。そのためには、医療スタッフ等の充実による負担軽減が上げられます。医師につきましては、医師の負担軽減を図るため、支援医師を招聘するほか、医療クラークを採用いたしまして、システムへの入力、意見書等、作業業務の代行を行いまして、医師の負担軽減に努めております。

また、良質な看護サービスを提供するためには、十分な看護師を確保することにあります。看護師不足につきましては、本当に非常に重要な問題でありまして、看護師確保に全力を尽くしているところでございます。さらに、今年度奨学金制度を創設しており、今後も高校を初め看護学校、大学等への周知を継続し、将来の看護師確保に努めていく考えでございます。

また、病院経営には職員の意識改革が大切なことと捉えており、患者様のニーズに対応するための接遇研修にも力を入れているところでございます。毎年実施をしておりますが、この接遇研修についてでございますけれども、近年は外部講師として航空会社の元機長及び客室乗務員を招きまして、話し方や接遇マナーを初め、職場内でのコミュニケーションのとり方、また患者様との信頼関係を構築する上で必要なことなど、医療現場に置

きかえた研修を実施しているところでございます。

今後とも、医師、看護師等、医療従事者の確保に努めるとともに、職員の処遇改善、働きやすい職場環境を整え、あわせまして今ほど申し上げました接遇研修にも力を入れまして、市民に選ばれる病院となりますよう、努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 病院の中で経営改善を図りながら働きやすい環境を保ち、市民の安心と信頼、優しさや親しみやすさを感じる医療を提供できる市民病院を私も望んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時02分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、4番加藤美香君。

加藤美香君。

○4番加藤美香君 おはようございます。議席番号4番加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

きょうは、1点目は6月にも一般質問させていただきました宇和地区の小学校の再編計画について、2点目は西予市ファミリーサポート事業の現状について、3点目は小・中学生対象の放課後教育支援活動の実施について、この3点を一般質問させていただきます。

まず初めに、宇和地区の小学校の再編計画について、佐藤議員と重複する部分もありますが、お尋ねさせていただきます。

1、平成28年11月から、旧宇和町地区宇和町、多田、石城、田之筋、中川の各小学校校区の地区公民館等にて保護者、地域住民、区長などを交えて小学校の再編計画の説明会及び意見交換会が行われました。議員数名も一般市民として参加し、保護者、地域住民の意見を聞きました。意見では、現状では学校統合の必要はないのではないか、様子を見る期間をもう少し置くべきではないかという統合に消極な意見のほか、統廃合につい

ては、他の旧町同様、これから先を考えて1校に統合したほうがいいのかという意見もありました。これらの保護者、住民からの率直な意見を聞いた上で、市教育委員会としてはどのように受けとめられたのかお聞きいたします。

2、今後は再編計画を進め、遠からず最終的な決定に至る必要がありますが、前項に述べたとおりさまざまな考え方があり、対立するものもあります。やり方によっては事後にしこりや行政に対する不信感が生じかねないため、最終決定には細心の熟慮と慎重な配慮が求められます。については学校再編に関する意見の集約、そして方針決定までの行程を具体的にお聞きいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 加藤美香議員にお答えをいたします。宇和地区の小学校の再編計画についてでありますけれども、先ほどの佐藤議員に対するご答弁と重複する部分がございます。お許しをいただきたいと存じます。

まず、地域住民説明会及び意見交換会を受けて、教育委員会の感想はどうかということであります。地域住民説明会におきましては、住民の方から多様なご意見を頂戴しておりますけれども、宇和町小学校区の説明会、これは地区を2つに分けて2回行っておりますけれども、その1回当たりの参加者は10名余りで、統合への関心は余り高くないとの印象を持っております。これは、宇和町小学校が再編の対象となっておらず、そのまま存続することとなっていることが影響しているものと思われまます。また、それ以外の校区におきましては、二十数名から四十数名の皆様にご出席をいただいておりますけれども、学校再編は慎重に進めていく必要があるとの意見が大勢を占めているという感じを持っております。その背景には、宇和地域の各小学校は現在でも相当数の児童が在籍しており、来年4月に統合予定の明間小学校以外には複式学級も存在しないこと、再編計画策定時に比べて現在の児童数はむしろふえている地域もあるなど、全般的に計画時の予測を上回って推移しており、統合の必要性を実感しにくいのではないかと感じております。

次に、いただいたご意見、お考えを再編計画にどのように反映させるのか、また方針決定までの工程はどうかというご質問でございます。

今回の地域住民説明会は、現在来年4月の先行

統合に向けて、具体的に検討を進めていただいております明間、皆田小学校区では実施しておらず、両校区につきましては、改めて次の統合についてご意見を伺う機会を持ちたいと考えております。教育委員会といたしましては、そこでのご意見とこれまでの説明会でいただいたご意見、これを集約、分析しながら、総合的に判断してどういった対応が望ましいかを検討したいと考えております。このため、今後の方針決定までの工程について、具体的スケジュールを持ち合わせておるわけではございませんけれども、再編計画は教育委員会だけででき上がったものではありません。市長部局との協議や、あるいは市議会でご意見を伺うなど、そして何よりも地域の住民の皆さんのご理解、ご協力を得て進めるものでありまして、再編を済ませた地域におきましても、保護者や地域住民のそれぞれ過半数の賛同を得て、具体的手続に移行をしておるということでございます。

今後とも、議員ご指摘のように、丁寧に進めていく所存でございます。ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 ただいまの教育長のご答弁に対して再質問させていただきます。

まず、1点確認したいことがあります。説明会するとき、教育委員会のほうから明間と皆田小学校の統合は来年4月に決まっておき、その後6年間は他の地域との再統合はしない、そして再編が決まった後も5年計画に要するという説明がありました。これについて、会場からは、そうすると11年後の統合ということになるのかとの質問がありました。6年間は統合しない、その後5年計画に要するとの説明だったため、そう言われたんだと思いますが、この件について再度わかりやすく説明をお願いいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 明間、皆田の統合から再統合は6年以後になるという説明、それから新しい学校をつくる場合に5年程度の期間が必要になるといった説明、それぞれご意見にお答えをする中で、そうした発言があったと思います。現在の計画、これは統合年時は必ずしも決めておりませんが、宇和下については平成31年を目安にするということになっておりました。いや、失礼しまし

た。平成33年です。宇和下は33年です。その前提といたしまして、明間、皆田を平成26年に暫定統合して、これを先行して、その後33年に宇和下として統合をするという計画になっておりました。したがって、初めの統合からいいますと7年間を要するという事です。この背景に、入学をした子供さんが在学中に2度の統合をするということは、子供さん方にとって負担があるんじゃないかという配慮、そうしたものが働いているのではないかというふうに認識をしまして、6年程度、つまり1年生に入学されたお子さんが在学時に2度することがないようにという趣旨を、先ほどのようなお答えとして反映させたものであります。これが今後どうするかということにつきましては、明間、皆田にこの後、ご意見を拝聴する機会があります。そういう中で、地域の皆さんからどういうご意見を頂戴するか、そうしたことにも配慮して考えていかなければならない問題であるというふうに思います。

一方、新しい学校をつくる場合に5年程度の期間を要すると申しましたのは、仮に全く新しい場所で学校をつくるということをお考えした場合に、用地買収から始まりまして校舎建設に至る過程で通常5年程度は必要になるのではないかと一般論を申し上げたものであります。これも統合の形態いかんによって、具体的にどれほどの期間が必要になるかというのはさまざまであろうかとは思いますが、そういう意味で一般論として受けとめていただければ幸いです。

以上でございます。

**○議長 加藤美香君。**

**○4番加藤美香君** ただいまの教育長のご答弁に対してですが、平成21年にこの宇和地区の小学校の再編計画の3校案は立てられておりますが、現在7年間が経過しておりますし、今話し合いを進めている段階でありますので、これから何年か後に統合ということになりますと、人口ビジョンも出ておりますが、減っていくという人口ビジョンが出ていますので、この3校案をもう一度白紙に戻し、期限を設けなくて小学校の再編計画を立てるべきではないでしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○議長 保木教育長。**

**○保木教育長** そうしたご意見も頂戴をしておりますし、議会でのご意見として拝聴をさせていた

できます。今後も住民説明会が続きます。そういう中で、そうしたご意見があったということは十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

**○議長 加藤美香君。**

**○4番加藤美香君** 実際に説明会に参加したときの話なんですけど、住民、父兄の声が、3校案がいいという意見が説明会意見交換会で一人もいらっしやらなかったわけですから、教育委員会のほうで地域の住民が納得できる方向性を示されることを期待しております。

次に、西予市ファミリーサポート事業の現状についてお聞きいたします。

1、厚生労働省が推進している事業であります育児支援ファミリーサポート事業が、本年10月から西予市でも始まりました。日本では戦後の高度経済成長時から核家族化が進み、現在ではさまざまな理由でひとり親世帯も増加しております。このような中、厚労省が子育ての支援を受けたい方と子育てを支援したい方をつなぐファミリーサポート事業を企画しました。厚労省のリーフレットによれば、市町村はファミリー・サポート・センターを設置してこの事業の実施主体となることが示されています。西予市のファミリー・サポート・センターの組織並びに行う事業についてお聞きいたします。

2、西予市のファミリーサポート事業が開始されましたが、開始時の支援を求める側、支援をする側の状況などをお聞きいたします。

また、開始したことによって明らかになった問題や課題はないかなど、事業のこれからについてもお聞きいたします。

**○議長 酒井生活福祉部長。**

**○酒井生活福祉部長** 加藤議員からご質問がありました西予市ファミリー・サポート・センター事業の趣旨及び仕組みについて、まずお答えをしたいと思います。本事業は、地域における育児の総合援助活動を推進することにより、地域全体での子育て支援体制を構築することを目的としております。子育て援助を受けたい者、依頼会員と子育ての援助を行いたい者、提供会員で組織する、会員同士の総合援助活動をサポートするものでございます。

具体的な流れといたしましては、1番目に、説明会、講習会を受講後、会員登録をさせていただき

ます。2番目に、援助が必要になった場合に援助依頼申込書をセンターへ提出をしていただきます。このセンターというのは、福祉課内にあるファミリー・サポート・センターのことでございます。3番目に、アドバイザーが依頼会員、提供会員の調整をさせていただきますして、調整後、援助会員の詳細について、お子さんとの顔合わせを兼ねた事前打ち合わせをさせていただきますして、援助活動が実施されることとなります。最後に、活動後、援助活動報告書を確認し、両会員が押印した上で依頼会員が提供会員に報酬の支払いをいたします。以上が大まかな流れではございますが、まず初めにするときには手間がかかるなど、一つ一つ書類があるなどというようなことで、若いお父さん、お母さん、手間がかかるなどということをお考えになると思うんですけど、一度登録をして、一度援助会員とのやりとりができた後はスムーズに事務手続きができるものだと考えております。市長の所信表明にもあります、子育てに優しいまちづくりは、行政の施策のみならず、市民の皆様のお力をおかりして、地域での子育て支援が充実してこそ実現できるものと考えております。

次に、2番目の開始直後の状況でございますが、本事業を開始するに当たり、広報誌、ホームページで市民の皆様幅広くお知らせするとともに、就学前児童の保護者には、幼稚園、保育所を通じ全戸配布をさせていただきました。しかしながら、現在のところ依頼会員が15名、提供会員が17名の会員登録にとどまっており、業務依頼はまだ1件という状況でございます。西予市では新規事業になるため、事業に対する認知度がまだ低いのではないかと感じております。今後、事業の展開により広く行き渡っていくことも考えられますが、さまざまな機会を捉えて、引き続き事業のPRを行っていく必要があると考えております。

また、きょうの加藤議員の質問に対しまして、西予CATVを通して市民の皆様に見ていただいていることと思われまますので、この場で説明をさせていただいたこともPRになったかと考えております。若い子育て中のお父さん、お母さんはぜひこのシステムを利用させていただきたいと願っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 酒井部長のご答弁に対して再質問させていただきます。

このファミリーサポート事業は10月に始まりました大変いい子育て支援事業だと思います。しかし、一番会員が心配していることは、自宅で預かっているときの事故、そして送迎中の事故です。当然、保険には加入していますが、具体的に保険の内容をお聞かせください。そうして、それと緊急時への対応のための危機管理マニュアルのようなものをつくっておられるのでしょうか。あるならば、具体的に一部でも説明をお願いいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たりましては、万が一のけがにも対応できるよう、地域子育て支援補償保険に加入をしております。加藤議員お尋ねの具体的な内容というものは、普通の生命保険を見てもらってもわかりますように、後ろの定款で書いてありますが、これをここで述べておりますと何十分もかかりますので割愛をさせていただきますが、この保険につきましては、保育園、小学校などで加入している保険とほぼ同様のものがございます。したがって、命にかかわるような重大な事故が発生した場合は、保険で全て保障できるものではございません。支援活動の中でそのような事故がないよう、危機管理研修の実施を行ってるところでございます。

また、お尋ねの危機管理マニュアルについてでございますが、本来であれば10月1日、開始するときにできてなければならぬものであろうかと私も思いますが、今、急いでつくっておるところでございます。12月末をめどに作成するという担当者の回答が来ておりますので、急いでつくれというようなことで指示をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 今、酒井部長が危機管理マニュアルをつくっている途中だと言われましたが、早急につくっていただくことをお願いいたします。

そして、ファミリーサポート事業は新たに始まりました事業なので、実際にファミリーサポート事業で支援できることとできないことがあるならば、具体的にお聞かせください。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 加藤議員のできることとできないことというところに回答をさせていただきます。

初めにできることですが、保育所、幼稚園、小学校及び学童保育の開始時間までや終了後の子供の預かり、これが1点でございます。2点目、保育施設など援助活動を行う場所、原則提供会員の自宅までの子供の送迎、3番目に冠婚葬祭、買い物、文化的活動や社会的活動などで外出するときの子供の預かりなどがございます。

また、援助できない活動といたしましては、1番目に病気中の子供を預かること、2番目に宿泊を伴う子供の預かり、3番目に子供に食事を提供することなどがございます。このことにつきましては、両会員とも事前に丁寧に説明をし、ご理解いただいた上での入会となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 このファミリーサポート事業は、今後西予市の重要な事業と認知されるよう、どのような方法で地域住民に周知していくのか、最後お聞かせください。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 まず、この事業は先ほども申しましたように、10月から開始をされた事業でありまして、先ほどの回答と重複をいたしますが、今後、事業の展開により広く行き渡っていくことも考えられますが、広報紙やホームページを利用することで引き続き事業のPRを行いたい、またこのシステムを使っていたいただいた若いお母さん、お父さん方にお友達の紹介をしていただいたり、こういうシステムがあつて助かったよというようなことで、保育園、小学校で広がっていくことを希望しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 ファミリーサポート事業は、会員同士の信頼の上で成り立っていますので、両会員が納得できるよう事業を進めていっていただくことを期待しております。

最後に、小・中学生対象の放課後教育支援活動の実施についてお聞きいたします。

1、文部科学省が地域住民等の参画により学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、さまざま

な学校支援活動を実施しています。その一つとして、放課後の学習支援活動があります。広島県の知人がその活動に参加していることから、具体的内容を聞いたところでは、公立中学校にて放課後の学習支援活動を行っているとのことでした。広島市教育委員会が主体となって、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトを立ち上げ、活動の企画や運営を担うコーディネーターを設置して、地域住民の教育のスキルのある市民や大学生などの協力を得て、試験前1週間と夏季休暇等に中学校にて希望する生徒の学習支援を行っています。学習支援によって、成績向上や学習意欲向上など学習面の効果はもとより、学校、家庭、地域の連携が進むことで、まちぐるみ教育が進んでいる実感があると聞きました。文科省の推進する事業ではありますが、このような事業について、西予市でも実施する計画があるのか、方針等をお聞きいたします。

2、そのほか、西予市で実施している児童・生徒の学力向上のための取り組みがあればお聞きいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

小・中学校児童・生徒に対する教育支援活動のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、文部科学省のほうから学校・家庭・地域連携推進事業という事業にて、地域と学校が連携、協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくさまざまな活動を推進するための事業に対する国の支援措置がなされておりまして、その一つとして放課後の教育支援も示されているところでございます。

西予市におきましては、当該事業を活用して、放課後子ども教室、家庭教育支援といった事業に取り組んでいるところでございます。平成28年度の全国学力・学習状況調査の児童・生徒へのアンケートの結果をみますと、西予市の児童・生徒は自己肯定感が高く、将来の夢や希望があると答えた割合が全国平均に比べて高いという結果が出ております。また、地域や社会の問題に関心があると答えた割合も高くなっております。これは、学校と家庭、地域、行政の連携の成果の一つであると認識しているところでございます。学校教育における家庭、地域の連携におきましては、総合的な学習の時間における地域を知る活動等に

外部指導者の協力を求めて郷土愛の醸成を図ったり、外部指導者による本の読み聞かせ活動、部活動の外部指導者の活用、家庭と連携した生活習慣、学習習慣の確立を目指す活動等を行っております。議員ご指摘の放課後の学習支援につきましても、国の当該補助制度や西予市子ども教育振興基金等を有効に活用し、新たな施策を現在検討しているところでもありまして、今後、充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的に、西予市の児童・生徒、学力向上への取り組みの状況もお尋ねがありました。西予市では、西予市教育大綱及び西予市教育振興基本計画に基づきまして、高い知性と誠実で豊かな人間性を持ち、健康でたくましく生き、社会に貢献できる西予市民を育成するために、西予市教育基本方針を定め、本市教育の充実、また人づくりに努めているところでございます。

学力向上につきましては、子供がみずから学び考える力を育めるよう、学習指導の充実を図るとともに、学校と家庭との連携によりまして、学習、生活習慣の確立を図るよう努めております。平成24年度からは、学校教育の質の保証と向上のために計画されました愛媛県学力向上5か年計画にあわせまして、組織力の強化、事業力の強化、省察力、つまりみずから省みて考える力でございますが、省察力の向上に取り組み、確かな学力の育成に取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、組織力の強化といたしましては、校長会や学力向上推進員の会など、各組織を生かして、西予市としての学力向上に向けての施策を浸透させております。また、これまで4年生まででありました35人以下の学級編制を今年度から5年生、6年生を含めた全クラスで実施するように職員の配置を行いました。

次に、事業力の強化といたしましては、本年度は西予市内全小・中学校の教室にプロジェクターや実物投映機等のICTの環境の整備を行いました。10月には西予市教育研究大会を開催し、設置したICT環境を有効に活用し、学力向上につながるための授業研究も進めたところでもございます。また、今年度は外国語で小・中高の連携を推進してまいりました。11月には宇和中学校で研究発表会を開催し、その成果を発表をいたしております。

最後に、省察力の向上としましては、全国学

力・学習状況調査を初めとする各種調査の実施や、3年サイクルで実施しております西予市学力調査を実施するなど、指導と評価の一体化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 放課後の学習支援については、文部省が家庭の経済力等にかかわらず学ぶ意欲のある子供に対して学習機会を提供するということを目的にしておりますので、教育委員会のほうでも積極的に放課後学習支援を行っている市町村に視察に行かれ、西予市でも早い時期に取り組みをしていただきたいと思っております。家庭、学校、地域が一体となって子供をサポートできる教育が、教育を推し進めていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時55分）

次に、5番中村一雅君。

中村一雅君。

○5番中村一雅君 改めまして、おはようございます。議席番5号中村一雅です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い、3点、分割質問をさせていただきます。

1番目は、移住定住促進政策についてであります。

管家市長は、新施政方針の中に西予市の人口減少をできるだけ緩やかにすることを柱に掲げておられます。そのためには、西予市外へ出ていく人を一人でも減らすこと、西予市内へ転入する人を一人でもふやすこと、そして出生率を上げることが肝要だと思われまます。市外からの移住定住を推進することは大切な施策であります。特に20代、30代の若者が、UターンやIターンで来られて結婚され子供を産み育てるようになれば、西予のまちづくりにとって非常に効果的であろうと思われまます。少子・高齢化対策としても有効で、一石二鳥となります。私は5月16日に議席を得て議員活動を開始しました。常任委員会では総務常任委員会に所属しております。特別委員会では西予市創生特別委員会にも所属しております。そ

の委員会視察として、8月19日に高知県香美市に参りました。香美市では、平成22年度から移住定住促進に取り組み、24年度から本格稼働したそうです。平成27年度の実績としては、移住相談件数154組、移住者実績38人だそうで、着実に成果を上げられています。四国4県の中では高知県が積極的で、中でも香美市が先進事例として注目されています。

また、11月7日から9日まで、神奈川、東京、長野に視察に参りました。神奈川県茅ヶ崎市では、学校給食における地産地消の取り組みを学びました。東京では、有楽町駅前にあるNPO法人ふるさと回帰支援センターを訪れて、東京からいなかへ移住する希望を持つ人の相談に応える業務について、高橋代表理事より講義を受けました。100万人のふるさと回帰を標榜されておられます。西予市にとっては、その100分の1、1万人が来てもらえばいいなと私は勝手に都合のいいことを考えました。現在、東京、愛知、大阪を除く44道府県がこの法人に登録されておられ、愛媛県ももちろん登録済みで、専属の担当職員もおられます。しかしながら、市町村単位では松山市と内子町の2つのみが登録という現状で、高橋代表理事も西予市さんも入ってくれたら紹介できるんですがなとおっしゃっておられました。

長野県伊那市では、移住定住促進プログラムを勉強させていただきました。ここ数年の転入と転出の人数、合計特殊出生率のデータなど、緻密に管理されて細やかな対策を講じられています。ここ数年、県別の移住希望地ランキングでは長野県が常に1位、または2位という位置づけで、伊那市はそのリーダー的存在となっています。その伊那市の資料の中で特に印象的だった部分をご紹介します。伊那市が居住地として選ばれる市になるためには、伊那市の魅力を再認識し、市民の満足度や幸福感を高める必要があります。あわせて、市外の住民に対し伊那市を知ってもらい（知名度アップ）、魅力を理解してもらい（認知度アップ）、親しみを抱いてもらう（好感度アップ）ことで、新たに人や企業の流入を生み出し、活力の創造につなげていくことが重要だと、これを西予市に読みかえて、私どももこの施策を推し進めなければならないと考えます。そこで西予市における取り組みの現状と、来年度へ向けた方針をお聞かせください。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま中村一雅議員から、市外からの移住と定住の推進について、今現在の取り組みと来年度へ向けての方針を聞きたいというご質問でございましたので、そのことについて答弁をさせていただきます。このことに関しましては、9月定例会でも河野議員からご質問がありまして、そのことについて関連することが重複する部分があると思いますが、ご容赦をいただきたいと思っております。

移住定住対策に関しましては、西予市ではまちづくり推進課が担当させていただいております。今年度から本格的に予算化し、その取り組みを進めているところでございます。その一つとして、現在市外の住民の方に対しまして、西予市移住ポータルサイトの構築とそのプロモーション動画作成、西予の魅力を目で見ていただく、そういう準備を進めているところでございます。これは、移住に関する市内の住まいや仕事など、さまざまな情報をインターネットを通じて発信し、さらに市内での魅力あふれる暮らしをイメージすることができる、そういう効果的に配信することで西予市を選択していただけるといった効果を狙ったものでございます。

また、市役所には、この移住に関することに関しまして、関係各課の職員で構成する検討会議を設け、具体的な施策について情報の共有を図りながら協議を現在進めております。移住者の相談窓口の強化対策としまして、関係各課から移住担当職員を任命し、移住希望者からの相談に応じて速やかに回答ができる、関係職員でチームを編成できる、今、仕組みを構築しているところでございます。今後、この仕組みを本格的に稼働させることで円満な定住促進を図ることができるのではなかろうかと思っております。さらに、来年度においては、移住交流促進体制の強化を図ることを目的といたしまして、移住コーディネーターの配置を検討しているところでございます。それにより、都市部で開催されております、そういう移住希望者が集まり相談に応じる移住フェアにも積極的な参加を図っていくことが可能になりますし、先ほど申し上げました市役所内での組織の円滑な運営にもつながる、都市部の移住希望者と積極的なコンタクトをとり続ける活動が移住者の呼び込みに重要な取り組みにあると考えて

いるところでございます。

それと、もう一点は、移住者の方がこちらへ来ていただいたときに、できるだけ早く地域に溶け込み、地域の一員としてコミュニティー活動に参加いただけるためには、受け入れ側となる市民の皆様への移住に対する意識の向上も重要な要素であると思います。市民、そして働く場である事業所、行政等が連携し、協力体制の強化を図っていくため、移住交流促進にかかわる協議会の設立も早急に検討を進めていきたいと思っております。市民の皆様にとっても移住、交流が身近なものであると捉えていただけるよう努力をしていきたいと思っております。中村議員から全国のいろんな取り組みのご紹介もいただきましたので、そういう取り組みも参考にさせていただきながら、西予市の移住定住対策に取り組みたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 市長の答弁を受けまして、3点、再質問をさせていただいたと思います。

まず1点目、まちづくり推進課で推進されているということでしたが、その他の関係各課の職員で検討会議を設けて、具体的な施策を協議するというご答弁がございましたけれども、これは、例えばどのようなことをするのか、具体的に教えていただけたらと思います。

2点目、移住コーディネーターということがございました。設置されるのは市庁舎内に設置されるということでしょうか。都市部で開催されるという移住フェア、ふるさと回帰支援センターでもされているそうですけれども、ここに移住コーディネーターが参加をされるということ以外に、こちらの西予市のほうではどのような活動をされるのかお聞かせください。特に、さきのふるさと回帰支援センターのデータでは、移住希望者は、年齢別に見ると20代、30代の方が比較的に多いということをお聞きしました。ここをターゲットとするような施策、対応がございましたら、それもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目、移住交流促進にかかわる協議会を立ち上げるというご答弁いただきました。市民、それから事業所、行政等が一体となってというご発言だと思いますけれども、市議会のほうでも一役買いたいという希望がある場合には、これは参画さ

せていただけるのでしょうか。以上、この3点についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 具体的な内容での再質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の各課の職員で検討会議を設け、具体的な施策を協議するというふうなことの内容でございますけれども、移住希望をされておられる方のニーズというのは、非常に幅広くあるというふうに感じております。例えば、農業などに関心がある希望者には、窓口はまちづくり推進課になりますけれども、農業水産課でありましたり、あるいは農業委員会でありましたり、それぞれの関係部署でチームを編成して対応したいというふうなことを考えております。また、自然豊かな西予市で子育てをしながら仕事をしたいという方もおられるかと思いますが、そういった場合においては、福祉課、あるいは経済振興課、そういった担当者を交えて柔軟に窓口の対応をしたいというふうなことを考えているところでございます。

次に、2点目の移住コーディネーターのご質問がありました。市庁舎内に在籍をするのか、そして20代、30代の方、そういった年齢層に対しての対応はどうするのかというふうなご質問でもあったかと思っております。まず、移住コーディネーターなんですが、東京とか大阪等、都市部で移住フェアなどが開催をされます。その場合には、出席といいますか、出張をするというふうなことを考えておりますけれども、通常におきましては市役所の庁舎内での在籍ということございまして、移住希望者からの問い合わせがありました。また市役所内でのチームの中で、対応チームで協議をしながら具体的に相談に応じるというふうな、そういった調整もしていきたいというふうなことを、現在想定しているところであります。

また、20代、30代へのそういった希望者への対応ということなんですけれども、仕事や子育てに関する関心が非常に高い世代だというふうに思われますので、それに関する市の施策や各種の情報、そういったものを積極的に発信をしまして、移住先に西予市を選んでいただけるよう伝えることも重要な業務というふうにご考えているところでございます。

そして、3点目ですけれども、移住交流推進にかかわります協議会の立ち上げの中で、市議会としても一役買いたいというふうな非常にありがたいご提案をいただきました。各議員の皆様方が持たれておりますさまざまな情報、また幅広い人脈、そういった力をおかりできれば非常に成果が期待できるというふうに考えておりました、実効性高い、そういった組織となりますよう、またご協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 ご答弁ありがとうございます。協議会のほう、設置されましたらぜひ、私どもでも一役買って、少しでも移住の方がふえるように努力していきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

では、移住定住についての分割質問はこれで終わります。

2点目でございます。空き家対策について質問をさせていただきます。

先ほどの移住定住とも関連がございます。市外からの移住を希望される方が真っ先に心配されることは、自分たちの住む家だからです。香美市での視察においても、移住者の受け入れにおける空き家の活用は重要な要素と位置づけられています。平成24年度から空き家の調査を実施して、1万戸に対して1,400戸の空き家を判別して、その中で46件を空き家バンクに登録されたそうです。各物件は時間をかけて何度も巡回調査し、そのまま使えるAランクのものから、手直しが必要なBランク、大幅改修が必要なCランク、活用不可能で撤去したほうが良いDランクまで分類をされたそうです。お試し移住に活用する物件も、この際必要だと思われそうです。西予市においては、現在どの程度まで空き家に対する調査ができ、どのくらい空き家バンクに登録されていますか。

また、移住を希望される方に対する対応はどのようになっているかお聞かせください。来年度に向けた施策も同時にお聞かせください。

それから、移住定住促進のテーマからは少しそれるのですけれども、放置されている危険家屋への対応もお聞かせいただけたらと思います。

以上。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ご答弁申し上げます。

まず、最初にご質問がありました空き家調査の現況、そして空き家バンクの登録の数、そして移住希望者に対する対応と来年度の施策についてのご答弁をさせていただいたと思います。

空き家の利活用につきましても、移住定住促進のために非常に有効な手段というふうに考えているところでございます。さて、西予市においては、平成26年度に地域づくり組織の協力を得まして、空き家の実態調査を行いました結果、2,082件の空き家を拾い出しました。その空き家を危険度によりましてAからEの5段階に分類をし、アンケート調査を行いました。その中で、軽微な修繕により活用可能というAランクと管理されていないけれども当面危険はないといったBランクの空き家、合わせて916件に対しまして、活用の意識があるかどうかを尋ねたところ、空き家の利活用を前向きに考えていただく所有者が約200名おられました。しかし、その200名の方にさらに電話で意向を確認しましたところ、家財道具が残っておりやはり難しいといった方、またたまに帰るときに使用するので今は無理だといった方々が多くおられまして、登録物件へのハードルは高いと、こういうふうな現実にもぶつかっているところでございます。

そういった中、平成27年度には、空き家情報を共有する空き家バンクの制度を進め、ことし3月から情報発信を行っております。この制度は、空き家所有者からの申請によりまして、市のホームページを使って売買や賃貸できる物件の紹介を行うというふうなものでございます。現在、契約済みの2件を含めて26件の物件をホームページに掲載をしているところでございます。各旧町ごとでは、明浜が3件ございます。三瓶が5件、宇和が13件、野村が1件、城川が2件というふうな状況でございますが、現地確認が終了しまして、現在掲載準備中の物件も10件ございます。また、今年度からは空き家バンクに登録いただくということを前提に10万円を限度とする家財道具処分費の補助制度を設けておりました、登録物件数を少しでも増加をさせたいというふうに考えているところでございます。

次に、移住希望者に対する対応、来年度の施策

についてなんですけれども、愛媛県と連携をし、愛媛県の空き家情報、または西予市の空き家情報に登録された物件を県外から移住される方が移住して住まれる場合には、移住者住宅改修支援事業により補助金を受けることができる制度も行っているところでございます。空き家の利活用で住民組織が主体となった取り組みとしては、城川町の高川地域づくり会が地域独自にお試し移住住宅を整備をしまして、せいよ地域づくり交付金などを活用しながら、移住者の積極的な呼び込みを行っているところでございます。地域づくり組織がそれぞれの地域の実情に応じた移住定住への取り組みを積極的に推進をしてもらいまして、さらに市のさまざまな施策を活用し、連携を行うことで移住数の着実な増加につながり、結果として地域活性化に大きな効果がもたらされるのではないかとこのように期待もしているところでございます。

今後、西予市で検討しております取り組みとしましては、空き家を10年程度借り上げをしまして、改修を施した後に移住希望者に貸し出しをするといった事業を進めることを検討をしているところでございます。このような事業におきましても、それぞれの地域づくり組織の協力が必要であるというようなことを強く感じております。空き家を活用した移住者の定住への効果的な取り組みにつながっていくものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 空き家対策関係のうち、撤去すべき危険家屋への対応について、私のほうから答弁をさせていただきます。

西予市におきましては、先ほど宗部長のほうから説明がございましたように、約2,000件の空き家が確認をされております。そのうち倒壊の危険がある空き家は658件となっております。ご承知のとおり、建設課では、昨年度平成27年度から危険空き家の除去補助事業を行っておりますので、その取り扱いについて、概略ご説明をさせていただきます。この事業は、倒壊のおそれのある危険空き家の除去に係る費用の一部を助成するもので、具体的には道路に面している危険空き家に対して危険度判定を行い、補助基準を満たした建物に対して1件当たり最大80万円の補助を行うものでございます。これまでの実績状況とい

たしましては、昨年度平成27年度、5件、今年度、10件を実施しておりまして、今回の補正におきましても、10件分の予算化をお願いしたところでございます。今後も、この補助事業を活用して対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 空き家の利活用について、3点、再質問をさせていただいたと思います。

まず1件目、希望は200件あったけれども、実際に空き家バンクに登録されたのは26件であったと。登録物件へのハードルは高いという現実もあるということでしたけれども、この解決に向けて、家財道具処分費用の補助制度以外に何か方策は考えられておられますでしょうか。それから、家財道具処分費用の補助制度については、現状どの程度の申請があったか、数字がありましたらお答えいただきたいと思っております。

それからもう一点、せいよ地域づくり交付金というものがございすけれども、これは個人ではできなくて、西予市内で公認されている27の地域づくり組織でないと申請はできないということで、個人としてはなかなか難しいのかなど。その辺の筋道ございましたら、教えていただきたいと思っております。

以上、3点です。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の空き家情報への登録はハードルが高いというふうに先ほど申し上げましたけれども、その解決策はということなんですけれども、今後さまざまな施策を検討していかなければいけないと考えておりますけれども、一例としまして、毎年5月に税務課が固定資産税の納税通知書を発送をするわけでございますけれども、その中に、ことしからの取り組みとして、空き家の登録制度に対するチラシを配布といいますか同封をさせていただきましたところ、反響がございまして、そのチラシをごらんいただきました方から実際に登録に至るというふうな、そういったケースもあります。それも多くありましたので、来年度以降もぜひそういった取り組みも継続して進めていきたいというふうなことを考えているところでござい

す。

それと、この家財道具の処分費の補助制度の利用の状況なんですけど、市単独の家財道具補助として対象経費の2分の1と、10万円限度ということですが、現在までに3件の申請があったというふうな、そういった状況であります。

それと3点目のご質問は、せいよ地域づくり交付金は地域づくり組織に限られるのかというふうなご質問であったかと思えますけれども、この交付金事業を有効に活用いたしまして、自治会の単位、あるいは個人の単位ではなくて、旧小学校区エリアの主體的な地域づくり活動が西予市の活性化につながるものと考えて、平成23年度にこの制度ができたわけでございます。そういった観点から、地域づくり組織は西予市の公的な公金の活用方法に関して権限を持つ組織というふうなことにもなろうかと思えます。小学校区エリア内に、自治会を初めさまざまな活動団体も存在しているかと思えますけれども、交付金の申請は、それぞれ包括的に捉えていただきまして、広域的に考えることができるような、そういった地域づくり組織であることが必要というふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 的確なご答弁ありがとうございます。

以上で2点目の質問を終わります。

3点目に移ります。

3点目は、地域おこし協力隊についての質問をさせていただきます。これも移住定住と関連がございます。

地域おこし協力隊員は、地域の活性化、まちづくりの一環として日々熱心な活動を展開されていることと思えますけれども、西予市では現在、何人の方が協力隊員として活動されていますでしょうか。現況を地域別、職域別に具体的にお答えください。

また、来年度の目標や方針についてもお聞かせいただけたらと思います。特にミカン農家など、1次産業における後継者不足について、実際に移住をされる方とのマッチングを行うような施策がありましたら、教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま地域おこし協力隊の現状と今後についてのご質問がございました。

市内何人の方が協力隊員として活動しているかというふうなことでございましたけれども、人口減少や少子・高齢化が進む西予市におきまして、地域力の維持強化を図るために、担い手となる人材の確保が特に重要となっている中、地域おこし協力隊制度の積極的な活用は移住交流促進施策を推進する上で重要な取り組みというふうなことをまず考えているところでございます。隊員の任期である最大3年の間に自身の才能、あるいは能力を生かした活動を行っていただくことで、地域活動の推進のための大きな原動力となるとともに、外部の視点による斬新なアイデアが柔軟な地域活性化策に生かされることが期待をされています。当市ではこれまで16名の方の隊員としての委嘱を行っておりまして、そのうち、現在は城川支所で2名、本庁に2名、明浜支所に1名、三瓶支所に1名の合計6名の方が活動を進めていただいております。その活動の内容はさまざまであります。ジオパークの推進、地域の農林水産物の販路拡大、また特産品開発や食品加工、移住交流の推進等に取り組んでいただいているところでございます。また、ことし8月に任期を終えました離職した2人の方々につきましては、市内の事業所への就職や起業といたしますか、業を起す起業を行っていただいております。

次に、1次産業における後継者不足対策を含めた今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

三瓶地域において、3年間活動をしていただいております。ことし8月に離職をした隊員にありましては、ミカン農家の経営者として起業をし、地域おこし協力隊起業支援補助金で支援を受けながら、今後は計画的に経営規模の拡大を図っていただくこととなっております。また、引き続き地域での活動にも積極的に参加をしていただいておりますので、地域おこし協力隊導入のモデル的な事例というふうになっております。

その一方で、隊員として3年間の活動を終えた後は、地域を離れ市外に転出をするケースもあります。全ての隊員がその活動を通じて自立、定住ができていくわけではなく、離職した10名のう

ち5名が市外へ転出をしているという状況にもあります。そういった、今までの定住実績も検証した結果、今年度からは、今までの行政と雇用関係にある地域おこし協力隊とは別に、協力隊制度を利用しながらも、市内の地域づくり組織が主体となり隊員の活動計画の策定やその実践活動を直接地域が支援する、行政とは直接雇用関係が生じない仕組みといったものを設けているところがございます。初年度から3年後の定住方法を見据えまして、地域が支援し、それぞれの地域資源を生かした活動計画は、より自立、定住に結びつくことが期待できるものというふうに考えております。

また、これまでの西予地域おこし協力隊とは、その待遇と申しますか、また仕組みが大きく異なることもございまして、今後は通称名として、地域おこし協力隊から田舎で働き隊ということで、そういう呼び方をすることで市民の皆様にもその違いをわかっていたいただきたいというふうに考えているところがございます。来年度は、田舎で働き隊を含めた地域おこし協力隊制度と、さきにご説明をいたしました移住定住施策、空き家活用施策、そういったものをうまくかみ合わせ、連携させながら移住定住の増加につなげていきたいというふうに考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 ご答弁ありがとうございます。三瓶地域のミカン農家への起業ということがございました。1人でもぜひとも長く頑張っていたきたい。ミカン農家は高齢化が進んで疲弊しており、後継者もなく、もうおらの代で終わりや、やめるのやという方が、三瓶地域においても何人もいらっしゃいます。その方がやめられるとミカン畑はすぐにもとの山の姿に戻ってしまうという現実がございます。木は寿命が50年と聞いておりますので、その方が廃業されてもミカンの木はその後何年も実をつけられるのかなと思ったりするのです。そういう放棄された畑を少しでも拾ってわしがやるという方が出てきていただければ、それは地域のまちづくりにつながっていくのではないかと、そのようなことを私も念願しております。今後の移住希望者に対して、そのような移住定住された方が何よりも説得力を持つモデルケースとなるのではないかとというふうに思うのです。まずは地元住民の温かい受け入れということ

も欠かせませんけれども、やはり継続した行政の支援も欠かせないのだらうというふうに思っております。

最後に、西予市の売りは何かなというふうには時々、最近人から聞かれることがございます。ジオパークがいい、あるいは海拔ゼロメートルから1,400メートルまでのさまざまな自然を囲んだその自然がいいのだというようなことももちろんアピールするのですが、私個人的には、西予市にはナベヅルやコウノトリが飛来するのだと、そういう宇和盆地を持っているのだということも人に言うたりします。コウノトリは、言い伝えではくちばしに赤ん坊を乗せて運んでくれるということがございます。移住定住される方が、東京から宇和に引っ越したら子宝を授かったぜよというようなことが将来本当に物語として成立するとすれば、それも一つ、西予市に移住するきっかけになるのではないかと、そのようなことを思ったりします。

以上、少し私見を挟みました。これで私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす12月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時37分

平成28年第4回西予市議会定例会会議録(第4号)

- |          |            |         |       |
|----------|------------|---------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年12月7日 | 三瓶支所長   | 西本喜代人 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 消防本部消防長 | 西川 傳  |
| 1. 開 議   | 平成28年12月7日 | 総務課長    | 宇都宮 裕 |
|          | 午前9時00分    | 財政課長    | 山岡 薫彦 |
| 1. 散 会   | 平成28年12月7日 | 監査委員    | 正司 哲浩 |
|          | 午後2時31分    |         |       |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 市 長             | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長           | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長           | 保 木 俊 司 |
| 総務部長兼<br>企画財務部長 | 宗 正 弘   |
| 会計管理者           | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長          | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長          | 二 宮 紀 夫 |
| 生活福祉部長          | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長         | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長           | 道 山 升 文 |
| 野村支所長           | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長           | 田 村 剛   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 浅野 信也  |
| 議事係長 | 原井川 英一 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程		
1	一般質問	
2	議案第135号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
	議案第137号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
	議案第138号 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について	議案第153号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
	議案第139号 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第154号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
	議案第140号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第155号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
3	議案第141号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について	議案第156号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
4	議案第142号 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について	議案第157号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
	議案第143号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第158号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
	議案第144号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	議案第159号 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について
	議案第145号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について	5 議案第160号 平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）
	議案第146号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	6 議案第161号 平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第147号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	議案第162号 平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第148号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	議案第163号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第149号 西予市物産会館の指定管理者の指定について	7 議案第164号 財産の無償貸付について
	議案第150号 西予市野村農業公園の指	8 議案第165号 財産の無償貸付について
		9 陳情第 2号 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書
		陳情第 3号 指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求め

- る意見書（案）の提出に  
ついての陳情
- 陳情第 4号 森林整備の推進を求める  
意見書（案）の提出につ  
いての陳情
- 陳情第 5号 タイベック資材助成に対  
する陳情書

本日の会議に付した事件

- |   |         |  |         |                               |                                 |
|---|---------|--|---------|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 一般質問    |  |         |                               |                                 |
| 2 | 議案第135号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について     | 議案第151号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について        | 定管理者の指定について                     |
|   | 議案第137号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について          | 議案第152号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |                                 |
|   | 議案第138号 | 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について                           | 議案第153号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について  |                                 |
|   | 議案第139号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について               | 議案第154号 | 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について      |                                 |
|   | 議案第140号 | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第155号 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について  |                                 |
| 3 | 議案第141号 | 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について              | 議案第156号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について   |                                 |
| 4 | 議案第142号 | 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について                     | 議案第157号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について    |                                 |
|   | 議案第143号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について                            | 議案第158号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について     |                                 |
|   | 議案第144号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について                     | 議案第159号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について   |                                 |
|   | 議案第145号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について                           | 5       | 議案第160号                       | 平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）          |
|   | 議案第146号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について                            | 6       | 議案第161号                       | 平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）      |
|   | 議案第147号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について                        |         | 議案第162号                       | 平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  |
|   | 議案第148号 | 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について                           |         | 議案第163号                       | 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）   |
|   | 議案第149号 | 西予市物産会館の指定管理者の指定について                             | 7       | 議案第164号                       | 財産の無償貸付について                     |
|   | 議案第150号 | 西予市野村農業公園の指                                      | 8       | 議案第165号                       | 財産の無償貸付について                     |
|   |         |  | 9       | 陳情第2号                         | 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書 |
|   |         |  |         | 陳情第3号                         | 指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求め          |

- る意見書（案）の提出に  
ついての陳情
- 陳情第 4号 森林整備の推進を求める  
意見書（案）の提出につ  
いての陳情
- 陳情第 5号 タイベック資材助成に対  
する陳情書

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、11番源正樹君。

○11番源正樹君 おはようございます。

議席番号11番源正樹です。

兵頭議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従いまして、一般質問を行います。

今定例会では、防災についてと高齢者の交通事故対策についてお尋ねをいたしますが、この質問が西予市の市勢発展、住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

まず、防災についてお尋ねをいたします。

4月の熊本地震、10月の鳥取県中部での地震、11月の津波が発生しました福島県沖地震といった震災、また一連の台風による東北、北海道での水害など、平成28年も日本全国各地では数多くの自然災害が発生しました。平成23年の東日本大震災、平成26年の広島土砂災害、平成27年の鬼怒川が決壊した関東・東北豪雨など、近年災害が激甚化、広域化しています。今後30年以内に非常に高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震について西予市では最大震度7が想定され、愛媛県が推計した揺れによる建物被害は最悪の場合西予市内で全壊1万342戸、半壊9,920戸とされています。

災害は、忘れたときに予想外のときにやってきます。平成16年の西予市誕生から市内でどのような災害が発生したのか、西予市地域防災計画資料編にあります災害に関する記録を確認いたしました。気象災害では平成16年に連続して襲来した一連の台風による被害など10件が、地震災害では平成18年の大分県西部地震と平成26年の伊予灘地震の2件が記されています。現代のように地震観測体制が整備されていませんでしたが、西予市が大きな地震に見舞われたのは昭和21年

12月21日の南海地震であり、津波による床下浸水が120戸、海岸部の地盤沈下や家屋倒壊が起こったようです。幸いにも、合併後市全体が被災するような大規模災害には遭遇していませんが、予想外ではいざというとき対処できません。他の地域で発生した過去の災害の教訓をどう受け継ぐかが重要ですが、経験なしに備えることの難しさを感じています。

11月初旬に九州で全国若手市議会議員の会の視察研修がございました。研修では熊本地震で被災された熊本市の田中議員と市役所倒壊が発生しニュース等でも数多く取り上げられました宇土市の今中議員から地震発生時の初期対応、行政対応、避難所のあり方、住民意識の啓発など、実際に起こった多くの課題、問題について現場で感じられ対応された貴重な経験をもとに多くのことを教えていただきました。防災についての質問はその研修の内容をもとに行いたいと思います。

最初に、災害発生時における行政の対応についてお尋ねをいたします。

大規模災害が発生した場合、行政は災害対策の主体として重要な役割を担います。過去の災害を振り返ると首長の不在、庁舎や電気通信機器の使用不能等により、初期対応に支障を来した例もあります。熊本地震のように夜間に発生した場合、大きな混乱が予想されます。一口に災害対策と言っても西予市地域防災計画で個別に定められているとおり、地震、津波、風水害、原子力とさまざまな災害が想定されますが、どのような災害が発生しても機敏に、そして的確に対応してはなりません。災害発生時に人、もの、情報等のありとあらゆる資源が制約を受けた場合でも一定の業務を的確に行えるよう業務継続計画、いわゆるBCPを策定し、事前に想定し、対策することが必要です。中核となるのは、特に定めるべき重要な要素として首長不在時の明確な代行順及び職員の参集体制、本庁舎のかわりとなる代替え庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理といった6要素が上げられていますが、いずれも災害発生時に必要不可欠な視点です。平成28年1月に消防庁が公表した地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果によると平成27年12月1日時点で全国1,741の市町村のうち、36.5%に当たる635の

自治体で既に策定をされているようですが、西予市の計画策定はどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 おはようございます。

業務継続計画のお尋ねがございました。過去の大規模な災害における多くの被災地におきまして、見てとれますように被災自治体には膨大な災害対応業務というふうなものが発生をしております。さらに、復旧、復興に向けた膨大な業務が発生もいたします。それだけでなく平常業務の継続というふうなものも重要となっております。有事の際これらの業務をスムーズに遂行することが果たして本市でできるのかどうか、大きな課題でもあるところと感じております。このため今後の防災、減災対策を進める上での重要施策としまして災害時に行政みずからも被災した状況下におきまして優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順継続に必要な資源の確保等、あらかじめ定めておく業務継続計画の策定が必要というふうに感じております。あわせて、地域防災計画の修正、さらにはこの2つの計画に基づく既存のマニュアルの修正、また未策定の業務におけるマニュアルの作成、そういったものも必要でありますし、他の自治体や、そして機関からの応援を迅速に受け、かつ効率的に受け入れられる受援計画、そういったものも必要かというふうに考えております。一連の防災への総合的な取り組み、いわゆる防災マネジメントでございますけれども、こういったことが必要というふうに考えております。

そこで、西予市におきましては、平成29年度から専門的な知識を有する方の支援を受けながら本市の防災対策の現状を把握しまして、また整理をし、各課業務に関するヒアリング等も行いながら策定に取り組むというふうなことにしております。およそ3年程度かかるのではないかとというふうに今想定をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ただいま策定に関する見込みについて答弁をいただきまして来年度から3カ年程度かけて策定するというところで伺ったところかと思えます。

西予市を含んだ愛媛県南予地方の4市4町と高知県の3市2町1村が加盟している四国西南サミットという協議会がございます。その中の策定状況を申し上げますと、昨年、平成27年12月時点でございますが、業務継続計画を策定しているのは愛媛県では大洲市のみ、高知県では宿毛市、四万十市、黒潮町となっているようです。私自身個人的にですが、6要素の中で特に重要なのが非常時優先業務の整理ではないかと考えます。行政が対応すべき課題は膨大な量となることが想像されますが、事前にこういった業務の整理整頓が大切だと感じております。早期に策定をいただき、さまざまな観点からの対応をお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして防災の行政対応について罹災証明書の交付手続の体制整備についてお尋ねをいたします。

被災者生活再建支援金などの公的支援や保険金受け取りなどの民間支援を受けるためには罹災証明書が必要となります。鳥取県が発表した地震発生1カ月後の証明書発行状況は専門家による被害程度の現地調査等が必要とのことから時間がかかっており、申請や依頼を受けたうちの20%強にとどまっているようです。熊本地震では、早期に発行できた自治体もありましたが、これは事前に体制整備ができていたことが幸いしていたとのことです。各種支援を受ける条件として証明書の発行があり、自己の所有物件であろうとも事前の修繕、解体が原則認められておりません。住居、家屋の再建は早期生活再建に欠かせず、速やかな発行が求められます。現在、西予市において証明書の交付手続がどのような体制となっているのか、お尋ねをいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま罹災証明の手続の体制整備はというご質問をいただきました。

罹災証明の交付手続につきましては、ご指摘のとおり、鳥取地震あるいは熊本地震におきまして使用不能になった庁舎の移転や対応する職員の不足等々から大きな課題として取り上げられたところでございます。西予市におきましては、風水害と一般災害及び地震災害に係る罹災証明取り扱い規則というものを定めておりまして東日本大震災の折、税務課職員が支援を行った経緯もございま

す。また、ことし1月に総合行政システム、市のコンピューターシステムですけれども、新たなシステムに移行をされたことに伴いましてデータ移行の検証を行ってございました罹災証明の発行等ができます被災者支援システムの運用の準備が整ったところでございます。このため先ほど答弁させていただきました一連の防災への総合的な取り組み、防災マネジメントの中で支援経験のある職員からのヒアリングを行うとともに、被災者支援システムの運用研修といった住家被害の調査担当者の育成、他の地方自治体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めてまいりまして罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 被災者支援システムに関しては、ことしの6月定例会だったかと思いますが、二宮一朗議員の一般質問の中で取り上げられていたものだと思います。早期に体制整備が進みましたこと、大変心強く思っております。

それでは、次の項目の避難所についての質問に移りますが、地域防災計画地震災害対策編を念頭にお尋ねをしたいと思います。

西予市地域防災計画資料編で定められている指定避難所は、現在113カ所ございます。先日上程されました平成28年度一般会計補正予算（第6号）の中にも指定避難所である施設の長寿命化及び耐震診断の予算が上げられておりました。

まず最初に、現在の指定避難所の耐震化状況についてお尋ねいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま指定避難所の耐震化の状況というふうなことでの質問がございました。

指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくまるまでに必要な間滞在をしていただきまして、また災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町が指定することとなっております。その113カ所のうち、耐震基準を満たしている施設は現在79カ所ございます。満たしていない施設34カ所のうち、市の施設は30カ所でございますが、西予市公共施設耐震化計画という

計画の中で順次耐震診断を行って、必要に応じて耐震化工事を行うこととしております。

以上、答弁いたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 今、現在の指定避難所の耐震化の状況について答弁をいただきましたが、指定避難所は選定基準といえますか、どのような基準で選ばれているのか、それについてお答えをいただければと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま避難所としての指定の基準というご質問がございました。

それぞれの地域の実情に応じまして、現在指定しているところでございます。指定の基準は、おおむね次のとおりでございます。

まず、1点目ですが、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していることとしております。

なお、被災者の必要面積につきましては、1名につき2平米以上を目安としているところであります。

2つ目としまして速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造、または施設を有していることというふうにしております。

また、3点目として想定される災害による影響を比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあることというふうにしております。

4つ目としまして、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にありましては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていることというふうにしております。

5点目としましては、なるべく被災地に近くて、かつ被災者等を集団的に収容することができるというふうなこと、そういったことを基準に設定をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 ありがとうございます。

ただいま公共施設の耐震化の計画に基づき行っていくという答弁をいただきましたが、それと同時に西予市公共施設維持管理計画というのもことしの3月に策定されているかと思っております。この中

を見ると、こういった耐震化については防災上重要な建物について重点的に耐震性の確保を図るとされております。残り30カ所強となっております。残りの耐震化、重要性に応じた早期の対策をお願いをしたいと思います。

次の項目ですが、避難所運営マニュアルについてお尋ねをいたします。

災害発生時、迅速に避難所を開設しなくてはなりません。熊本地震の際、深夜に地震が発生したことが影響し、指定避難所である小学校や中学校といった学校教育施設の避難所開設時間やその対応に大きな差が出たそうです。車中泊のための駐車場の確保、ペットの受け入れ、運営体制等など、数多くの問題が発生したと伺いました。計画では、避難所の開設について市が開設し、設置場所等を周知し、自主防災組織や避難施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるとあります。避難所の運営にはさまざまな問題への早急な対応や円滑な運営が課題となります。特に、大規模震災発生時には長期間の避難生活が想定されますので、運営マニュアルが必要になると考えます。計画には避難所の運営についても定めがありますが、別途避難所運営に関するマニュアル等は策定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま避難所運営マニュアルの策定状況についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、避難所の運営につきましては、大変大きな課題であるというふうに認識をしているところでございます。

本市におきましては、避難所運営マニュアルを平成21年10月に策定しておりますが、当時はまだ自主防災組織などの結成に向けた啓発活動を行っている時期でもございまして、市職員への周知にとどまっているという状況でございまして訓練等の回数も少ない状況となっております。過去の被災地において職員が避難所運営に忙殺をされ、本来行政が行わなければならない業務がなかなか遂行ができなかった例もございます。そうならないために一連の防災への総合的な取り組み、防災マネジメントの中でマニュアルの見直しを行うとともに、現在自主防災組織の結成率も100%になっておりました、この状況を契機としま

して避難所を避難者みずからが自主的に運営していただくための啓発活動でありましたり、訓練等、また地道な施策の展開、そういったものが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 平成21年といたしますと、恐らく国の防災対策が大きく変わりましたのは平成23年の東日本大震災、これが契機になっているというふうに思いますし、先ほど冒頭の質問の中でBCPについてお尋ねをいたしました。総合的な防災マネジメントの中でこのような避難所運営マニュアル等も整備されていくものと考えます。運営マニュアルは、現在行政の内規としての取り扱いという答弁だったと思いますが、避難所運営は宗部長の答弁のとおり、基本的には自主防災組織の皆さんを初めとする地域の皆さんが施設の管理者の協力をもとに行うことが必要かと思っておりますので、整い次第このことについては周知徹底できるよう取り組みをお願いをしたいと思います。

また、これは全然別ではないんですけれども、愛媛県が平成27年度、昨年度より避難所運営リーダーの育成研修を行われているようでございます。私自身不勉強で内容等がどういったものかということは承知していないんですけれども、今後はそういった自主防災組織と連携した避難所運営の訓練でありますとか、そういったことが総合的に進みますようさまざまな機会の活用をいただければと思います。

次に、福祉避難所についての質問をさせていただきます。

要配慮者のために設置される福祉避難所に現在指定されているのが主に高齢者に対応する施設だけとなっております。平成27年3月の計画修正で要配慮者への配慮、避難所における生活環境の配慮、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などが追記、変更をされております。障がい者や乳幼児など、他の要配慮者に配慮するために避難所においてスペースの確保や人員配置などの対応が必要と考えますし、公立保育園、県立宇和特別支援学校、対応できる民間施設などを別途福祉避難所に指定してはと考えますが、理事者の考えをお聞かせください。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 おはようございます。

源議員お尋ねの要配慮者に対する施設指定が必要ではないかということであろうかと思えます。

現在の西予市地域防災計画では、特別養護老人ホームなど、高齢者施設を中心に市内13施設を福祉避難所として指定をしておるところでございます。源議員ご指摘のとおり、福祉避難所の対象は高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱など、避難生活において特別な配慮を必要とするものとされており、現状では全ての災害時要配慮者に対応しているとは言えません。そのため在宅で生活している障がい者の避難先の確保のため、市内の障がい者支援施設を追加指定するなど、現在の指定施設を見直した上で新たに福祉避難所運営に関する協定を締結するよう、市の関係課及び社会福祉法人等と協議を行っているところでございます。

また、今年8月に西予市を会場として行われました愛媛県総合防災訓練では妊産婦や乳幼児、障がい者など、それぞれの障がいや状況に応じた配慮をし、一般避難所に福祉スペースを設け対応をしたところでございます。このことから、一定の配慮をすることで福祉避難所ではなくても対応が可能であり、あらゆる災害時、要配慮者の避難に対応できる柔軟な体制を築いていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 周りの県内の市町村の福祉避難所がどうなってるのかなと思ひまして、おくれればせながらけさ見てみたらほぼ全ての市町が福祉避難所は基本的に高齢者に対応する施設のみの指定となっております。これを指定すべきかどうかというのは、また行政内部の判断があるかと思われませんが、西予市というか、宇和町というのは福祉の町というのが昔から売りというとおかしいですが、非常に熱心に推進してきたという歴史的なこともございますので、前向きに協議、検討をいただきたいと思ひます。この質問をしようと思ったのが先ほどの熊本地震の話になりますが、発達障がいのお子さんを持っていらっしゃるご家庭で避難所に行かなかつたと、結局半壊した自宅ですつと避難生活を送られていたそうなんです、うちの子が行くとうるさくて周りに迷惑をかけてし

まうと、そういったことが理由だったそうです。そういった方にもきめ細やかに対応できるよう避難所のあり方等についてまた協議、検討をお願いをしたいと思ひます。

それでは、防災について最後の質問になりますが、防災意識の啓発についてお尋ねをいたします。

今までの質問は、主に災害発生前の行政の対応についてのお尋ねでございましたが、今答弁の中でも触れていただきましたが、西予市では防災拠点となります、ここ新市役所、新庁舎の建設、各種施設の耐震化、現在も進められております防災行政デジタル無線の整備、野村町惣川地区ではヘリポートが整備され、各種のハード面における対策が進んでおります。また、防災マップの作成、配布、組織率が100%となりました自主防災組織の育成、そして支援、防災士の育成、それに伴う自主防災組織連絡会や防災士連絡協議会の設置等など、ソフト面における対策もかなり進んでおります。また、先ほど酒井部長が答弁で述べられたとおり、8月には関係各位の協力のもと西予市になって初めて愛媛県の総合防災訓練が行われておるところでございます。それぞれの自主防災組織での訓練やさまざまな啓発を通じて個々の防災意識は高まりつつありますが、依然として個人差、地域差が大きいという現実もございます。市民が行政に過度に依存することがないように、これからも継続的な防災意識の啓発が必要と考えます。以前は家庭における水、食料品等の備蓄は3日分以上が推奨されていたように思ひますが、現在は7日間、1週間以上の備蓄が推奨されています。各家庭でどの程度備蓄をされているのか、防災意識の大きな目安となるのではないのでしょうか。そこで、一般家庭や各種事業所、自主防災組織等における食料品や水などの生活必要物資の備蓄状況について市はどのように把握されているのか、お尋ねをいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの議員のご質問の自主防災組織、あるいは家庭、事業所等で生活必要物資の備蓄状況はどんな状況なのかというふうなご質問がありました。

まず、食料の備蓄につきまして市におきましては、平成24年度から5年計画で備蓄を進めております。今年度が最終年度となっております。そ

の基本となります数量につきましては、阪神・淡路大震災での集計結果や県が発表しております地震被害想定等から経費、また保管場所の確保と検討を重ねて全人口の約1割、10%の方の避難を想定をしまして備蓄を行ってきております。内容につきましても、先ほど答弁させていただきました一連の防災への今後の総合的な取り組み、防災マネジメントの中で改めて検討をしていきたいというふうに考えております。また、防災マップ等においても非常持ち出しの品の周知を行っております。まずは、市民の皆さんがご家庭において1週間分の持ち出し用の備蓄といたしますか、そういったものをしてほしいということ、そして避難の際には3日分のそういったものを持ち出してほしいというふうなお願いを先ほど議員ご指摘のとおり、してきております。しかしながら、一般家庭等の備蓄状況につきまして十分な把握はできてないというのが現在の状況というふうなことでございます。

また、自主防災組織におきましても、自主防災組織活動育成補助金の防災活動支援事業を活用いただきまして計画的な備蓄整備を進めていただいているところでありますけれども、今後も自助、そして共助での備蓄について次年度当初に全戸配布を予定しております新たな総合防災マップの中での掲載や、また出前講座など、あらゆる場面での啓発活動に努めるとともに、備蓄状況の把握につきましても努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 繰り返しお願いをするというか、啓発をするということが何よりだと思いますし、来年度各家庭に配布をいただくということで、各家庭における意識というのは地震が起きるとか、災害が起きるとすぐに備蓄に走るんだけど、しばらく時間がたつと喉元過ぎればというやつで、そういったことを継続的に行政のほうで主導権を持って、また啓発について努めていただきたいと思います。特に、西予市は県内で2番目に面積が大きく、海から山まで大変自然が豊かな町ですが、防災の観点から見ると発生する災害自体が多様性を持って各地域ごとに対策が異なるという大変厳しい状況がございます。また、1,000年に一度という南海トラフ巨大地震に備え

るといことも大変難しい側面があるのではないかとこのように考えます。災害発生時は自助7、共助2、公助1と言われますが、事前の防災対策については公が主導する部分が大半かと思われます。これからも今まで以上に防災、減災対策が進みますようお願いを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の高齢者の交通事故対策についてお尋ねをいたします。

特に、近年目立っております免許返納への取り組みについてお尋ねをいたします。

駐車場での暴走や通学中の児童・生徒が巻き込まれるような高齢者が運転している車による交通事故が相次いでおります。政府は、11月24日に対応策を話し合う関係省庁局長級による作業部会を開催されているようです。その部会では、認知症の可能性のある高齢者への医師の診断を義務づける改正道路交通法の平成29年3月施行に向けた準備や車が必要な西予市のような中山間地域での高齢者の移動手段の確保などの含めて検討し、来年6月までに対応策を取りまとめるとの報道がございました。公共交通網が発達していない地域では車は生活の一部であり、免許返納を強制することはあり得ませんが、不安を抱えながら運転されている方が気軽に免許を返納できるような環境整備が必要と考えます。

愛媛県警察本部では、高齢運転者が自主的に免許を返納しやすい環境の整備を目的に関係機関、団体等と連携した運転免許自主返納制度を構築され、返納推進を図られております。西予市としてどのように取り組まれているのか、お尋ねをします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいま免許返納への西予市としての取り組みについてのご質問がございました。

西予市における人口動態につきましては、ご案内のとおり、近年の少子・高齢化が顕著にあらわれておりまして年間500人を超えるペースで人口が減少しております。そのため、高齢者の構成率は4割を占めている状況でございます。今後10年先には人口の半数以上が高齢者という時代が到来することも予想をされております。

一方で、市内の交通事故件数につきましては、ここ数年間におきましては、大幅な減少傾向を示しております。平成26年度におきましては88

件、前年度と比較しますと55件の減少、平成27年度におきましては81件、前年度と比較しますと7件の減少となっております。しかしながら、高齢者が関与した件数では平成26年度の88件のうち51件、平成27年度の81件のうち42件といずれも半数以上を占めております。このように増加していく高齢者ドライバーに対する交通事故防止対策を早急に推進しなければならない状況と考えております。

そこで、西予市では平成27年度に西予警察署と交通安全対策の推進に関する協定を締結し、高齢者に対する運転免許自主返納制度の積極的な活用及び普及促進について協力をして取り組んでいるところでございます。今年度になりまして、市内の多くの事業者に対して本制度への協力をお願いしたところ、現在17の事業所が協賛店としてご支援をいただいております。また、西予市商工会に協力をお願いいたしまして今後より多くの事業者の協賛を賜るように進めているところでもございます。運転免許証の返納は買い物や通院など、その人の日常生活における移動手段をなくすことになり、制度の充実を図るにはそれを最小限補完できる返納リスクに対応した環境づくりが一番重要であると認識をいたしております。今後におきましても、安心して運転免許証を返納できる環境になるように関係機関と協力をしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 商工会を通じて17団体が現在協力をいただいているという答弁だったかと思えます。商工会に関して言いますと、現在約1,200の会員さんが今いらっしゃる状況かと思えます。こういった官民が連携したような取り組みというのは非常に重要となってまいるかと思えますので、またそのあたりを返納支援についても協力しながら行っていただきたいと思います。愛媛県警のホームページを見ると県内の20市町の状況が載っていましたが、松山市ですらまだ協力団体が行政も含めて28しかないということは西予市においては非常に自主返納の取り組みが進んでいると、そのように感じておりますので、また今後とも前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問となりますが、行政による返納支援についてお尋ねいたします。

今月の1日時点ではありますが、県内の4市1町で行政による自主返納支援事業が行われています。支援内容としては、デマンドタクシー利用チケットや公共交通機関で利用できる乗車券の配布、生活福祉バス運賃免除などがあるようです。西予市民病院開業と同時に民間バス会社などを対象とする高齢者路線バス利用補助事業が導入されていますが、返納支援としてデマンドタクシーや生活交通バス利用での補助ができないか、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま免許の自主返納者に対してデマンドタクシーや生活交通バスでの支援制度を設けたらどうかというふうなご質問をいただきました。

全国的に高齢ドライバーによる交通事故が多発をしております、当市におきましても自家用車から公共交通への利用促進を促していく必要があるというふうに考えております。また、実際に西予市におきまして、免許返納者は増加をしております。公共交通による移動をスムーズにするための基盤を整備をしていく必要があるというふうに考えております。西予市高齢者路線バス利用助成事業は、70歳以上の方が宇和島バスの路線や野村地区の代替バスの路線におきまして、片道260円以上の市内区間を利用した場合に助成券を利用して運賃の半額を支払うということで乗車することができる事業でございまして、平成27年度の申請者数は延べ1,288人ございました。今年度は、10月末の時点で延べ1,010人となっております。利用者の中には、80歳を超えられた高齢の方が比較的多く利用されているという状況でもございます。議員ご提案いただきましたように、今後免許返納者に対しましては、西予市で運行をしております市営バスやデマンドタクシーを利用する際の優遇措置を検討するとともに、生活の足として公共交通の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 源正樹君。

○11番源正樹君 現在、公共交通のあり方について協議検討を行っていらっしゃる最中かと思えますので、そのあたりも含めてまた検討をお願いしたいと思います。

きょうは免許返納についてのみの質問をさせて

いただいたんですけども、先ほど副市長の答弁の中で西予署管内の交通事故発生状況について説明があったかと思えます。平成27年の今度は愛媛県内で起こりました高齢者死亡事故の内訳を見ますと、全死者数の78名のうち49名、62.8%が高齢者の方であり、この中で歩行中に事故に遭われた方が21名、または自転車に乗っている最中に事故に遭われた方が15名と実に73.5%の方が車の運転とは関係のないところで事故に遭われております。市内では皆さんもご存じのとおり、ことしに入って特に最近、高齢者の方が巻き込まれるような非常に痛ましい死亡事故が起きております。免許返納の取り組みももちろん大切ですが、反射材の着用、横断歩道の利用の徹底、また自転車の際は高校生がヘルメットの着用が義務になりましたが、ヘルメットの着用の推進などへの取り組みも必要になってくるのではないかと思います。今後とも継続して交通安全に対して市としての啓発を行っていただきますようお願いをいたします。

以上をもちまして今定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前9時52分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時05分)

次に、12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 議席番号12番、会派爽麗会の井関陽一でございます。

議長よりただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、危機管理についてでございますが、先日より宇都宮久見子議員、竹崎議員、先ほどの源議員と類似の質問となっておりますので、重複するところが多々あるかと思いますが、ご答弁のほどよろしくお願ひしたらと思ひます。

今回、厚生常任委員会におきまして、宇都宮議員、竹崎議員も一緒でございましたが、気仙沼市、石巻市を視察しまして5年前に起こりました震災の教訓をどうしても西予市には生かさなければならぬという思いに立ちました。その中で西予市の体制をお聞きし、改良できることはないのかということで、より具体的な内容をお聞かせ願ひたいと考えております。先ほどの源議員もそうだったんですが、今回からタブレットを持ち込

むことが可能となりました。そこで、今回は口述書のほうもなれる意味でこれを使わせていただいております。昨日からの中で三瓶、明浜の避難所の件やデジタル無線、惣川のヘリポート、監視カメラの件など、いろいろ説明をいただいております。そういった中で、まずは災害における初動としての避難指示の発動についてお伺いをしたいと思ひます。これが一番肝心なことではないかなと思ひますので、お願ひしたらと思ひます。

避難準備情報、避難勧告、避難指示についてでございますが、津波、水害、川の氾濫など、山津波、土石流などがございますが、そして地震、いろいろな災害がございます。こういった災害に対していつ、誰が、どのような方法で出されるのか、どこからの情報をもとに出されるのか、時間帯によっては先ほど源議員も言われておりましたが、夜中の場合にはいろいろな配慮をする必要もあると思ひます。これらを発動するときに誰と相談して、どのように決定するのか、具体的に決まっているようでございましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの井関議員のご質問に対してお答えをいたします。

まず、避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示はいつ、誰がどのような方法で出されるのかというふうなご質問でございましたが、まず最初に避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示とはどういったものであるかというようなことを最初に述べさせていただきます。

まず、避難準備情報でありますけれども、災害が発生する可能性が高まった状況で避難に支援を要する方が避難行動を開始しなければいけない段階ということでございます。その段階で発令をされるというふうな状況です。また、避難勧告につきましては、災害の発生する可能性が明らかに高まった状態、通常の行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階で発令がされるというふうなものでございます。次に、避難指示でございますけれども、災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況、または現に災害が発生した状況で避難行動中の方は直ちに避難を完了しなければいけない段階、また避難をしていないときには直ちに避難を始めなければならない段階に発

令をするというふうなものでございます。それをいつ判断するかについてでございますけれども、災害の種類、状況によってさまざまであります。

一例を申し上げますと、まず宇和川での判断基準を例にとってみたいと思います。宇和町の神領の三島橋付近にあります観測所におきまして、氾濫危険水域が3メートルに達しまして、なお上昇のおそれがあるというふうに判断をした場合には避難準備情報を出すというふうになってございます。次に、避難判断水位が3.5メートルを突破をして、なお上昇のおそれがあるというふうな判断をした場合には、あるいは漏水等で破堤、堤防が崩れるというふうなことにつながるおそれがある状況を確認した場合には避難勧告を出すというふうなこと、次に、氾濫危険水域が4.2メートルに到達した場合、または破堤を確認した場合、また堤防本体の亀裂とか、大規模漏水等を確認した場合には避難指示を発令するというふうなことになっております。災害対策本部に参集しております市長以下市の幹部において協議を行いまして、市長が発令をするということになります。この発令は災害対策基本法により、市長が実施責任者となるよう定められておるものでございます。また、それ以外の災害等、風水害等、いろんな状況がございまして、関係機関、団体と情報の連絡をとりながらその発令の判断を市のほうでしていくというふうにございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ただいま具体的な例を挙げて川の氾濫のことで挙げていただいたわけなんです、確かにその場にそういった対策本部ができて既に集まっているときにはそういう対応が順序よく行えると思うんですが、先ほど源議員の質問の中でもありましたが、BCPの中におきましても時間経緯をおった中で、30分後にはこうするんだ、40分後にはこうするんだというきっちりとしたマニュアルができていないと、なかなか言葉ではできていてもいざその場になったときに対応がなかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、実際そういう形の中で避難指示が出された場合、その後の対応として避難をどういうふうに誘導するのか、それは消防署員もおるでしょうし、消防団もおるとは思いますが、そういったところの指示系統がたしかかな情報として伝わって

くのかどうか、避難指示が出された後の対応はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問の避難情報等が出された後の対応はということでございますけれども、まずは市民の皆さんに迅速かつ正確に情報を伝達するために防災行政無線による放送、またエリアメールによる緊急速報、消防団車両及び消防車両による広報活動、また市のホームページへの掲載等を活用して伝達手段の多様化、そして多重化に努めているところでございます。また、避難誘導等を行うために市職員、あるいは消防団、警察官、その他関係機関の職員を現場へ派遣する等の対応を行うこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 エリアメール、デジタル無線等で情報を伝えるというのはわかっておるわけなんでございますが、そうしたときに例えばどの避難所に誰が避難をするかというようなことまで取り決めができていのかどうか、この範囲の人はこの避難所に逃げるんだよということが区域を区切ってきちんとそれができているのかどうか、自分は避難の指示が出たからどこの避難所に行けばいいのかというのが市民の方全員がわかっているのかどうか、その周知徹底はどのようなになっているのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの避難場所のご質問でございますけれども、あらかじめ避難をしていただく場所というものは決めさせていただいております。ただ、それが全員といいますか、多くの方に周知がされているか、そういったことはなかなかまた難しい問題かなと思っておりますが、これにつきましては、避難訓練等あるいは自主防災組織での周知、そういったことによりまして地域住民の方に周知徹底をしてほしいというふうに思っております。また、いろんな機会を通じまして場所等の確認といたしますか、そういったことは行政側としても今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 大事なことだと思いますので、この地域の人はこの場所に避難してくださいよということを十二分にわかるように今後とも指導をお願いしたらと思います。

それから、先ほどの質問ともダブるわけなんですけど、次の質問に移らせていただきます。

正確な情報発信についてでございますが、先ほどから言われておりますように、デジタル無線あるいはエリアメール等々でやっていかれるんですが、初期の段階、こういったものが県の防災訓練のときにもドコモやったかな、あれが来られて臨時の基地局をつくられて携帯電話等もつながるような方策は打たれるようでございますが、なかなか初期段階でそういうことまでできるかどうかというのは少し疑問に思っているところでございます。ターミネーターという映画がございまして、その一番最後のシーンでアマチュア無線の音だけがガーガーピーピーというような、こちら何々です、誰か生存者はいませんかとかというような情報が流れるところが一番最後のシーンに残っているところがあるんですけども、アマチュア無線というのは非常に有用な通信手段ではないかなと思っております。避難所間同士の連絡方法として、気仙沼に行ったときに電気もなければ何もなし、懐中電灯1つで最低限の物資を背中にかかると瓦れきの中を歩きながら避難所まで行かれた職員の方の話でございますが、避難所間同士の連絡がまずとれない、きのうまでの話の中でデジタル無線も双方向の連絡がとれるようになっているとは言われましたが、先ほど源議員の話じゃないですが、113カ所もある避難所間に全てこれがあるとは思えませんので、そういうことになると避難所間同士の連絡の方法、そういったものが非常に大事になってくるんじゃないかなと思うんですが、そういった場合にアマチュア無線をやられている方は各地域に数多くおられると思うんですが、その方たちとの協力によって情報発信ができるんじゃないかなと思うんですが、その辺も含めまして避難所間の連絡の方法とか、伝達の方法をどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問

にお答えをいたします。

避難所間の連絡の方法ということでもありますけれども、電話回線あるいは光ケーブルが寸断された、また携帯電話も使用できないというふうな、そういった状態を想定した場合なんですけど、現状では消防団車両に搭載をされております移動系の防災行政無線を活用することとしております。また、先ほど答弁させていただいたとおりなんですけど、デジタル化によりまして避難所と緊急避難所に設置された屋外拡声子局でやりとりをするというふうなことを想定しております。また、一部には衛星携帯電話の配備や、また新たな通信機器としましてIP無線機の試験運用を行うなど、多様な通信手段の検討をしているところでございます。

議員ご指摘いただきましたアマチュア無線の活用も有効ではないかというふうなご提案をいただきました。現在、愛媛県と日本アマチュア無線連盟愛媛県支部との間において連携した運用がなされているというふうなことを聞いておりますので、今後市内のアマチュア無線局の協力を求め、詳細について協議を行いまして通信体制の確保をさらに図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 消防車についている無線のことは私は詳しくはないんですが、よろしいですか。消防車についている無線はどの程度の範囲に届くものなのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 ただいまのご質問でございますが、市内全域をカバーできるような体制にはなっておりますが、デジタル化に伴いまして今までの状況と変わって無線が出ないところは確実に出なくなる、メリット1、2というような段階があるんですが、そのような出なくなれば確実に出なくなる、無線の状態が悪いというようなことではなく、そういうような状態になっております。今のところ、大体全域をカバーするような体制はとっております。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 消防無線のほうでも一応全市をカバーすることができるということを聞きま

したので、一応安心はいたしました。念を入れるためにも先ほど言っただけでしたが、アマチュア無線を持たれている方々の協力を得るような体制も考えていただけたらと思います。

それでは、次に避難所の対応についてでございますが、まずはトイレだと思います。

被災地に行きまして聞きましたことは、まずはトイレを完備することが非常に大事なんだということで、これは衛生的にも日常どうしても必要なものでございますので、大事なことじゃないかなと思うんですが、そこで言われていたのが最初は非常時なんだから男女共同でいいかということと考えられたそうでございますが、避難所で長く生活をしていくという、大勢の方が一緒に生活をしていくという段階におきましては、確実に男女のトイレは別にしなければならないということ強く言われました。しかも、場所をある程度、二、三メートルでもいいから離してあげるのが大事になってくるということを実に訴えられておりましたので、その辺も含めてご答弁いただけたらと思うんですが、トイレの件なんですけれども、今マンホールトイレというのが開発されておりまして、下水道が普及しているところであればマンホールはどこにでもあるようなものでございまして、その上にトイレを建てることによって後の処理もしなくていいということで非常に有効ではないかとされております。ただ、マンホールトイレの欠点というのはマンホールは公道の上にあるのがほとんどで、敷地内にあることは余りないというのが現状だと思います。そこで、非常時なんで当然公道であっても道路が使えていない状態であれば有効であると思いますが、今もう既に野村町はほぼ整備が済んでおりますので、無理だといたしましても、宇和町ではまだ下水道の整備が途中のところもあると思います。そういった中で時には公共の施設、避難所になるところにはマンホールを1つ構えるのも一つの方法じゃないかなと思うんですが、マンホールトイレを導入するようなご検討はできないものか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの避難所におけるトイレの問題のご質問をいただきました。非常に重要な問題だというふう認識をしておりますのでございます。

過去の被災地におきましても、避難所で問題となったトラブルの上位に上げられております。先ほどの男女のトイレの問題であったり、いろんな問題が出てきようかと思いますが、そういったところで当市におきましては、現在避難所に設置しております防災倉庫に簡易トイレを2基ずつ配備をしておるという状況です。また、市内業者との協定に基づく簡易トイレの調達の手配や、また県と民間企業との協定による対応等も行っているところでございます。また、自主防災組織によりまして自主防災組織の活動育成補助金を活用いただきまして、少しずつそういった簡易トイレの備蓄と申しますか、そういったものも行っているという状況となっております。

一方、マンホールトイレにつきましては、下水道管にあるマンホールの上に簡易なトイレの設備を乗せて下水道管路を直接トイレとして使用するという先ほど言われたとおりなんですけれども、ただマンホールは公道上に設置されているものがほとんどであります。トイレとして活用するにはさまざまな問題もあるのではないかと申すように考えております。また一方、学校等の敷地内に下水道本管を引き込んでおいてマンホールを設置する方法も考えられますけれども、現状ではその対応を行っている施設はございません。これら以外にも幾つかの方法がありますけれども、それぞれのメリット、デメリットがありまして、そういった環境に応じた採用に検討が必要であるんじゃないかというようなことも考えております。したがって、今後も引き続きトイレの重要性を再認識はしておりますので、簡易トイレの備蓄等も含めて対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 簡易トイレでも対応をメインにしているということ十二分にわかったわけなんですけれども、簡易トイレも長くなりますと簡易トイレの数的なものもいろいろ問題が出てくると思いますので、今どんどんふやしていく中で対応をしたいということも申すので、トイレのことに関しましては最優先課題の一つとして考えていただけたらと思います。

次に、電源確保の件なんですけれども、暖房施設を行うには震災のときにも電気が来ないの

で、当然石油ストーブがもてはやされたわけですが、電源確保をなぜ強くいうかと言いますと、市長さんにも来ていただいたわけなんです。酪農の座談会において酪農家にとっては電源が落ちると乳牛の搾乳ができなくなるということで搾った牛乳も腐るといところで電源の大切さを市長にも訴えたわけですが、それは十二分にわかっていたとおもいます。しかし、避難所におきましても電源は非常に大切なものだと考えております。特に、被災地に行って聞いたときに明かりが1つあることによって希望が持てるんだということを言っておられました。そこで、今各避難施設においても発電機が置いてあるところもあるとは思いますが、避難所におきましてはかなり大がかりな電源の確保が必要ではないかなと思います。それには建設業者等々と協定を結びまして、そこに持たれている大型の発電機を貸していただける協定を結ぶ必要があるんじゃないかなと思うわけですが、今市内にある業者がどの程度の発電機を持たれているのか、どのぐらいの能力のものがあるのか、そういうことを事細かく調べて、その中で協定を結んでいくということが非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま電源の確保についてのご質問をいただきました。

電源の確保につきましては、現在それぞれの避難所におきましては、施設管理者においてそれぞれ整備を進めているところでございます。現状では先ほど簡易トイレの備蓄同様でございますけれども、避難所に設置しております防災倉庫の中に発電機を配備しておるという状況であります。ご指摘のとおり、企業との協定締結が非常に重要であるというふうに考えておまして、現在四国電力の宇和島支店とは電力供給設備の優先的復旧等についての協定を結んでおります。また、愛媛県電設業協会及び愛媛県電気工事工業組合とはそれぞれ電設資機材等の提供や電気設備の応急点検等についての協力協定を締結しているというふうなことでございます。先ほど市内の建設業者が持たれております発電機というふうなこともございましたが、そういったこともまた検討をしていきたいというふうに思っております。電源設備については非常に重要な課題であると捉えておりまし

て、今後また一連の防災への総合的な取り組みの中でさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 よろしくお願ひしたらと思ひます。西予市の防災計画の中でも先ほど言われました復旧のための協定は結ばれているようでございしますので、そちらのほうはともかくとして、それは何日か後復旧に入ってから話になると思ひますので、緊急時における電源の確保ということで協定を結んでいただけるようお願いしたらと思ひます。

続きまして、3番目になるんですけども、福祉避難所についての考えとスタッフの配置につきましては先ほど酒井部長のほうから源議員の質問に対してご答弁がありましたので、割愛させていただきます。

それから、5番目の運営マニュアルがつくられているのかということに関しましても、先ほどの源議員の質問の中で答弁をいただいておりますので割愛いたしますが、その中で4番目に別個に書いております避難所の責任者、指導者は決めているのか、ここだけお聞きしたいと思うんですが、避難所における指揮、命令系統といいますか、誰が責任を持って避難所をまとめていくか、これは多分運営マニュアルの中に載せていかなければならないことだとは思いますが、今現在どういう方を想定されているのかがおわかりでしたらお教え願ひたいと思ひます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまご質問がありました避難所の責任者、指導者は決まっているのかというご質問でありましたけれども、平成21年10月に策定しております避難所運営マニュアルの中におきましては、避難所の運営責任者としてはまず参集した市の職員、そして施設管理者などとしておまして、しかし市職員への周知にとどまっておるというふうなことでありまして、訓練の回数も少ないという状況であります。過去の被災地におきましても、職員が避難所運営に忙殺されるということで本来行政が行わなければいけない業務がなかなか遂行できなかったというふうなこともあります。先ほども申しましたように、新たな防災の総合的な取り組みの中で見直

しも行いたいと考えておりますけれども、現在自主防災組織は100%の結成率を達成したということも申し上げましたけれども、避難所を自主的に運営していただく、そういった啓発、訓練等を地道にやっていきたいというふうなことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 先ほども答弁いただいたおりの答弁でございましたので、確かに市職員、施設管理者が中心になっていこうとは思いますが、今言われましたように自主防災組織というのが100%できているという中で各避難所におけるリーダー的役割というのを先ほどの源議員の質問の中にもありましたが、リーダー研修等々を十二分に行っていただきまして避難所の運営がスムーズにいくようお願いしたらと思っております。

次に、ボランティアの受け入れ態勢についてお伺いしたいと思います。

ボランティアの受け入れにつきましては、社会福祉協議会のほうが窓口になっているとはお聞きいたしておりますが、受け入れ態勢がどのようなものかということをお伺いしたいと思います。

今回、石巻市に行ったときに、この方も福祉協議会の方ではございましたが、ボランティアの受け入れ態勢についてご説明をいただいたんですけども、非常にこれはうまく事例でございまして、その方が熊本とか広島とかの災害においても出向いていかれたそうですが、なかなかボランティアを上手に使うと言ったら失礼になるかもしれませんが、うまく運営ができていないことを言われておりました。これには、まず受け入れ態勢をきちんと準備しておく、災害のために準備しておくというのは当たり前のことなかもしれませんが、なかなかそれはできにくいことでもあると思います。そこで、その場所で石巻がうまくいったというのはちょうど大学が近くにあって大学の校庭を使うことができた、宿泊場所として使うことができた、そこに大勢の方が自前で持ってこられたテントを張って自分でそこで寝泊まりをしてボランティアに参加するという体制がとれたということが大きかったのではないかなと思っております。そして、またアイデアの一つとしてボラ

ンティアの一人一人に首からプラカードをかけて私は看護師です、私は土木作業員です、私は電気配管ができます、あるいは私は保育士です、私は獣医師ですというような胸にプラカードをかけた状態にしてボランティアの方が何ができるかということが一目で見ることによって何ができる人なんだということがわかるようにしたそうです。これも非常にすぐれたことだと思いました。どこの施設にどのボランティアの方が必要なのかということを一早くわかって、そこに適切な人員を送り込むことができるというのが非常に大事になってくるんじゃないかなと思うんですけども、こういったことをシミュレーションしていく必要が非常に大切じゃないかなと思いますが、これは社会福祉協議会に任せておくだけではなく、行政としても一緒になって考えなければならないんじゃないかなと思うんですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ボランティアの受け入れ態勢についてでございますが、市内に重大な災害が発生し、ボランティア支援の必要があると認めるときは災害対策本部に災害救援ボランティア支援本部を設置し、西予市社会福祉協議会に災害救援ボランティアセンターの設置を要請いたします。西予市社会福祉協議会では、災害救援ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成し、それに基づいてボランティアセンターの設置運営を行うこととしております。災害救援ボランティアセンターは、西予市社会福祉協議会宇和支所に設置することを基本とし、管理部門とスタッフ部門で運営を行います。スタッフ部門には総務班、ボランティア受付班、ニーズ班、マッチング班、送り出し班を設け、それぞれの役割を明確にし、活動をいたします。スタッフの人数は災害状況に応じて異なると思われませんが、スタッフは社協職員を可能な限り配置し、スタッフが不足する場合は市内NPO、企業団体、市民などから募集をすることとしており、それでも不足する場合は愛媛県社協を通じて県内外の社協に対して人的支援を要請することとしております。近年の災害時のボランティア希望者の動向から被災者からのニーズとボランティアをマッチングすることが重要となっており、井関議員ご指摘のとおり、行政とともに社会福祉協議会との連携は非常に大切だと考えて

おります。ボランティア活動に関する状況を的確に把握しながら運営に努めなければならず、ボランティアセンターの果たす役割は大きいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ボランティアの受け入れ態勢の本部としては宇和支所を考えられているということでしたが、ボランティアの方々の宿泊に関してはどのように考えられているのでしょうか。石巻の場合には先ほど言いましたように、大学の敷地を借りてかなりの方が寝泊まりできる状況になったということですが、宇和でありましたら新しくできた球場とか、いろいろ広いところはあると思うんですが、なかなか管理として本部ができたところの近くにその方々がいないとなかなか連絡の取り合いができないんじゃないかなという点があると思うんですが、その辺どのように考えられるのかと、それからもう一点はちょっと忘れましてまた後で、お願いします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 社会福祉協議会の宇和支所は議員さんも場所的にはご存じかと思っておりますが、そこには運動公園とか、結構広場がたくさんありますが、今市、そして社会福祉協議会が想定しております大規模になった場合の一番の場所は宇和文化会館の駐車場にテントを設置して対応する方法を第一の候補としておるところでございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

大規模な災害が起こった場合のことも想定されているということで一安心したところですが、ボランティアの方の受け入れ態勢を十二分に行ってもらったと思います。そして、またボランティアのマッチングに関しましては、場所場所でどういう人材が必要かということに関しましては、先ほどの正確な情報発信にもつながってくるんですけども、避難所間同士の連絡のやりとりが非常に大事になってくると思いますので、またその辺も含めてご検討をお願いしとったと思います。

次に、原発事故での対応についてでございますが、訓練もされていることも知っておりますし、

各庁舎においてヨウ素の錠剤ですか、そういうものも準備されているということも聞いております。しかし、想定外の場合、風向きあるいは風の強さ、風の方向、そういった場合に今実際に訓練されていることだけで足りるのかどうか、それを心配しているんですが、どういう方向からの風が来ても今の訓練で大丈夫なのかどうか、その辺を含めて今の訓練の内容も含めて教えていただいたらと思うんですが、お願いします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま原発事故に対応しての風向きが急変した場合の対応はどうなんだというふうなご質問でございました。

原子力災害時における避難等の防護措置に関しましては、原子力災害対策指針に基づきまして緊急時モニタリングの実測値等により判断するというふうにされております。

なお、避難等の判断基準となる放射線量をきめ細かく測定をするために市内では固定のモニタリングポストを4つ備えてあります。また、昨年度通信機能付きの電子線量計が15機増設されるなど、緊急時のモニタリング体制の充実強化が図られているところでございます。また、愛媛県広域避難計画におきましても避難指示等に当たって風下方向の住民の方に対しまして風下を避けて避難できるよう必要な情報を提供するとされているものでございます。本市では、住民の方及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう情報の通信体制、そして住民広報体制の整備を図ることが最も重要というふうに考えておりました、そういった面からも先ほど来説明をしております同報系の防災行政無線のデジタル化への再整備、これが非常に重要な役割を担ってくるというふうに考えております。

それぞれの訓練につきましては、県の指導を仰ぎながら安定ヨウ素剤の配布等々の訓練も現在行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 目に見えないものでございますので、なかなか対応は難しいとは思いますが、線量計があちこちにあるということと、また、15台ほどの無線付きの線量計が入ってくるということございまして、モニタリングのほうはきちんとできていくんじゃないかなと思います

ので、データを活用しながら避難場所の設定等々に留意していただきまして的確な避難ができるようにお願いしたと思います。

危機管理体制についての最後の質問ですが、これはヘルメットの準備ということで議会運営委員会で九州の嘉麻市、古賀市に行ったわけですが、古賀市に行ったときにそこが準備をされているわけではなかったんですけども、視察先でこういうものがありましたよということで画面に映して見せていただいたのが折り畳み式のヘルメットでございました。これは畳めば5センチ程度の大きさになるということで、そんなに場所をとらないということで各職員全てに配付をしておけばいいというときのためにいいんじゃないかなと思われましたので、ここに一般質問のついでといたしたらあれですけども、載せていただきました。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま折り畳み式のヘルメットの配付についての考えはというふうなご質問をいただきました。先ほど議員ご指摘いただきましたように、折り畳み式のヘルメット、通常は折り畳んでコンパクトなスペースで収納ができると、使用時にはひもを引いたりしてヘルメット形状に組み立てができるというようなことで非常に便利なものであるというふうに認識をしております。また災害発生に備えた緊急避難用具の一つとして欠かせないアイテムになってくるのではないかとというふうなことも考えております。現在のヘルメットの配付につきましては、市役所内では各部署において必要数を必要性に応じて装備をしていると、それは普通のヘルメットでございますが、来年度から見直しを進めます総合的な取り組みの中でそういったことも各課の要望等も踏まえまして必要性についても検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ヘルメットに関しましては、見たときにいいなと思ったから導入のほうをと思っただけでございまして十二分に今の段階でヘルメットの準備ができているということでございましたら、特にそれじゃないといけないということはございませんので、よろしくお願ひしたらと思います。

それでは、次に大きい題材の2番目といたしまして林業の振興についてお伺いしたいと思います。

6月の一般質問におきまして森林ICTプラットフォームシステムを導入して一括管理を行うことによって林業の活性化を行っていくという答弁をいただいております。実際、今ASロカス株式会社を契約候補者としてICTプラットフォームのことを進められているようでございますが、進捗状況とこれから意欲のある担い手といえますか、森林組合を初めいろいろな民間林業事業体の方がこれらの情報を利用できるものなのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま井関議員のほうから今回導入するICTプラットフォームの関係について2点ご質問がございました。現在の状況といたしましては、西予市森林ICTプラットフォーム構築業務におきまして森林管理の効率化、高度化を図るクラウドを活用した森林ICTプラットフォームの構築を実施するため、最も適切な創造力と技術力、これまでの専門的な知識や経験を持つ業務委託者を選定するために先ほどご質問で言っていたございましたように、公募型のプロポーザルを実施をいたしまして11月15日付で業務の契約を締結したところでございます。現在、システム運用のデータ収集の作業に取り組んでおります。今後の作業は森林資源情報の一元化に係る施業情報等のデータ入力作業やシステム利用における運用規定等の整理、確認調整を行っていききたいというふうに思っております。

なお、システムの運用開始につきましては、年が明けまして29年3月下旬ごろを予定したいというふうに考えております。

もう一点、事業体、自伐林家等がそのシステムを活用できるのかというご質問でございましたが、事業体や自伐林家が利用できるかどうかですけれども、システムの利用範囲につきましては、現在のところは林業課、それから林業活性化センター、森林組合、株式会社エフシーの4カ所での利用を考えております。その他事業体、自伐林家におかれましては、林業活性化センターでのシステムの利用が可能になるように調整をしておるところでございます。また、システム共有に際しましては、当然ですけれども、閲覧制限区域を設け

ることが必要になってまいります。個人情報の取り扱い等の関係がございますので、そういった面も講じていく必要があると思っております。将来的には情報共有による川上と川下の連携組織を立ち上げまして素材生産の充実と持続可能な西予市の森林、林業の管理体制を目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 八幡浜支局に出向きまして森林簿の閲覧についてもお聞きしたわけですが、なかなか個人情報があるということで一個人としてはなかなか閲覧することはできないということはお聞きしたわけですが、今ほど部長が言っていただきましたように、林業活性化センターを通じることによって情報を得ることができるような方向性を考えるということをお願いしていただきましたので、そのような方向を出していただきまして自伐林家であれ、個人事業者であれ、西予市の林業を推し進めていくためにはどうしてもそういう情報がないとなかなか林業計画が立てにくいのが今現状でございますので、そういうふうになるようお願いをしたらと思いません。よろしくお願ひしたらと思いません。

続きまして、森林の少子・高齢化についてということですが、支局に行ったときに担当者の方が言われたんですけども、今現在ほとんどの林業施業をするに当たりまして全伐というのがほとんどなされていないのが現状でございます。除間伐を繰り返すことによって林齢はどんどんどんどん延びていって、いわゆる高齢化をしている状態でございます。このまま行くと、いずれその木がなくなったときに一斉に育ってないという裸山ばかりになるんじゃないかなということを危惧されておりました。そういうことを聞いていざ西予市に帰ってきてみますと、言われたとおりだなと思いましたので、そこで今考えるのになかなか個人でやられている方とか、それから自伐林家の方にしても全伐すると後の対応がなかなかできないのが現状だと思います。そこで、森林組合、あるいはエフシーといった組織は全伐をしていただいて、その後の植林管理も含めてそういう大きい企業が担っていくべきじゃないかなと考えるんですが、その辺の考え方はどうお考えでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま議員のほうから森林の少子・高齢化ということでまだまだ聞きなれない言葉でございますけれども、確かに樹木が高齢化しているというような現状がございます。ちなみに、市内の状況を申し上げますと、市内の人工林約2万5,000ヘクタールの森林構成でございますが、1齢級から6齢級、植林しまして1年から30年未満のものが1,500ヘクタール、次に7齢級から12齢級、31年から60年経過しているものが1万7,560ヘクタール、13齢級以上、61年以上たっているものですが、6,184ヘクタールとなっております、これで見ますと直近の30年間は1,500ヘクタールしか植林をされていないということで、ご指摘のとおり、全伐が進んでいないという状況でございます。森林構成の偏りは、将来的に需要に合った適木の生産、また安定的な木材供給を考えても今後問題になってくるというふうに思われます。

林業の行政といたしましては、現在集約化を行うための団地化を進めて取り組みをしていただいておりますけれども、団地の中で森林構成の平準化をできるだけ推進していきたいというふうに思っております。ただ、これには大きな問題がございまして森林は個人財産で森林所有者の方のご理解が必要となってまいります。森林整備推進説明会の折に主伐に対する補助等もございまして、そこらあたりのお話も一緒にさせていただきながら更新を進めていきたいというふうに考えております。また、先日12月3日の愛媛新聞に掲載されておりましたので、見られた方もおられるかと思っておりますけれども、森林整備に対する新税の導入に対しまして県出身の山本環境大臣がこの考え方に賛同するとの記事が出ておりました。我々市町村といたしましては、森林の整備に充てる財源ができることは非常にありがたいことだと思います。現実となった場合に有効な活用を検討する必要があるのではないかと認識をしております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 今、林齢の話詳しくしていただきましたが、そのとおりでございましてなかなか若い木が育っていないのが現状でございます。そういった中で12月3日に新税の導入とい

う話もしていただきましたが、明るい希望だと思  
いますので、うまくいくような方向性を考えてい  
ただいたらと思います。

林齢確保のために野村町の財産区におきまして  
は、複層林ということもやってみているわけで  
ございますが、なかなかうまくいかないのが現状  
でございます。全伐をして植林をするというの  
が若い木を育てるためには必要ではないかなと思  
っておりますので、エフシー、森林組合等と話し  
ていただきまして、そこらが後の管理、個人では  
なかなか植林をして下草刈りをしてという、育て  
るというのがなかなか難しくなっております  
ので、そういう企業体のほうで対応をしていただ  
く方法を考える必要があると思っておりますので、よろ  
しくお願ひしたらと思います。

最後の質問になりますが、今現在エフシーと森  
林組合がほぼ全てを賄っているのではないかなと  
思いますが、ことしに入ってから宇和で1林業  
事業体が頑張ってもらっておりますけども、なか  
なか今の西予市の面積から考えたらまだ出てきて  
いる材積が少ないと感じております。少ない材積  
をカバーするというか、山を活性化していくため  
にはまだほかの団体が林業界に参入してくる必要  
があるんじゃないかなと考えております。

久万高原町におきましては、土木業者等々がこ  
ういう山林の事業に参入されておりますが、そこ  
の話を聞きましても最初は森林組合とかという専  
門家と見ると木の切り方が雑であったり、間隔が  
悪かったりということでもなかなか施業に対して不  
平不満も出たようでございますが、西予市でもし  
こういうことに取り組むのであれば、当然エフシ  
ーあるいは森林組合の指導を受けて何年か一緒に  
作業をする中で次は自分たちだけでやっていけ  
るような方向性を考えたらいいんじゃないかなと  
思うんですけども、今西予市における森林組合と  
エフシーだけではなく、新たな方策として土木、  
建設業の方々にも林業に携わっていただくのがい  
いんじゃないかなと考えるわけなんですけど、この  
ことについてはどう思われるか、お伺ひしたいと  
思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 現在当市の素材生産の核と  
なっている事業体につきましては、ご質問で言っ  
ていただきました西予市森林組合、株式会社エフ  
シーの2社が主に合併以来林業の振興を進めてま

いりました。そんな中で平成27年には山之内林  
業、ことしの8月からはキクチ観光株式会社木材  
部の2業者につきましても、本格稼働を始められ  
ております。そういった意味で素材生産量も徐々  
に上がってきているところでございます。

今後につきましてですけれども、林業につきま  
しては現状のところなかなか新規参入がない状態  
が続いておりましたけれども、ご指摘いただきま  
したように、今後公共事業等の縮減も徐々に徐々  
に来るのではないかという危惧もしております。  
そういった中で新たな事業者の参入で林業の活性  
化につながっていくことを期待したいというふう  
に思います。市内の森林面積及び成長量を考えた  
ときには、まだまだ素材生産者は必要だというふう  
に思います。新規事業者及び自伐林家の方の参  
入を促しながら木材の増産、安定生産を図ってい  
きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 そのような方向性を打ち出  
していただきたいと思ひます。そして、先ほどか  
ら言いましたように、ICTプラットフォームのシ  
ステムが林業活性化センターを通じてでも構いま  
せんので、そういった新たな参入者の方々にも有効  
に使われるような方向性を見出させていただきます  
ことをお願いいたしまして一般質問を終わらせて  
いただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11  
時03分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時1  
5分)

次に、10番小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 議長番号10番小玉忠重で  
す。議長より発言の許可をいただきましたので、  
通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一  
般質問を行います。新人議員では私が最後になり  
ました。私が質問を余りしませんので、後ろに私  
の地元の人たちが叱咤激励のために来ていただい  
ておりますので、よろしくお願ひします。

まず、管家市長の選挙公約の具体化についてお  
尋ねいたします。

今、来年度29年度予算の準備作業をしておら  
れると思ひます。まず、その準備作業に当たって  
の大きな管家市長が初めてつくられる予算であり  
ますので、方針があればお伺ひしたいと思ひま

す。

公約は、予算がついて初めて実現できることが多いと思います。市長は、取り組むべき6つの目標を上げておられます。その最初に、人口減少対策を上げております。その具体的政策として4項目が上げられております。保育時間の延長や病気・病後保育の充実、0歳児と1歳児へのおむつ代支給、市外からの移住者を積極的に受け入れる体制づくり、利用可能な空き家を活用した移住、定住促進、私が考えますには人口減少対策は、まず人口をふやすこと、具体的に言いますと子供がたくさん生まれること、市外からの移住者がふえること、Uターン者等をふやすことであります。人口を減らさないことは、具体的に言いますと市外への転出者を減らすこと、高齢者の健康寿命を延ばすこと等であります。第2次西予市総合計画でも人口減少は部落の消滅を招き、社会保障費の負担増加を招き、税収の減収による財政の悪化等、さまざまな分野のマイナス要因となり、それが悪循環をもたらし、状況は一層悪化していく可能性が高いとあります。実際に合併してから年に、先ほどもありましたように、500人ぐらい人口が減りますと、合併してから6,000人ぐらい減りましたし、これからどんどんどんどん人が減っていきまして60年か70年後には単純に今の人口から減る人口を引きますとゼロになる。西予市が消滅するという可能性があります。

これを食いとめる政策として子育てについて3つの提案をしたいと思います。

まず、1つは子供が生まれたら子供の育ての資金と申しますか、子育て資金として100万円を差し上げたらどうでしょうか。

2つ目は、既に就学前の子供の医療費の助成がなされていると思いますが、これを15歳まで、義務教育の間は医療費を助成すると、3つ目ですが、子育てで最も資金がかかる高校を卒業をして専門学校、大学等の進学時に西予市も奨学資金を給付型にする、国は月3万円程度の給付型奨学金を2万人規模で2018年から実施すると発表しております。

なお、一部は来年度2017年に前倒して実施するとありました。西予市での金額、対象人口等をまた考えていただきたいと思います。

とっぴな思いつきのようですが、このようなことをしなければ子育て支援にならないのではない

かと思っております。問題は財源であります、思い切って財源をつけていただきたいと思いません。

次に、私は農業者でありますので、農業について、後継者についてご質問したいと思います。

他産業と同様に農業においても後継者が少ないことが問題であります。11月8日の愛媛新聞にもっと輝け酪農ガールとして野村高校の三好さんが日本学校農業クラブ全国大会意見発表会で最高賞の最優秀賞と農林水産大臣賞に輝いたとありました。また、酪農を学ぶために北海道の大学へ進学を希望しているとありました。そうすると、今から5年後、または3年後、酪農を西予市でやりたくて帰ってきたときにどのような支援ができるのか、援助ができるのか、今から考えておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

前の企画財務部長の大平さんは1次産業の大半は産業としては成り立っていないというふうに明言されました。つまり、経済として1次産業は成り立たないのだというご説明を受けました。もうかる農業でなければ後継者もできません。今、農家は余裕がありませんので、地域で新しい農産業を興すことは難しいと思います。そこで、昔の明治維新のときの日本のように西予市が起業するというのはどうでしょうか。まず、後継者についてですが、養蚕について質問したいと思います。

三好前の市長が大日本蚕糸から蚕糸功労賞が送られました。おめでとうございます。そして、またGI、地理的表示保護制度として国から養蚕は認定されております。しかし、現在西予市の養蚕農家は7件しかありません。うち1人の方は最近始められたので、比較的若いと思いますが、残りの方は高齢であります。後継者が問題となると思います。そこで、シルク博物館自体がみずから養蚕事業をしてはどうかと思います。桑を植えて蚕を飼い、繭を生産をして糸を紡ぎ、シルクを売るところまで一貫産業とすると、織り姫様もおりますんで、あの人たちも蚕を飼うところから体験されてはどうかと思います。養蚕を始めたい人はそこで体験をされてはいかがでしょう。また、野村高校とか宇和高校の農業関係の学科に養蚕コースとして設けてもらうような働きかけをしてはどうでしょうか。また、生糸になるのは繭の15%程度と言われておりまして残りの繭を何か利用できないかと、化粧品とか、サプリメントにする

か、市はなかなか技術がありませんので、企業と共同して開発をされてはいかがでしょうか。

また、西予市では米作農家が多いようですが、米価が下がり、米作では農業が立ち行かなくなっております。複合系が必要であります。結局、お金になる野菜とか、花、果樹、薬草等の作物の普及が必要であると思います。そこで、JA農協との関係を密にして特に営農センターとか、農業支援センターを活用すべきだと思います。また、最近薬草のミシマサイコの葉と茎を利用して健康茶をつくろうということをされておりますし、またレンコンを植えている方がレンコンのパウダー化をして販売しようというふうに計画されておると思いますが、農業振興策をすべきだと思いますが、理事者の考え方を伺いたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 小玉議員のほうからご指摘のありました人口減少対策のために思い切った政策を、その必要があるということについては私も同様に認識をさせていただいております。具体的に議員から3つのご提案をいただいておりますので、まずそのことにつきまして市の考えを述べさせていただきます。

まず、1つ目に子供が生まれたときの育児資金100万円の支給についてであります。平成16年4月に西予市が合併したときに若者定住と児童福祉の促進を図ることを目的といたしまして、1年以上の在住者に対しまして出産の際に一律10万円の出産祝い金を支給してまいりました。平成17年4月からは今度は3年以上の在住者に対して第1子が3万円、そして第2子が5万円、第3子以上が10万円を支給してまいりましたが、一時金のため定住の促進や福祉の増進といった目的に対しての効果や貢献度が低いという判断のもと、平成19年3月末でこの制度を廃止したところでございます。県下11の市がございませけれども、出生子に対する育児資金、出生祝い金を支給している市は今のところございません。施策としての費用対効果の検証というものは必要でありますので、平成19年3月の時点で事業の廃止をしたことはやむを得ない判断であったと私は認識をしております。そういうような観点で、今ご提案をいただいたことについては検討はさせていただきますけれども、ここで明確なご回答は控えさせていただきます。

2つ目の義務教育期間の通院費用の助成であります。このことにつきましては、今までも議会等で質問いただいたり、各種団体からも要望をいただいた経過があります。西予市は、早くから児童費、医療助成の取り組みは開始をしております。徐々に今拡充をしております。現在は、中学生までの入院医療費の助成にとどまっているのが現状であります。他の市町の状況も拡充の方向にもあり、今後は通院医療費の助成についても検討していく必要があると私も認識をしております。ただし、このことが医療費が増大をしまして国民保険税の引き上げにつながることも懸念されますから、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。また、このことは全国的にただ西予市だけではなく、人口減少社会に対応するため、多くの自治体がこのような医療費の子供さんに対する無料事業というのは取り組んでおられます。そして、私どもも国に市長会を通じて制度化を依頼しているところでございますので、そういう取り組みもやっていきたいなど、そのように思っております。

3点目のご提案であります西予市育英会奨学金についてでございますが、奨学金は優秀な学生または生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対し資金を貸与して有能な人材を育成することを目的としておりまして、貸し付けた奨学金を卒業後返済していただくことにより、次の希望者に継続した奨学金貸し付けを行うことができるシステムでございます。西予市の育成会奨学資金貸付特別会計における年間貸付額は約2,900万円程度となっております。仮に給付型になりますと恒久的な財源の確保が大きな課題となります。また、給付型とした場合はその性質上条件を厳しくし、対象者を絞り募集するなどの対応を求められるものと考えられます。このことから、西予市育英会奨学資金がなるべく多くの希望者の方が利用できる奨学金制度として継続することが公平性の観点からも重要であると考えておりまして、現段階では給付型奨学金に移行することの妥当性というものはなかなか感じにくいという気持ちを持っているところでございます。

小玉議員がご説明になられたように、国では社会情勢の変化によりまして非正規などの不安定な雇用のため経済的に困窮する若者が増加する背景もありまして、給付型の創設に対するニーズの高

まり等から返済不要の給付型奨学金を平成29年来年度から一部先行導入、そして平成30年度からは本格実施の方針が出されております。国のこのような動向を私としては注視してまいりたいと思います。市といたしましては、子育て世代の市民の皆様にとって真に必要な子育て支援を充実していくことが子育てに優しいまちづくりにつながるものと認識をしております、ひいてはそのことが出生率の向上や市外から若者の移住、定住にも期待が持てる、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 宗企画財務部長。

**○宗総務部長兼企画財務部長** ご質問の1点目の中の子育て支援策における事業の財源についてお答えを申し上げます。

まず、当市の財政構造、歳入の特徴でございますけれども、使い道が自由である市税など、いわゆる自主財源は合併以降歳入の約2割で推移をしております。対しまして歳入の約4割を占める地方交付税を初めとする国県支出金、地方債などの依存財源は約8割となっております、国や県からの依存財源に頼らざるを得ない脆弱な財政構造というふうになっております。したがって、予算編成におきましては、可能な限り国や県の補助制度などを活用するとともに、建設事業につきましては交付税措置のある有利な地方債により資金調達をしているのが現状でございます。

子育て支援を含めての地方創生の取り組みにつきましては、平成27年3月の補正予算から対応をしておりますけれども、現在平成29年度予算編成方針につきましても重点化施策として位置づけ、編成作業を行っているところでございます。平成29年度以降も持続可能な財政運営を維持しつつ、国の動向や当市を含む地域の情勢に注視をし、地方創生に関する事業を展開していくことが重要だというふうに考えております。

事業の財源の捻出につきましては、既存の事業を継続しながら新たな新規事業に取り組んでいくということは財政を著しく圧迫をするというふうなことに繋がってもまいります。そうならないためにも新規事業に投資するためには、既存の事業を見直す、または我慢をする、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの手法を今以上に徹底した上で財源を確保することが必要であるというふう

に考えております。そうすることで人口減少対策としての子育て支援施策の充実を図るための予算への傾斜配分も可能であるというふうに考えております。

他方、歳入面から見ますとふるさと納税をさらに活用し、財源を生み出すことに挑戦することも方法の一つであるというふうに考えているところでもあります。今後も行財政改革を加速させ、より一層のコスト節減による財源の捻出に努めるとともに、第2次総合計画において描く西予市の未来予想図の実現に向けまして取り組むべき事業を見きわめ、めり張りのある予算編成をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 二宮産業建設部長。

**○二宮産業建設部長** ただいま小玉議員のほうから農業後継者について6点のご質問がございました。ご質問の中でご紹介をいただきましたけれども、野村高校の三好智美さんが全国意見発表会で最優秀賞を受賞されました。うれしいことであり、心からお祝いを申し上げたいと思います。

関連いたしまして、就農支援のご質問がございました。

現在新たに就農し、農業経営を開始した方に対する国の支援として平成24年度から実施しております青年就農給付金制度がございました。これは、青年の就農意欲の喚起と就農後の安定を図るため、就農前の研修期間2年以内及び経営が不安定な就農直後の5年以内の所得を確保する制度でございます。西予市において当該給付金受給者は27年度末で50名ございまして、県下でも上位の就農状況となっております。農家人口が減少していく中で市では新しい人の流れをつくり出し、集落が有している機能をなくさないための新たな組織体制を早急に構築していくことが重要であると認識をしております。今後、農山村からの青壮年層の流失の抑制、Uターン、Jターン、Iターンによる新規居住者を迎え入れるための地域特性を生かした定住対策の推進強化、集落規模等の変化に敏感に対応し、隣接する集落と連携を図るなど、維持すべき機能ごとに共同活動の枠組みを広げていくことが必要と考えております。農家の農業後継者が減少する中、農業労働力を確保するためには若者や中高年の活用を図ることが重要であ

ります。市内2つの農業関係高等学校、あるいは団塊の世代に農業の魅力を伝え、農業に対する関心を高めることで意欲と能力のある多様な人材に農業を職業として選択してもらうことが重要だと思います。

2つ目に養蚕に関連したご質問をいただきました。

シルク博物館自体が養蚕業を行ってはどうかということでございますけれども、今年度7名の養蚕農家で1.6トンの繭を生産されました。GI登録を機にことし50年ぶりの新規養蚕農家が就農いたしまして、また来年1名が就農する予定となっております。シルク博物館は、養蚕及び製糸に関する理解とともに、蚕糸業の振興に寄与するための施設でございます。運営としては、野村シルクの歴史や文化を伝えること、染織体験、農家から購入した繭を繰糸し、生糸として出荷しております。現在のところ、市では養蚕農家の育成、支援、新規養蚕就農者の確保に努めているところですので、直接博物館での養蚕事業は考えておりませんが、平成45年の伊勢神宮式年遷宮への御料糸献上など、今後の継続性を考えれば文化的保護、技術継承の観点からもシルク博物館を中心とした総合施設化も検討してみなければならぬというふうに思っております。

また、桑を植え、蚕を飼い、繭を生産して養蚕を始めた人に体験してもらってはどうかというご質問でございますけれども、養蚕業の体験施設としては今年度より宇和町新城にある農協所有の元稚蚕飼育所を蚕糸業振興協議会が借り受け、新規養蚕農家の研修施設として運用を開始しております。地方創生加速化交付金を活用して施設の修繕も今年度実施したいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、今年度は新規養蚕農家が1名、県の農業指導班の指導を受けながら約300キロの繭を生産いたしました。今後におきましても、研修施設として活用をし、就農できるよう施設の充実化に向けて支援していく考えであります。

また、ほかに今後の取り組みといたしましては、農業と福祉をあわせて考えて農福連携による取り組みについても検討、模索をしていきたいというふうにも考えております。

加えて、先ほど生糸にならない繭、いわゆる生皮芋の活用についてのご質問もございました。

現在、シルク博物館でも枕に使ってみてはどうかとか、あるいは化粧品の中に入れてみてはどうかというところでいろんなところにアプローチもしておりますし、先般新聞でも取り上げられておりましたけれども、今治タオルあたりでの活用ということも打診を受けたりしているところでございますけれども、なかなか生皮芋の量自体も十分に賄える量がないということもございます。いずれにいたしましても、全てのものをうまく活用できるようなことを今後検討していきたいというふうに考えております。

4つ目に野村高校、宇和高校等の農業関係の学科コースとして養蚕コースを設けてもらえるよう働きかけてはどうかというご意見をいただきました。昭和30年度に野村高校畜産科が設置され、農村家庭科、農業科の3科ということで養蚕については農業科の授業の一環として勉強していたのではないかとお聞きをしております。3年前に農業後継者育成協議会におきまして、養蚕に関する授業ができないか、実際に検討を行っていただきました。桑園の確保や指導者の問題、またカリキュラムの組み込みが難しいことなどから取り組みについては実現しなかった経緯があると伺っております。現在、少子・高齢化が進む中で県立高校においても再編整備が行われている現状でございます。野村高校、宇和高校におきましても、新たな学科コースの新設というのは大変難しいのではないかとお考えです。現在の野村高校畜産科、宇和高校生物工学科の存続に努めていくことを市としても支援していかなければならないと思っております。

5つ目に複合経営が必要であり、野菜、花、果樹、薬草等の作物の普及を図るべきではないかというご質問もいただきました。

西予市は古くから有数の米どころとしての認知度が高く、基幹産業の一角として地域の経済を支えてまいりました。宇和海に望む海岸部から四国カルストに至る立地条件を生かしまして、米、野菜、かんきつ、果樹、乳用牛、肉用牛、かき、施設園芸など、多種多様な農産物の生産が展開されております。こういった中ご指摘のように、今日まで進めてまいりました農業生産を生かしつつ、水田を高度に利用した麦、大豆等の土地利用型農業を推進するとともに、多品目野菜等を取り入れた生産振興や果樹、施設野菜等の集約型農業、園

芸や畜産等の育成を図り、地域複合としての農業生産を目指すことが重要であります。主用米の価格低迷の中、戦略作物助成の交付単価が最も有利である飼料用米やWC S用の稲の栽培等、飼料生産の推進や主食用米の生産と並行して酒造好適種しづく媛の栽培拡大を目指し、契約販売による価格の安定と生産拡大を推進し、新たな取り組みといたしましても愛媛県の育成品種である多収性専用品種媛育71号の栽培推進を図り、加工用米としての契約販売を行い、米価の増収に現在努めているところでございます。また、水田全体の利活用に着目をし、水稻の用途別に分化した上で水田裏作利用として小麦、裸麦、ソバ、キャベツ、タマネギ等の野菜等を組み合わせた水田フル活用の取り組みを推進するとともに、作付体系や栽培技術の確立を目指し、農家の水田収入の増収、もうかる農業を支援していきたいと考えております。平成26年度から3年間、新規作物等産地育成事業に取り組みをいたしまして、ご存じだと思いますけれど、今まで栽培したことのない農作物を新規に栽培することを目的といたしまして菓草栽培にも支援を行っているところでございます。

最後に、JAとの連携、支援センターとの連携についてご質問がございました。JAとの連携につきましては、組織の垣根を越えた事務の一体化を図り、共同の事務所を置くことで情報の共有化や業務の迅速性を高め、それぞれの専門性を生かし、互いの役割を補うことにより農業経営者の多様なニーズに的確に対応する効率的、積極的な支援体制の強化、将来の農業構造改革に即した担い手の確立を強化、支援することにより、農業の活性化と活力ある農山漁村を構築することを目的といたしまして西予市農業支援センターを立ち上げ、振興を図っているところでございます。

現在の取り組みといたしましては、経営所得安定対策、集落営農の法人化支援、対象作物の生産数量目標の設定、耕作放棄地の再生利用、担い手育成確保、産地パワーアップ事業など、市と農協が連携して事業に取り組みをしているところでございます。また、農業関係団体連絡会という名前をつけまして、月1回開催をしておりますが、県農業指導班、東宇和農協、西宇和農協三瓶支所、農業委員会、農業支援センターとの情報交換会も実施をしております。今後も関係機関、団体等と連携強化を図り、西予市の農業振興に努めていき

たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 子育て支援でございますが、費用対効果がないというご指摘がございましたので、私は百歩譲って5年以上西予市に住むことが条件で3人以上の子供が生まれたから100万円出してもろうたらいいわいなと、そうすれば人口がふえるとは申しませんが、横ばいになりますし、4人目、5人目を産んでもらえれば人口がふえるのかなという案を思っておりましたが、費用対効果に関してはあれであります。

それから、医療費の補助ですが、これはほとんど、20市町のうちでやってないのは4市町ぐらいしかないということですので、やっていただきたいと思います。

それから、給付型奨学金は無理であろうというご返答があるであろうと思われましたので、そうならば今までの貸し付け型の給付金を西予市に就職するか、または西予市から近隣の市町に勤務するかを5年間、年数もあります、ぐらえば免除するとか、そういうことを考えていただければどうかなと提案したいと思います。

それから、農業についてですが、それこそ農家の方々はものをつくることはプロであります、売ることにはなかなか下手でありますので、販売を促進するための西予市が援助できること、課をつくれとかというのは無理でありましようが、それができないか。

それから、農家も高齢家族だけの農家とか、兼業も共稼ぎで自分とこの農地を維持できない農家がたくさんできておりますので、農業生産法人を各地区につくっていただいて野村町でしたら農林振興協議会とかがありますが、そこら辺を農業生産法人化して地域の農業を生産法人が担うようなご指導をしていただけないかと思っております。できたら答弁をお願いします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま小玉議員から子育てのことにつきましてありました件につきましてですが、出生祝い金、5年以上で3人以上と言われたですかね、ということ。検討はさせていただきます。平成19年度の時点ではそういう判断で私もそれでいいのかなと思っておりましたけれども、そういうご提案でありますので検討はさせていただきます。

ます。

それと、通院費につきましては、先ほども言いましたように、慎重に検討をしようという考えでございますので、そこらあたりはご理解をいただいたらなと思っております。

そして、西予市の育英会の奨学金の貸し付けについては5年間こっちにおられれば、住所を構えていただければそれを免除するというごさいますが、近隣の町でも何かそういう取り組みがあるやには聞いておりますが、ある一面を考えると育英資金をいただいた方だけそういう措置で、そうじゃなしに育英資金を借らなかった方はそういう措置がないという、そういうことに対する不公平感があると思っておりますので、そこらあたりは慎重に考えていきたいと、そのように思っております。

以上、3点について答弁させていただきました。

**○議長** 二宮産業建設部長。

**○二宮産業建設部長** 農業関係についての再質問がございました。

先ほどの答弁の中で触れさせていただきましたミシマサイコの生産につきましては、これまで県補助金等を活用いたしまして、さまざまな支援をさせていただいたところでございますけれども、平成24年に20戸、4.6ヘクタールだったものが平成28年度には100戸、30ヘクタールになろうかというふうに伺っております。大変すばらしいことだと思っております。これは、関係者の皆様のご努力によるものだろうというふうに思います。

農産物の生産加工に対する助成につきましては、これまでも紹介をさせていただきました認定農業者支援事業がございます。また、ご質問がありました加工品の販売関係につきましても、地域産品の魅力向上、販売力の向上を目指すなどの支援といたしまして活性化4事業というものを立ち上げておりまして、経済振興課で取り扱いをしております。こういった事業をご活用いただき、販路拡大につなげていただきたいと思いますし、また西予市には幸いに道の駅どんぶり館、きなはい屋等、直販施設等も比較的たくさんございます。そういった施設も十分に利活用していただきたいと思います。ご質問の中で、つくことはプロでも売るとはなかなか難しいのよというお話で

ございました。我々もJAあたりとも連携して、そこらあたりを取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご努力をいただきたいと思ひますし、もう一つ先ほど支援センターの業務のところでご紹介を申し上げましたけれども、地域法人を立ち上げるに当たってご相談がございましたらいろんな形で支援、また相談に応じて対応していきたいと思ひますので、その辺もご協力をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 小玉忠重君。

**○10番小玉忠重君** 子育て支援に対してですが、子育て支援なり、人口減少対策について西予市独自の目的税としての税金をつくることはできないでしょうか。目的税なら多分できるんじゃないかと思ひます。県が森林環境税みたいなものをつくっておりますよね。そういう関係で、だから全ての市民の人に人口減少が大変なんだと、マイナス要因があつて悪循環の根源なんだということをご丁寧にご説明してご理解いただければ目的税ができるんじゃないかと、そういうご負担を。これは不人気政策ですんで、皆さんが手を挙げて賛成してもらおうとは思ひませんが、民主主義ですんで何とか説得して仕方ないとか、そんなら何とか我慢しようわいというふうにしていただいて51%の方の賛成があれば何とかできますんで、そういうのを検討していただければと思ひます。先ほどもありましたふるさと納税ですが、これに関してもふるさとがなくなるんだということをごキャンペーンにしてもものを上げてふるさと納税をふやすのではなくて、ふるさとがなくなりますよということをご西予市出身の皆さんが東京とか、私どもで言いましたら東京野村会とか、いろんな会がありますんで、そこに働きかけてふるさと納税をしてもらうか、納税をしてない方もおるかもしれませんが、寄附を集めるとか、何かそういう財源を自分たちでつくといいですか、よそから国や県からもらってくるのも確かに大事なことでありますんで努力していただきたいと思ひますが、自分たちで財源を捻出するという方向も考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**○議長** 宗企画財務部長。

**○宗総務部長兼企画財務部長** ただいま小玉議員から子育て支援に対する独自の目的税はできないかというふうなご提言をいただきましたけれど

も、法定外の目的税の導入ということであろうかと思うんですけれども、先ほどもありましたように、愛媛県のほうでは森林環境税が導入されているというふうなことでありますけれども、全国の中で法定外の目的税を設置をしておる自治体というのは非常に少ないというふうに考えております。恐らく8自治体ぐらいしかないんじゃないかというふうなことを思っております。これは、課税の対象とする方を特定するというふうなことが難しいということがあります。また、それによってどれほどの効果といいますか、財源の確保をできるか、それもなかなか難しい面があるんじゃないかというふうなことも思いますし、先ほどもございましたように、第1は住民の方がこれに対してどれほどの理解をしていただくか、これが一番大事になってこようかと思っておりますけれども、それと法令的な整合性といいますか、そういったことも課題になるんじゃないかというようなことも考えております。そういうことですから、なかなか慎重にならざるを得ないというふうなことなんですけれども、西予市としてもそういった財源の確保というなことは当然大事なことで、これからも確保に努めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、後のことでふるさと納税の話がございましたけれども、これにつきましては今から増額の余地は非常にあるかなというふうに今感じております。

ここ数年、ふるさと納税というのは増加をしておりますし、やり方次第によってはこれからも多くの納税をしていただくという可能性は非常に高いというふうに思っております。その中で子育て支援に西予市においては力を入れていくので、これに使うということをアピールしながら納税をしていただくということは当然できる、現在の制度の中でもできますので、そういったことによって自主財源を確保していくというふうなことをしていったらというふうなことを考えております。いずれにいたしましても、財源確保、これについては精いっぱい力を入れていきたいと思っておりますので、ご理解願ったらというふうに思います。

以上でございます。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 それこそ財源は大変ですんでお金のある方はお金を出していただきたいし、知恵のある方は知恵を出していただきたいし、知

恵もお金もない方は健康な体を使って汗を出していただきたい、そういうふうにして西予市を何とかよくしていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後0時02分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。本定例会最後の11番目の質問者として質問をさせていただきます。理事者の皆さんには3日間大変お疲れとは思いますが、最後ですので踏ん張って気合いの入った答弁をよろしくお願いしたいと思っております。

今回5つの項目で質問をさせていただきますけれども、一番最初に管家市長ご就任のご挨拶、また市政に取り組む6つの目標のイの一番としての政策として取り上げておられます人口減少対策の中で子育て支援についてからスタートをさせていただきますいなと思っております。

子育て支援の入り口である夫婦になるとき、結婚するとき、そして家族ができるとき、そのスタートとしての婚姻届について、また出生届についての質問をさせていただきますと思います。

まず、今市役所で婚姻届を出す場合には市役所で用意をされていると思うんですけれども、届け出用紙の規定とか、基準があるのかどうかをまずお伺いをしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ご質問の件でございますが、国で定めた基準に準じたもの、それから必要な項目が満たされたものであれば西予市でも受け付けができると考えます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

近年、全国各地の自治体で移住対策等も含めてですけれども、我が自治体をアピールするということもありますし、市民の方に我が町に住んでいただきたい、市民の方を大切にするという思いもあると思うんですけれども、そういう中の一つとして婚姻届をオリジナルなものを作成をして記念として残していただくというふうなことをされている自治体が今たくさんあります。中でも全国た

くさんあるんですけれども、県内においても伊予市や四国中央市で既に実施をされております。きょう理事者の皆さんのところにはコピーを置かせていただいておりますし、議員の皆さんにはタブレットの中の通告書の最後に資料として添付をさせていただきますので、ごらんをいただいたらと思っております。このオリジナルな出生届、また婚姻届をつくることによって2人が記念としてその日を大切にさせていただく、またオリジナルなデザインの用紙で届けることによって、地元に対しての愛着を持っていただくと、そういう意味が含まれているということで、中には届け出したときにそのときの写真を撮って、それをまた添付にして持ち帰って記念として置いていただくようにしているところもあるし、用紙自体を複写にして控えを持って帰っていただくというふうにされているところもあるようです。自分は考えたときに届け出を配偶者に頼んでそれっきりなんて届け出した記憶さえ自分にはないんですけれども、そういうところを今大切にしているという全国の中の取り組みなんて西予市にもしていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうお考えをお伺いしたいなと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議員お尋ねの婚姻届につきましては県内では11市のうち6つの市が、出生届につきましては1つの市がオリジナルデザインの届け出を作成しておられるようです。2人の記念日を祝してというか、ずっと記念で持ち続けるためにこういうことを各市が考えてされておるかと思っておりますが、既に制作している自治体におきましては、各届け出所に地域の観光名所やキャラクター、西予市で言えばせい坊とか、デザインをしたものが多く見受けられます。このことにより、観光や定住に直接結びついているという客観的な統計は出ていないようではありますが、自分の住んでいる市への愛着を深めていただく手段の一つとして市をPRするという観点からもどのような形で取り入れれば効果的なものができるかを含めてオリジナルデザインの婚姻届書及び出生届書の作成については検討をしてみたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

松山市は、昨年6月に議員が一般質問をして一応取り組むということでデザインの公募をされていると思います。多分3月ぐらいが締め切りやなかったかなと思うんですけれども、そういう公募をすることによって市民に対してのアピールもできますし、意識も醸成できるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことも一つの案として考えながら、ただ単純にせい坊だけをぼっと入れるんじゃないかと、そういうところの取り組みもお願いしたいなと思っております。

それでは、次に市長の子育て支援の件ですけども、今ちょうど来年度の予算編成に向けていろんな取り組みをされていることだと思いますけれども、市長の子育て支援の中の目玉策といいますか、今後市民の子育て世代の皆さんが管家市長に何を期待したらいいのかということでお尋ねをしたいなと思っております。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま二宮議員から今後どのような政策を期待すればいいのか、特に子育て支援についてでございますが、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

私、所信表明等で申し上げておりますように、暮らして安心が体感できるまちづくりというものをスローガンとして掲げさせていただいております。公約を実現するためには幾つかの政策の柱を立てておりますけれども、第1に子育て支援に力を入れたいということで、そのことが人口減少のスピードを緩める一つの方策であると考えております。

そして、子育てを取り巻く社会情勢というものは変化し続けておりまして、私としてはといいますか、行政として共働きでも安心して子育てができる支援を推進していかなければならないと思っております。具体的には、今子育ての方が保育所等をご利用いただいておりますので、保育時間の延長や病児・病後児保育の充実というものをまずしたいなと、その環境を整えたいなと思っております。それと、乳児の育児用品を対象とした経済的支援も実現していきたいなと考えております。

まず、病児・病後児保育についてでございますが、共働き世帯にとって子供が病気になったときの対応は今核家族化の進行とともに、非常に深刻な問題であると認識をしております。市としても子ども・子育て支援事業計画策定のときにニーズ

調査を行っておりますが、病児・病後児保育施設があれば利用したいと回答した人の割合が就学前児童保護者では46%、そして小学生児童保護者でも19%という結果になっております。一方、そういう数字もありますし、子供が病気ときは親が仕事を休んで看病をしたいと思われる保護者の方も過半数を占めておりますけれども、仕事が休みにくいという状況があることも現実のものでございます。保護者のニーズ、病児・病後児保育に対するニーズは一樣に高いと認識をしておりますので、できるだけ早い時期に体制を整えたい、特に病児保育について整えたいと考えているところでございます。

また、育児に関する経済支援につきましては、育児用品を購入の際に使用できる子育て応援券の交付を平成29年度から新規事業として取り組みたいと、そのように考えております。

そのほかにも市民の皆様からの声というものを真摯に受けとめまして、必要な政策から順次取り組んでいきたい、そのように思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

市長就任最初の予算編成ですんで期待をしておるところでございます。環境的には南予の中心でありますし、住むなら西予市で松山への通勤圏も1時間といういい環境がありますんで家を建てるなら西予市、そして移住、定住するなら西予市と、そういうふうに思っただけのような目玉政策をご期待しておりますんでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に2番目の高齢者の支援についてお伺いをいたします。

高齢者の支援の中で昨年12月の定例会において介護ヘルパーの方のご相談をお聞きして高齢者の方がごみステーションまで持っていくのも大変なんですよ、我々介護の者が持って行ってあげたいんですけども、産廃の規定があつてそれもできない、どうしたらいいんでしょうかというふうなご相談をいただきまして、ごみのふれあい収集ということでご質問をさせていただきました。当時の横山生活福祉部長は来年度中には本市に適した具体的な方法を決めたいと言っていたいたんですけれども、来年度中というのは来年の3月で

す。ですから、先ほど言った今の予算編成を考えている中でその後どういう検討結果になったのか、次年度の当初予算にはどのように入るのかということで、まず1点目お伺ひしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 昨年度の二宮議員のお尋ねに対しまして当時環境衛生課長でありました私と生活部長でありました横山部長のほうで協議をさせていただきました。もともと高齢者のごみの排出については廃掃法の関係でなかなか難しいものがありましたので、環境衛生課のほうでもいろいろと考えておったところでございます。

まず、ことは市内における対象者の可能性のある方を把握するため、各関係機関と連携をさせていただきまして調査をさせていただきました。調査に当たっては市内のケアマネジャーをお願いをして実際に家庭で排出されるごみをごみステーションまで持っていくことが困難な世帯、これがどのぐらいあるのかということ調査をさせていただきました。世帯数は、市内全域で132世帯という結果となりましたが、その中には親族の方が近くに住まれており、その協力が得られる方もおられますし、対象世帯はこれよりかは少ないのではないかと思います。しかしながら、ごみ排出困難世帯につきましては、今後も増加していく見込みがあるため、来年度の当初より実施していくよう制度設計に着手をしておるところでございます。

なお、対象世帯が市内の広範囲に点在しており、市が直接収集を行うことは時間的にも困難であることから、委託収集を基本として運用案を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 検討中ということでありませけれども、今お話しできる概要、お話できるところまで結構ですんで概要を教えてくださいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 制度上の設計の概要であります。収集の対象者としましては要介護認定者、または障がいを持たれた方、みずからがごみステーションまで持っていられない方、また親族や近隣住民等の協力を得ることができない場合に

限られ、申請に当たっては市に対してご本人から申請していただくこととなりますが、ケアマネジャーや親族からの代理申請も可能にしたいと考えております。

今回のごみの収集方法につきましては、総合的な福祉施策の取り組みの一つと捉えて市内の社会福祉法人格を持たれた事業所に収集運搬を障がい者の就労の機会を確保する就労支援事業の一つとして委託をしたいと考えております。

なお、市内には3事業所がありますが、西予市の広大な範囲を分割して収集運搬をすることを想定をさせていただいております。また、収集の際には該当世帯への声かけを行い、同時に安否確認もお願いしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

特に、収集をしていただくのが委託先で障害者優先調達推進法に準じたいい方法じゃないかなと思いますんで進めていただきたいなと思うんですが、ただ私も私も私もというふうな誰でもが申し込みをするとなかなか大変になると思うんで、そのところの精査をする状況というか、どういうところで精査をしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 あなたはだめ、あなたはいという分け方は非常に行政側として難しいところがあると思いますが、その家庭に行かれている福祉関係のケアマネジャーとか、例えば障がいの手帳であるとか、もしそういうことがかなわない場合はうちの保健師を直接訪問させて保健師の意見を聞きながらこの家庭は無理ですというような判断でしていかなければならないと、そのときにご近所のお手伝いができる人という西予市ならではの、そういうお手伝いの用意といいますか、お手伝いをしていただく家庭、お隣を探すのも保健師とか、福祉職員の務めじゃと思いますので、そういうことも含めて協議をしていきたいと思っております。公平な判断でできるように仕掛けをつくっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

一番利用者にとって気になるのは金額じゃない

かなと思うんですけども、負担についてはどのようなお考えかお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 まず、このようなご家庭で出るごみというのは、夏場はどうなんかなということもあるんですけど、夏場の生ごみというもんもこの家庭では余り出んのかなというようところで週1回を想定しております。そういう中で試算をしましたところ、1世帯当たり社会福祉法人のほうで回っていただくのに市がお支払いをする1回当たりの金額が600円というようなことで試算をさせていただいております。これが無料ということになりますと、結構頻繁にということもあると思われまので、今想定しておる金額的には6分の1、100円を想定しております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 100円というのと1カ月400円で年間5,000円ぐらいというふうになるかと思いますが、そのぐらいいはいたし方ないかなと、500円を市が負担していただくということであれば利用者の方もご理解を願えるんじゃないかなと思いますんでお進めをいただきたいと思っております。

それでは、続きまして3番目の看護師不足の対策に移らせていただきたいと思いますと思っております。

今回の一般質問においても多くの議員の方が西予市民病院についてのご質問をされました。これは、市民生活の中でいかに市民病院が必要なのかということと、また新しくできた西予市民病院に対しての期待のあらわれじゃないかなというふうに私自身も思っておりますし、私自身も市民の皆様からいろんなお声を聞かせていただいているところであります。

そういう中で2つある西予市の市民病院、西予市民病院と野村病院についてなんですけれども、先日日ごろ西予市民病院を利用されている市民の方が救急で野村病院に入られてそのまま入院というふうになりました。お見舞いに行ったときに言われたことなんですけれども、野村病院と西予市民病院って雰囲気違うよなというふうに言われたんです。どういうふうにですかと言うと、西予市民病院のほうはばたばたしとるみたいな印象で、野村病院のほうは落ちついてる印象、病棟ですけど、そういうふうな印象を言われました。そうい

うことで同じ市民病院ですんで、公営企業部としてしっかりそういうところは精査をされているんだろうと思うんですけども、両病院の看護師の配置とかというのが仕事量に見合っているのかどうかということについて、まず1点目のお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 まず、答弁に入ります前に一言お礼を申し上げたいと、このように思います。

今ほども二宮議員からおっしゃっていただきましたけれども、本定例議会におきましては多くの議員の皆様方から多数のご質問をいただきました。これも新病院が開院をいたしまして2年が経過いたしましたけれども、その間市民の皆様方からさまざまな問題であるとか、ご意見が各議員さんにも寄せられて、それを含め改革に向けてのご提言、ご質問であったかと思っております。このことは市民病院が市民から期待されていること、また西予市全体の財政、病院経営についてご心配をいただいていることのアかしであると思えます。ありがたく感謝を申し上げたいと思えます。これまでいただきました貴重な市民の声を真摯に受けとめまして、地域の中核病院として安心と信頼の医療を提供する病院、また選ばれる病院になりますようスタッフ一同努力してまいりたいと思えますので、議員の皆様方におかれましても今後ともご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、二宮議員から両病院の看護師の配置は仕事量に見合っているかのご質問がございました。

昨日の佐藤議員のご質問にもお答えしましたとおり、看護師につきましては、全国的に不足しておりますまして西予市民病院、野村病院、両方におきましても医師不足とともに、深刻な問題と捉えているところでございます。両病院とも看護基準は10対1、ご承知のとおり、患者様10人に対して看護師が1名で対応しておりますけれども、これを届け出ておりまして、現在のところ医療法の基準は満たしているところでございます。しかしながら、近年若い看護師がふえ、うれしいことではございますが、結婚、妊娠、出産によります産休、育休の看護師もふえてまいりましてぎりぎりの中での医療を行っているという状況でございま

す。さらに、両病院とも高齢の入院患者が多く、重症度、看護必要度の割合も高いため、1人の患者様にかかる時間も長時間を要するほか、2次救急も隔日交代で行っているため、特に夜間の緊急入院時の対応等に大変苦勞しているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、両病院とも多忙な業務を強いられているところでありますけれども、野村病院では一般病棟が2病棟でございます。病床数は109床でございますが、これを看護師が69人、それから看護助手が19人で対応をいたしております。一方、市民病院でございますけれども、一般病棟が2病棟ございまして、それと療養病棟を1病棟設けております。合計で3病棟となるわけですけれども、病床数が154床、看護師88名と看護助手が14名で限られた人数の中で医療サービスを提供しているところでございまして、市民病院では先ほど申されましたように、より苛酷な医療現場となっているのが現状でございます。このような状況の中、両病院では良質な看護サービスを提供するため、十分な看護師を確保し、職場環境を改善することが喫緊の課題であると、このように認識してございます。

看護師不足の要因といたしましては、近年の看護業務におきましては、高度な専門性が求められておりまして看護学校を卒業後、研修体制が充実しております松山近郊でありますとか、関西方面等、大規模病院へ就職する看護師が増加傾向にございます。これまでの対策といたしまして、合同就職説明会を初め、看護学校への訪問であるとか、看護学生の実習の受け入れ、それからホームページ、ハローワークでの募集、それから知人等を介しての紹介など、さまざまな対策を講じております。また、きのうも答弁をさせていただきましたけれども、今年度奨学金制度を創設しておりまして、これらを活用しながら看護師確保に努めているところであります。

このような中、今年度の採用試験の状況も述べさせていただいたと思いますけれども、看護師の募集を行っておりますけれども、今年度は追加募集を含めて現在のところ3回試験のほうを行っております。しかしながら、応募者はまだわずか1名ということで両病院で4名が不足しているという状況でございます。

また、今後の定年退職者の補充を考えますと、

早急な対応を行う必要がございます。今後もこのようにあらゆる対策を講じまして看護師確保に努め、仕事量に見合ったスタッフを確保するとともに、働きやすい仕事環境を整えて良質な医療を提供できるよう努力してまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ご苦勞をされているのがよくわかる答弁でございまして、我々も協力できるところはせないかなというふうに思ったところでございますけれども、私もおふくろが2カ月近く市民病院のほうに入院をさせていただいて夜間もずっと10時ごろまでおったりとかということも何回かあったんですけども、そういうときに看護師さんにご苦勞やなというふうにつくづく思いましたし、変な言い方ですけど、事故が起こっても不思議じゃないんじゃないかなというぐらいな忙しさを目の当たりにしまして心配をしているところでございます。

今のご努力が実を結ぶような形になればいいかなと思っておりますが、そういう中で今部長の答弁の中にもありましたが、2次救急、夜間の救急について心配される患者さんいろいろなことを我々のほうに言うてくださる方もおられるんですけども、全国的によく問題に取り上げられてる、これは救急車のときにもあったんですけども、コンビニ受診があるんで救急も大変なんですよというのも以前消防本部のほうからのお話もありましたけれども、実際に西予市の両市民病院の中で2次救急の中でコンビニ受診ってどのぐらいあるのかなというふうに思うんですけども、実態がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま二宮議員から2次救急体制のこととコンビニ受診のご質問がございました。今、コンビニ受診というふうに言われましたけれども、2次救急というのはご承知のとおり、入院であるとか、手術を必要とする救急医療で中等症から重症患者の受け入れをする医療機関であります。市立病院では検査、入院、手術が必要な場合に備えまして外科系の医師、それから内科系の医師がそれぞれ1名、外来看護師が1名で当直を行うとともに、検査技師や放射線技師が待機して救急医療に当たっております。このように

休日、夜間の救急医療はあくまで緊急事態に備えられたスタッフで運営をしておりますけれども、先ほど二宮議員からございましたように、いわゆるコンビニ受診と言われております軽症患者、これの受診の増加などによりまして当直業務も大変苛酷になっております。

それで、西予市民病院の平成27年度の救急受け入れ実績を報告いたしますと全体で2,313件、そのうち重症、重篤の患者が75人、中等症が660人で合わせまして全体の約32%が重篤というところがございます。本来の救急とは言えない特に軽症、軽傷の患者が1,578人と全体の68%を占めております。野村病院につきましても全体で2,479件、そのうち重症、重篤の患者が80人、中等症が871人、合わせまして全体の約38%となっており、本来の救急と言えない、いわゆるコンビニ受診の特に軽症、軽傷の患者が1,528人と全体の62%を占めているのが現状でございます。せっかくコンビニ受診のことをご質問いただきましたので、私のほうからお願いがございますが、このように両病院とも限られたスタッフの中で救急医療を行っております。こういったコンビニ受診がふえますと、このままでは緊急時に必要な人が必要な医療を受けることができないというおそれもございます。そうならないためにも症状に応じまして病院と診療所、開業医等、かかりつけを持たれておると思っておりますけれども、そのあたりをうまく使いわけいただきまして症状が軽いなというふうに思われましたらすぐに2次救急を受診するのではなく、まずかかりつけ医にご相談をされる、受診されるなどをされてそれぞれ市民一人一人の救急に対するご理解とご協力をお願いしたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 我々も個人の議員活動の報告の折にはそういうことも市民の皆さんにお伝えしていかなければいけないなというふうに思いますし、また今いろいろな電話相談がありますよね、子供とかやったら無料相談みたいなのが。そういうのも市のほうでアピールされると病院に行く前にこの症状はどうなんやろということで3桁の天気予報みたいな感じの多分番号があると思うんですけども、今覚えてないんですが、そういうと

ころをご案内というか、広報のほうでされるとそういうのも少なくなるのかなということも今思いましたんでまた検討していただいたらと思っております。

それで、最初の仕事量についての答弁をいただいたんですけども、両方とも市民病院ですんで人事もそれぞれ交流があると思うんですけども、そういうところ、無理のない人事が行われているのかという点ももう一点お聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま両病院の人事交流、人事についてお尋ねがございました。

合併後、一体感の醸成を、交流を図るために定期的な人事異動を実施しているところでございます。地域の特性でありますとか、医療環境等、異なる医療現場におきまして西予市の医療を総合的に考えることができる上でも意義ある施策であるというふうに思っております。長期間同じ場所に在籍をいたしますと所属する職場の長所であるとか、短所は意外と気づかず、一方よその部署から来た職員につきましても、新しい知識であるとか、情報の提供を得ることができる上、医療技術の向上なども含め利点も多いものだと、このように伺っております。こうした中、両病院、それからつくし苑では毎年定期異動によりまして看護師並びにコメディカルを対象に適材適所によります人事交流を実施しております。また、現在この人事交流とは別に先ほども申しましたけれども、市民病院のほうでは特に看護師不足が顕著となっていることから、野村病院から看護師1名の協力をお願いし、派遣勤務を実施しているところでございます。今後におきましても、両病院の現状を把握しながら仕事量に見合った人事配置、また通勤距離であるとか、家庭環境等を考慮しながら人事交流を継続してまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 次に、一番の問題である看護師不足の対策なんですけれども、きのうも佐藤議員のほうからいろんな質疑がありましたが、今看護師さんの資格があつて、先ほど言われたように、結婚されて子供ができて、今よその病院の看護師をされてても今は家庭におられるというふう

な有資格者の人材、そういう方をいち早く子育て支援の中で保育園に預けて仕事に復帰してもらおうと、そういうことで確保というのもできるんじゃないかなと思うんですが、そういう家庭におられる有資格者の人材というのは把握をされているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 人材の把握についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現在日本全体の潜在看護師、いわゆる家庭におられる看護師は昨年の厚労省の調査では約70万人と推計されております。それから、潜在看護師の発掘と団塊世代が高齢者となります2025年の全国的な看護師対策といたしまして、看護師等の人材確保の推進に関する法律が27年10月に施行されまして、現在仕事についていない看護師に対しまして届け出をするよう定められております。このような中、日本看護協会も潜在看護師の把握を目的にナースバンクへの登録を呼びかけておりますけれども、平成26年度の愛媛県のナースバンク登録者は431人ということでございます。その中で調べてみますと、南予地区ではかなり少なくて当西予市は3人で行っていただきました。近隣の大洲市が6人、それから宇和島市で4人と極めて少ない状況でございます。新法での届け出、またナースバンクの登録につきましても、努力義務ということになっておりますので、強制ではないことから潜在看護師の数はかなりの人数に上ると推測をいたしております。

両市立病院におきましても、こういった状況でございますので、ナースバンクに登録者意外の潜在看護師の調査、把握は非常に困難ではありますけれども、親族であるとか、職員、また知人、友人等からいろんな情報を積み上げまして、それをデータベースとして看護師確保に努めている状況でございます。数字につきましては、日々変動しておりますので、そういった状況でご理解いただきたいと、このように思います。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。引き続きのご努力をお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして4番目の公用車についての質問に移らせていただきます。

公用車、西予市の中ではたくさん相当な数があるわけでございますけれども、近年人口減少ということが問題になって過疎になっていくと過疎の地域には昼間に通っても人をなかなか見かけんなどという地域がたくさん出てまいります。我が西予市においてもそういう地域がたくさんあるんじゃないかなと思っております。そうしますと、地域の防犯ということが問題になってくるんじゃないかと、地域の皆さんも特に高齢者しか残っていないということで不安になる。そして、近年では認知症高齢者の徘徊という問題も出てきて、現実的に西予市においてもいまだにまだ発見されない方が出ているというのが現状です。そして、きのうの宗部長の答弁やっただですか、監視カメラという答弁がありましたけれども、今監視カメラの設置もいろんな自治体でふえているという、それも世相を反映してるのかなというふうに思っております。これは、大きな災害でもそうですけれども、いろんなところで監視カメラが効果を発揮をしているというのも現実じゃないかなと。

そういう中で公用車が先ほど言った何十台もあって、特に建設課では市の道路の点検でずっと回られたりしてますし、福祉の皆さんも介護とか、保健師さんとか、いろんなところを隅々まで回っていただいているわけですよね。そういう中でドライブレコーダーを設置していけば効果を発揮するんじゃないかなということで今回質問として取り上げさせていただきました。

ドライブレコーダーに対しての設置の認識というのがまずあるのかどうか、そして設置に対する考えがあるのかどうか、両方一遍に1、2と答えていただけたらと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま二宮議員からドライブレコーダーの設置についてのお尋ねがございました。

ドライブレコーダーの設置の目的、またそれによる効果といたしましては、公益社団法人日本トラック協会が平成26年度に実施しました調査報告によりますと、設置目的としては交通事故防止、そして安全運転指導が最も多くて、次いで事故処理の効率化、運転状況の監視確認というふうなことになっておるようです。また、設置効果といたしましては、運転者の安全意識の向上、安全運転指導に活用となっておりますので、次いで事故

処理に役立ったというふうな結果報告がされております。一般的な事業所におきましても、使用する車両に設置する場合の設置目的であったり、設置効果におきましてもおおむねこのような内容になってくるのではないかと推測しておるところでございます。

公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、議員ご提案もありますとおり、動く防犯カメラというふうな役割も期待できるのでないかというふうなことも考えております。今後、緊急車両でありましたり、あるいは使用頻度の高い公用車への対応等、効果的な導入となるよう順次設置をする方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

私も設置にどのぐらいかかるかとか、運用にどのぐらいかかるかというのはまだ調べてないで、そういうところをご検討いただいて数台、十数台ぐらいからでも取り組んでいただければありがたいかなと思っております。特に、毎回の定例会のときに先ほど部長が言われましたように、交通事故の案件が専決事項で出てまいります。つけることによって職員の皆さんも緊張感があつたりとかということで職員の人の事故防止にも役に立つんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の5番目の移住、交流についての質問に移らせていただきます。

昨日、中村一雅議員よりさまざまな視点からの質問事項がありましたので重複することもあると思っておりますけれども、ご理解を願いたいなと思っております。

まず最初に、近年全国で移住、定住についての取り組みをされているというのは皆さんご存じのとおりですけれども、西予市に対してどのぐらいニーズが今のところあるのかなという問い合わせについて移住の実績を教えてくださいなと思うのと、2点目のホームページのアクセス、そういうところもあわせて1、2をお尋ねしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問でございますが、まず1点目の最近の問い合わせ

と移住の実績ということでございますけれども、移住に関する窓口となっておりますまちづくり推進課への相談件数は移住フェアとかの相談を除いての数なんですけれども、ことし4月から10月までに16件ございます。また、今年度に市の施策を背景としまして移住された方は西予地域おこし協力隊の制度を活用した1名、そして空き家情報提供制度を利用して大洲市から移住された方1名という合計2名の実績というふうな状況でございます。

また、2点目のホームページからのアクセスということなんですけれども、ホームページの中の中の西予市空き家情報へのアクセスは、ことし4月から11月27日までに1万3,468回ありました。アクセスされた方の人数では5,036人というふうになっております。また、11月17日からは移住情報、定住情報としまして空き家を探す、そして土地を探す、仕事を探す、移住者の声というふうな土地、仕事情報もあわせてページに変更をしております。移住に関心のある方が総合的に検索のしやすいような、そういう状況もつくっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今部長も言われましたが、僕もホームページをちょこちょこ空き家情報でどういうふうになっとるのかなというふうに見させていただいて、先日の決算審査特別委員会でも野村の案件がないやないかというふうなことも言わせていただいて、今野村も城川もちょっとずつふえているというところで見えるんですけども、この間見たら空き家情報がないなと思ったら定住情報に変わっておりますし中身も少しずつですけども、進化しとるなというのは実感をさせていただきました。

今、全国でパイの取り合いじゃないですけども、どこがいいのかなということで探されてる方はたくさんおられますし、きのう中村議員が言われました我々創生特別委員会のほうで視察に行かせていただきました東京のふるさと回帰支援センター、そちらに私は9月17日と前回の特別委員会の視察と2回お伺いしたんですけども、お伺いしとった1時間1時間ぐらいの2時間ぐらいの間でも結構来られてましたし、思ったより若いご夫婦、30代ぐらいのご夫婦が尋ねてこられている

という状況を目の当たりにしてリタイアの後の移住じゃないんやなというのをその場で実感をさせていただきました。そして、ふるさと回帰支援センターなんですけども、きのうもご紹介がありましたように、全国で44カ所のブースを構えられておるというふうなことで、きょうは皆さんのところにもホームページの紙を置いてあると思っておりますけども、議員の皆さんにはタブレットに入っておりますのでごらんいただきたいと思いますが、そこにさまざまな県のが載ってますよね。そこをアクセスするとその県の移住情報が載っているという状況なんです。皆さんにお渡ししている分の中には愛媛県のはないんですけども、その一番下のふるさと暮らしお役立ちサイト集というところをクリックしていただきますと、右側の真ん中ぐらいに愛媛県のサイトが出てきますのでまた後でごらんになっていただいたらと思います。愛媛県のサイトを見たら宇和町の明間の和紙をつくられている佐藤さんが移住者としての実績というか、紹介をされてました。ですから、ここからどこへ飛ぶかという情報が今一番大事じゃないかなと、家におっても日本中の移住情報が見れるというのが今の現状なんです。そういう中に西予市も早くたくさんの人にアクセスをしていただくということが大事じゃないかなというふうに思うわけです。それで、視察の中で高橋代表理事から1時間ぐらいいろんなお話をお聞きしたんですけども、きのうも中村議員が言われてたように、西予市さんも会員になってもらうたらいろんな情報を流せるのになというふうなことを言われました。そこにおつけしてる2枚目に入会のご案内の部分があると思うんですけども、団体会員は年間5万円なんです。年間5万円で先ほど部長がアクセスの件数を、お問い合わせの件数を言っていましたけれども、どのぐらいふえるかという費用対効果を考えてときに5万円は安いなというふうに私自身は感じましたし、一緒に行っていた特別委員会の議員の皆さんもそのように感じていただけたんじゃないかなと、これは帰って管家市長に年間5万円やけん早う入会してよと言わないかなということなので我々は帰ってまいりましたので早目のご検討をお願いしたいなと思っております。

それで、私が行った9月17日の翌日に9月18日ですけども、高川のほうから同じ東京交通会

館の上でイベントがありました。その後遊子川が同じ、この会館ではないんですけど、会館の前の有楽町の広場でイベントに参加をされたというふうなのを聞いておりますけれども、2つのイベントの反応状況がもしわかっておれば教えていただきたいなと思います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのイベントの反応状況ですけれども、こちらで把握しておりますのが9月18日のせとうち暮らしフェア、そして11月19日の大阪の愛ある暮らしフェア、この2件を把握しておりますので、この件について答弁をさせてもらったらというふうに思います。

まず、せとうち暮らしフェアには高川地域づくり会の方も参加をしていただきました。西予市ブースには10件の相談がそのときにはございまして、うち2件は家族で移住を検討されているという状況でございました。相談者のうち1組のご夫婦が高川地域を実際に訪れたというふうに伺っております。大阪市で実施されました愛ある暮らしフェアなんです、愛媛県が主催しました移住イベントでございますが、西予市のブースには4件の相談がございました。その中の1件は、ほぼ西予市への移住を決められている30代の方からの相談がありまして地域おこし協力隊制度を活用して移住を希望されております。こういったことで移住フェアにつきましては、それぞれ効果が出てきておるというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 それでは、次の推進方法について伺いをしていきたいなと思います。

先ほどホームページが変わってきてるといふか、進化をしてるといふのはお話ししましたけれども、でも物足りなかなというのが私自身の実感でして他市の進んでるところのホームページを見ると確かに家やったらこれ、土地やったらこれといふのはあるんですけども、相談しようかなといふところまでのホームページにはなっていないのかなといふふうな気がしております。それで、よそから特に県外の方から西予市にといふときにどこで誰がどのように進めていくかと、きのうの答弁の中にも今後のそういう体制のつくり方といふの

も市長、または宗部長のほうからも答弁があったんですけども、コーディネーター、そういうお話も何か来年度からありました。

コーディネーターですけれども、どういうところを想定されているのか、外部から専門家なのか、職員の中でなのか、西予市の中のそういうたけた人なのか、そういうもしコーディネーターに対してのイメージとかがわかるものがありましたらご答弁願いたいなと思います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

移住コーディネーターの役割といいますか、立場ということですが、移住コーディネーターは外部の方に当然お願いしたいということでありまして、名称は移住コンシェルジュといふふうな名称になるかもしれませんが、そういった方を雇用するという外部の視点といいますか、目線から移住交流等を手助けしてもらおうということを考えておるところでございます。また、市外の方に向けて移住ポータルサイト、あるいはその構築とプロモーション動画制作の準備も現在進めておるところでございますけれども、そういったツールなども活用しながら、それと移住コーディネーター等の連携体制をとりながら推進をしていきたいといふふうなことも考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 もう一点、計画されてる中で市職員のいろんな箇所からといふのでチームを編成するというのに加えて外部、不動産屋の方とか、そういうところを詳しく、どういう方を想定されているのか、もう一回お尋ねをしたいなと思います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの外部からの相談ということですが、市内に住宅の関連の専門の方で住宅業者でございしたり、あるいは学識経験者でございしたり、いろんな方を一応チームの中には入っていただきまして西予市全体を見渡した中での移住交流促進といふふうなことを進めていただくようなことを現在考えているところでございます。職員だけでは非常に一部の目線といいますか、視線しか情報発

信なんかもできないということなので西予市全体でそういったことが取り組める、そういう体制をとっていききたいというふうなことを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 先ほど言ったふるさと回帰支援センターの高橋代表理事もそういうことを言われておりました。そういうふうな取り組みをしてくれというふうなことを言われておりましたので、4月ぐらいから多分できるんですね。そういうふうな期待をしております。それで、一番大事なのは移住者、定住者の受け入れの地域やと思うんです。きのうも地域づくりの組織にという話がたくさんあったんですけども、先日ある区長の方から市役所のほうから古い市営住宅を改装して地域がやる気があるんやったら、そういう事業をするんやがなみたいなんを言われとんやけど、ようにわからんのよというふうな質問があったんですけども、市の人はいろんなイメージがあって説明されるんやと思うんですけども、全然イメージのない一般市民の方は言われてることが何なのかすらなかなかわからんような状況、区長さんですからね、その方は。区長さんですらそうなので、地域が受け入れるとなったらなかなか大変やと思うんですね。その地域に対してはどのような今から、27ある地域づくり組織全部というわけにはいかんでしょうけども、どういうふうな今から取り組みをされていくのか、お伺いをしたいなと思います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問の地域が積極的に受け入れていただくためにはというふうなご質問がございました。

きのうの中村議員へのご答弁とも重なるんですけども、今年度から新たな取り組みといたしまして地域おこし協力隊制度を活用して確実に地域で自立、定住をしていただくために地域づくり組織が策定した活動計画に基づく隊員、田舎で働き隊の募集を実施しております。現在4つの地域づくり組織があわせて5名の募集をしていただいておりますというふうなことでございます。移住者が円滑に定住を果たすためには受け入れ側の地域の理解が重要だというふうなことでございます。地域づくり組織と連携した地域おこし協力隊制度の

活用は、地域資源を活用した移住者獲得という共通認識のもと進んでいるところでもございます。今後本取り組みの成果を見ながら事例を広く紹介して市内各地域でこのような動きが生まれたらありがたいなというふうに思っております。また、地域づくり組織を対象とした移住、定住に関する学習会なども計画をしたいと思っております、その中には先ほどございましたような地域の区長さんであったりとか、いろんな方がそこに加わっていただいてより幅広いご意見もいただきたいというふうなことも考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 上手な答弁をいただきまして、ちょうど時間になりました。11人が今回質問をさせていただいたわけですけども、そういう質問と、また決算特別委員会からのいろんな意見、それも踏まえまして3月の予算がしっかりいいものになってることを期待して質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時01分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時15分）

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第157号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第158号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」の3議案の訂正について申し上げます。

西予市城川食肉加工センター、西予市城川特産品センター及び西予市城川農産物加工センターにつきましては、今年度末で指定管理者の指定期間が満了となるため、当該施設稼働時からの指定管理者である株式会社城川ファクトリーを本施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるものであります。しかしながら、本件3議案につきましては、指定管理者名に誤りがあったことから別紙のとおり、株式会社城川開発公社を株式会社城川ファクトリーに訂正をお願いするものであります。よろしくご承認くださいますようお願い

い申し上げます。

なお、このたびの訂正につきましては、深くおわびを申し上げますとともに、今後議案調製には十分注意をしまいたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま申し出のありました議案第157号、議案第158号及び議案第159号に係る議案の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、これを承認することに決定いたしました。

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

(日程2)

○議長 日程第2、議案第135号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第141号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第142号「宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について」から議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」までの18件を一括議題といたします。

これより本案18件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 14番中村でございます。

議案第142号から最後の議案第159号までに係る質問でございますが、指定管理者制度というのは西予市の公の施設のうち38施設あると9月議会で私は代表質問したときに述べましたけれども、管理運営を民間のノウハウを活用し、市民サービスの効率性の向上、そして経費の削減と、こういうことを目的としまして民間事業者への委託をされていると私は思っているところでございます。今回指定管理に係る約半分の施設18施設について、12月1日に提案説明があったわけでございます。その中で指定するに当たって指定管理者審査委員会に諮ったところ、18議案中17議案について非公募となったという説明がございました。この大部分の施設、17議案について競争原理が全く働かない状態での非公募となっておりますが、委員会での議論の概要となぜ非公募となったのか、そういう結論に達したのか、その辺の理由は何か、以上2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 今回提案させていただいております指定管理者の関係につきましては、産業建設部所管のものでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

先般の提案理由の折にそれぞれの施設についての選定理由については述べさせていただいたところでございますけれども、そもそも指定管理制度自体の部分もかかわってまいりますので、含めて答弁をさせていただきますが、指定管理者制度は平成17年、18年に市が委託をしております関係の施設について全て指定管理者に移行を行ったところでございます。今回18議案でございますけれども、そのうちの1件を除いては全て合併時には既に委託をしていた案件でございます。

基本的に西予市の考え方といたしましては、新たな施設をつくった場合には公募により審査を行い、指定管理者を選定をしております。今回の18施設のうち1施設は、その方針に基づきまして公募をして決めさせていただいたわけでございますけれども、残りの17施設が非公募という状況になっております。その17施設のうち、第三セクターにかかわるものが11施設ございます。一般の指定管理者と混同して取り扱われることが多

いわけでございますけれども、第三セクターは指定管理施設があって成り立っているという状況がございます。したがって、指定の解除を行うということは三セクの解散も勘案して決めていく必要がございます。

市といたしましては、第三セクターの経営評価会議を毎年実施をしております、その際に第三セクターの方向性、業務内容のあり方、公的関与のあり方、市民協働のあり方、個別の課題解決策などを中心に公共性、目的整合性、地域貢献性、採算性、効率性、将来性、計画性、さらには自立性等について診断を行っているところでございます。その際に三セクの意義が果たされた、あるいは経営が極度に状況が悪くなっている、役割は終わったというような判断をした場合には三セク自体を解散するなどして他の手法、いわゆる指定管理者を公募して別の管理団体にとすることも当然必要だというふうに考えておりますけれども、今のところそのような状況にはないという判断で今回継続しての管理をお願いしたところでございます。

ほかの6施設につきましては、施設の目的上、農協あるいは漁協、地元の団体等に引き続いて管理を行わせることが妥当だというふうに判断をしたということでございます。

以上でございます。

○議長 14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 私の試算によりますと、18施設の委託料の合計をしますと足し算が間違っていたら年間6,750万3,000円ほど毎年支出するようなことになっておりますので、いろいろ事情があって合併前からの施設でございますので、一挙に解決はできないと思っておりますし、地域にとっては重要な施設だということは十分認識しておりますが、市民サービスの向上と今後も引き続いて経費の削減に努めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番菊池純一君。

○13番菊池純一君 予算書の14ページの駅前エリア整備事業の件についてお尋ねいたします。

事業内容としては駅前エリア整備区域内の詳細設計を行い、事業の進捗を図るというふうに出ておりますが、エリア内の地権者との契約と、それから地域住民、近隣住民の方とのそういう同意、そういうのは完全にクリアできているかということをお尋ねいたします。環境整備は整っているかということでございます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまの駅前エリアの関係についてでございますけれども、市道旧町地区212号線の改良になるわけでございますけれども、これまで地権者の方々との交渉を進めてまいりました了解が得られましたので、今回詳細設計に移ると判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第161号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの3件を一括議題といたします。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第164号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第165号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、宇都宮俊文君の退場を求めます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

宇都宮俊文君の入場を許可いたします。

ただいま議題となっております議案30件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、陳情第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書」から陳情第5号「タイベック資材助成に対する陳情書」までの4件を一括議題といたします。

これらの陳情4件につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会は、議案及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月19日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時31分

平成28年第4回西予市議会定例会会議録(第5号)

- |          |                        |         |       |
|----------|------------------------|---------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年12月19日            | 三瓶支所長   | 西本喜代人 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場                | 消防本部消防長 | 西川 傳  |
| 1. 開 議   | 平成28年12月19日<br>午後2時00分 | 総務課長    | 宇都宮 裕 |
|          |                        | 財政課長    | 山岡 薫彦 |
| 1. 閉 会   | 平成28年12月19日<br>午後3時54分 | 監査委員    | 正司 哲浩 |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 市 長             | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長           | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長           | 保 木 俊 司 |
| 総務部長兼<br>企画財務部長 | 宗 正 弘   |
| 会計管理者           | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長          | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長          | 二 宮 紀 夫 |
| 生活福祉部長          | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長         | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長           | 道 山 升 文 |
| 野村支所長           | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長           | 田 村 剛   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 浅野 信也  |
| 議事係長 | 原井川 英一 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

- |               |  |             |                                     |
|---------------|--|-------------|-------------------------------------|
| 1 議案第 1 3 5 号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について     | 議案第 1 5 1 号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について              |
| 議案第 1 3 7 号   | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について          | 議案第 1 5 2 号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について       |
| 議案第 1 3 8 号   | 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について                           | 議案第 1 5 3 号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について        |
| 議案第 1 3 9 号   | 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について               | 議案第 1 5 4 号 | 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について            |
| 議案第 1 4 0 号   | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 5 5 号 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について        |
| 議案第 1 4 1 号   | 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について              | 議案第 1 5 6 号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について         |
| 議案第 1 4 2 号   | 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について                     | 議案第 1 5 7 号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について          |
| 議案第 1 4 3 号   | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について                            | 議案第 1 5 8 号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について           |
| 議案第 1 4 4 号   | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について                     | 議案第 1 5 9 号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について         |
| 議案第 1 4 5 号   | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 0 号 | 平成 2 8 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）         |
| 議案第 1 4 6 号   | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について                            | 議案第 1 6 1 号 | 平成 2 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）     |
| 議案第 1 4 7 号   | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について                        | 議案第 1 6 2 号 | 平成 2 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 1 4 8 号   | 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 3 号 | 平成 2 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  |
| 議案第 1 4 9 号   | 西予市物産会館の指定管理者の指定について                             | 議案第 1 6 4 号 | 財産の無償貸付について                         |
| 議案第 1 5 0 号   | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 5 号 | 財産の無償貸付について                         |
|               |  | 陳情第 2 号     | 国道 3 7 8 号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書 |
|               |  | 陳情第 3 号     | 指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出に   |

- 陳情第 4号 森林整備の推進を求める  
 意見書（案）の提出につ  
 いての陳情  
 陳情第 5号 タイベック資材助成に対  
 する陳情書  
 追加 議案第166号 西予市職員の給与に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について  
 議案第167号 西予市特別職の職員で常  
 勤のもの給与等に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について  
 議案第168号 西予市議会議員の議員報  
 酬及び費用弁償等に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について  
 議案第169号 平成28年度西予市一般  
 会計補正予算（第7号）  
 議案第170号 平成28年度西予市水道  
 事業会計補正予算（第2  
 号）  
 意見書案第2号 指定生乳生産者団体制度  
 の維持と機能強化を求め  
 る意見書（案）の提出に  
 ついて  
 意見書案第3号 森林整備の推進を求め  
 る意見書（案）の提出につ  
 いて  
 発議第 5号 地方議会議員の厚生年金  
 への加入を求める意見書  
 （案）の提出について  
 発議第 6号 北朝鮮による日本人拉致  
 問題の早急な解決を求め  
 る意見書（案）の提出に  
 ついて  
 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- |               |  |             |                                     |
|---------------|--|-------------|-------------------------------------|
| 1 議案第 1 3 5 号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について     | 議案第 1 5 1 号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について              |
| 議案第 1 3 7 号   | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について          | 議案第 1 5 2 号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について       |
| 議案第 1 3 8 号   | 西予市授産施設条例を廃止する条例制定について                           | 議案第 1 5 3 号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について        |
| 議案第 1 3 9 号   | 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について               | 議案第 1 5 4 号 | 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について            |
| 議案第 1 4 0 号   | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 5 5 号 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について        |
| 議案第 1 4 1 号   | 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について              | 議案第 1 5 6 号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について         |
| 議案第 1 4 2 号   | 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について                     | 議案第 1 5 7 号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について          |
| 議案第 1 4 3 号   | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について                            | 議案第 1 5 8 号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について           |
| 議案第 1 4 4 号   | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について                     | 議案第 1 5 9 号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について         |
| 議案第 1 4 5 号   | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 0 号 | 平成 2 8 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）         |
| 議案第 1 4 6 号   | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について                            | 議案第 1 6 1 号 | 平成 2 8 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）     |
| 議案第 1 4 7 号   | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について                        | 議案第 1 6 2 号 | 平成 2 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 1 4 8 号   | 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 3 号 | 平成 2 8 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  |
| 議案第 1 4 9 号   | 西予市物産会館の指定管理者の指定について                             | 議案第 1 6 4 号 | 財産の無償貸付について                         |
| 議案第 1 5 0 号   | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について                           | 議案第 1 6 5 号 | 財産の無償貸付について                         |
|               |  | 陳情第 2 号     | 国道 3 7 8 号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書 |
|               |  | 陳情第 3 号     | 指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出に   |

- 陳情第 4号 森林整備の推進を求める  
 意見書（案）の提出につ  
 いての陳情
- 陳情第 5号 タイベック資材助成に対  
 する陳情書
- 追加 議案第166号 西予市職員の給与に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について
- 議案第167号 西予市特別職の職員で常  
 勤のもの給与等に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について
- 議案第168号 西予市議会議員の議員報  
 酬及び費用弁償等に関す  
 る条例の一部を改正する  
 条例制定について
- 議案第169号 平成28年度西予市一般  
 会計補正予算（第7号）
- 議案第170号 平成28年度西予市水道  
 事業会計補正予算（第2  
 号）
- 意見書案第2号 指定生乳生産者団体制度  
 の維持と機能強化を求め  
 る意見書（案）の提出に  
 ついて
- 意見書案第3号 森林整備の推進を求め  
 る意見書（案）の提出に  
 ついて
- 発議第 5号 地方議会議員の厚生年金  
 への加入を求める意見書  
 （案）の提出について
- 発議第 6号 北朝鮮による日本人拉致  
 問題の早急な解決を求め  
 る意見書（案）の提出に  
 ついて
- 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第135号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第165号「財産の無償貸付について」までの30件並びに陳情4件の計34件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長酒井宇之吉君の報告を求めます。

酒井宇之吉君。

○酒井宇之吉総務常任委員長 去る12月7日の本会議において当委員会に付託されました議案6件について、12月9日に審査を行いましたので、報告をいたします。

審査の結果はお手元に配付の委員会報告書のとおりであり、議案6件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」では、名称が西予市立せいよ西学校給食センターとなっているが、現在進行している野村の学校給食センターの名称を西予市立せいよ東学校給食センターにすると理解してよろしいかとの質疑があり、今回上程した西予市立せいよ西学校給食センターの名称については、教育委員会定例会においても慎重かつ十分な議論を経た上で最終的に市長において決定した名称である、西予市教育委員会では将来的に大野ヶ原小学校と惣川小学校を除く市内小・中学校の給食業務については、新学校給食センターと現在野村で進めている学校給食センターに集約して運営する計画である、今回の名称はこれらのことを加味しての名称であるが、野村の学校給食センターの名称についても改めて今回と同様の手続を経て決定する必要があるとの答弁でありました。

また、現在の宇和学校給食センター跡地利用が

具体的に検討されているのか、またその調理機器の再利用計画について説明願いたいとの質疑があり、現在の宇和学校給食センターは宇和中学校の敷地内にあり、給食センターの1階には部室がある、今回新学校給食センターを建設した後は現在の給食センター及び1階部室部分も取り壊し、跡地には部室を整備する計画である、また現在の宇和学校給食センターの厨房機器の再利用については、厨房機器の耐用年数は最も長いもので8年程度と理解しており、現在の給食センターで使用中の厨房機器で今後移設して使用に耐え得るものはないと判断しているとの答弁でした。

議案第141号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」では、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の設立に当たって西予市は9,588万6,000円出しているが、合計で現在基金は幾らあるか、またこの基金設立に当たって県からの助成金はあったのかどうか、あったとすればどれくらいあったのかとの質疑があり、現在の基金は3億9,315万5,000円であり、そのうち愛媛県が出資されたものが3,877万1,000円であるとの答弁でした。

議案第164号、議案第165号につきましては、「財産の無償貸付について」では、昨年の議会で西予市使用料及び手数料条例が改正されており、これを見ると太陽光などは1平米につき350円で貸し付けすることになっているが、これは普通財産であろうと思いますが、市民から見たときに若干の違和感があると思うが、その辺をわかりやすく説明願いたいとの質疑があり、西予市使用料及び手数料条例第2条第3項において行政財産に属する土地または建物に太陽光発電設備を設置させる場合には使用料を徴収することとなっているが、旧狩江小学校跡地施設については廃校により普通財産に変更されている、また西予市学校施設等の跡地利用のための基本方針において地域振興を目的に跡地を利用する場合には無償貸し付けとしているため、この条例を適用しないこととしている、また提出された申請書の計画内容には、太陽光発電で生じた収益につきましては利用者が負担する施設の維持管理費の一部に充てることとともに当該施設を活用した地域づくり活動に生かしていきたいと明記されているので、内部で審査し、無償貸し付けすることは適当であるとの

答弁がありました。

次に、議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の総務常任委員会所管分について委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告をいたします。

情報推進課所管分では、広報せいの印刷製本費について市内業者を採用しているか市外業者を採用しているかとの質疑があり、平成28年度は市外業者、平成27年度は市内業者、それ以外は市外業者が多いとの答弁でありました。

財政課所管分では、現在財政調整基金の残高は幾らあるのか、またこれからの財政状況の展望について簡単に説明していただきたいとの質疑があり、今回の補正予算ベースで46億6,859万8,000円であるとの答弁でした。また、財政状況の展望については、合併の優遇措置が平成31年度に終了します、一番影響が出てくるのが地方交付税で市の財政の約半分近くを頼っているが、その削減額が関係団体によると国への陳情や要望で縮減され3割ぐらいになったと報道等言われているが、実際の本市への交付ベースでは、3割の8億円を超えて10億円を超えるぐらいの交付税が下がってくるが見込まれる、そういったことやさらに人口減少等により税収等も下がってくるのでそれらによる財源不足に対応することが重要となってくる、一方で西予市は多くの公共施設や事業等を抱えており、さらに地方創生にも力を傾けていかなければならないということで、現在改革を進めながらできるだけサービスは低下しないように努めているところである、そういったことから西予市の維持や今後必要となる地方創生の要望にもお応えできるようにさまざまな改革を進めているので、議員各位、市民の皆さんにご協力、ご理解をいただきたいと思っておりますとの答弁でした。

教育総務課所管分では、明間から皆田小学校までのスクールバスは何台運行する予定か、また明間小学校は新耐震基準に適合しているかとの質疑があり、スクールバスについては1台で29人乗りを予定している、校舎の耐震基準については、校舎は2棟あり、運動場側の校舎は耐震基準を満たしていないが、その後ろの校舎については耐震基準を満たしているとの答弁がありました。

生涯学習課所管分では、それぞれの公民館の耐震診断、耐震補強設計に対して国費が入っている

ようだが、耐震診断、耐震補強設計に対する補助率を教えてくださいとの質疑があり、3分の1の補助率となっている、ただし補助対象経費に限度額等の計算式があり、単純に事業費の3分の1が補助金となるわけではないとの答弁がありました。

消防費総務課所管分では、今年度の常備消防費が7億2,400万円くらいだということだが、このうち三瓶町の常備消防費にかかわる予算というのは平成28年度はどのくらい想定できるのかとの質疑があり、今年度の八幡浜地区施設事務組合の消防事業特別会計の負担金の合計が1億7,266万8,000円であるとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

平成28年12月19日、総務常任委員会委員長酒井宇之吉。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長森川一義君の報告を求めます。

森川一義君。

○森川一義厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告。

去る12月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について12月12日に委員会を開催し、議案4件につき審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案4件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第138号「西予市授産施設条例を廃止する条例制定について」では、三瓶授産場が利用者の減少、施設の老朽化等により廃止することに伴い、当該施設の設置条例を廃止するとの説明があり、それに対し、今現在施設利用者はおられないのか、おられた場合その方は廃止に同意されているのかとの質疑があり、現在6名の方が利用されているが今後のことも含めて説明済みであるとの答弁があり、さらに今後のことの具体的な内容はとの質疑に、授産施設としての看板はおろすが何らかの形で手袋加工事業は継続したいと考えており、現在の6名の利用者のうち希望者には手袋加工業務を継続してもらいたいとの答弁があり、今後6名以外の参加は可能かとの質疑に対し、希望があればそのようにできたらと考えている、また施設閉鎖後西予市とのかわりとはどの質

疑に、議決後慎重に検討したいとの答弁がありました。

議案第139号「西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」では、センターの居住事業部門の第1階層の月額利用料を0円から3,000円に改正するとの説明があり、一番高い区分で利用料は幾らか、また改正後の収入見込みはどうかとの質疑があり、10段階の設定があり一番高い階層では月額3万円、収入見込みは現在8名の入居者が0円の階層であるため、改正後3,000円掛ける8名掛ける12カ月になるとの答弁がありました。さらに、月額3,000円の根拠と対象者8名の方の了承は得られているのかとの質疑には、県内の他市町を参考に設定し、対象者には事前に承諾を得ており、改正後再度説明を行うとの答弁がありました。

議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」における環境衛生課所管分では、明浜町俵津地区において国道改良工事により取り壊されていた公衆トイレの建設について説明があり、地域からの要望等もあると思うが今後の公衆トイレの設置の予定はないかとの質疑に、新規の公衆トイレ設置については地域の利用者の状況や地形などを総合的に判断し、個々のケースで対応したいとの答弁があり、公衆トイレがない地域については今後検討していただきたいとの要望があった。また、今回再築するトイレは障がい者、高齢者に配慮したトイレとなっているのかとの質疑に対して、西予市が進めるユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化に取り組み、車椅子の方や高齢者に優しい多目的トイレを設置することで床面積も従来のトイレより若干広げているとの答弁がありました。さらに、トイレの管理はどうするのかとの質疑に、従来のトイレも清掃等を地域で行ってもらっており、再築後も引き続き地域に行ってもらおうと考えているとの答弁でした。

福祉課所管分では、子育て応援券について市内で使用できる店舗はどの質疑があり、今後子育て用品を取り扱っている店舗等に協力を要請するとの答弁があり、防犯対策整備事業については、今後福祉施設で設置の予定はあるのかとの質疑に対し、今回は公立保育所、希望のあった民間保育所、児童館、学童保育施設での取り組みを予定し

ているとの答弁がありました。

さらに、認定こども園について、今回認定された市内の認定こども園はどちらか、今後市内で認定されそうなところはあるのかとの質疑があり、今回認定されたのは宇和町にあるコナント・インターナショナルプリスクールである、今後については運営主体の判断での認定申請とはなるが、平成30年度から西予総合福祉会で予定されている以外は聞いていないとの答弁がありました。

また、今までの保育所と幼稚園という形と認定こども園について今後の市の方向性はどうかとの質疑に、担当としては、保育所のみで幼稚園のない地域、明浜、城川地区については、認定こども園へ移行したいと考えているとの答弁がありました。三瓶地区の方向性についても質疑があり、三瓶地区は幼稚園、保育所ともにあり、保護者が選択できるいい環境にあると認識しているとの答弁がありました。明浜地区の保育所についても、現在の2園体制について今後の市の考え方について質疑があり、明浜地区に関しては地理的な問題もあり、当面は2園体制を維持する考えであるとの答弁でした。

さらに、以前は幼稚園と保育所の保育料の差がかなりあったが、今後の方向性と現状の保育料の額について質疑があり、現在私立幼稚園の保育料はそれぞれ独自で設定されている、今後新制度移行後は保育所のように所得に応じて幾つかの階層に分かれることになる、保育料については私立幼稚園は月額2万円前後と聞いている、保育所は公立、民間とも同様に所得に応じて7階層に分かれておりさらになだらかに移行するよう細分化している、最も高い額は月額5万1,200円であるとの答弁がありました。

長寿介護課所管分では、西予総合福祉会が地域密着型特別養護老人ホームの整備事業者となった経緯と選定委員会の委員はどのような人なのかとの質疑に対して、10月3日に募集要項を公示し、事業者の公募について西予市ホームページに掲載、11月1日の事業者説明会には複数の事業者が出席したが、11月21日の受け付け終了時点で応募は西予総合福祉会のみであった、12月7日に選定委員会を開催、なお選定委員会の委員は各関係機関の代表者、市外の有識者など9名だが、氏名などは非公開である、選定基準は17項目あり、書類審査とヒアリングをもとに各委員が

評価、採点し、その平均点を算出し、所定の基準を超えたため指定候補事業者として西予総合福祉会が選定されたとの答弁がありました。

介護ロボットについて、今回導入するのは9月補正予算のロボットと同じものか、また今回追加されて予算化されたが、その後の国の方向性はどうかと質疑があり、今回導入を予定しているのは離床キャッチセンサー内蔵ベッドであり、前回とは別のロボットである、また県において今回のような国の動向を事前に把握することは難しいとの答弁がありました。前回導入したロボットの効果について質疑があったが、まだ施設に届いておらず今後導入効果についてはしっかり確認していくとの答弁に対して、いつ導入されるのか、また今回の分の導入時期について質疑があり、メーカーからの納品時期は未定だが、なるべく早く導入し、効果を検証するよう指導するとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年12月19日、厚生常任委員会委員長森川一義。

**○議長** 次に、産業建設常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

小野正昭君。

**○小野正昭産業建設常任委員長** 去る12月7日の本会議において議長より当委員会に付託をされました議案21件及び陳情4件につき、12月9日及び12日の2日間にわたり審査を行いました。

審査した議案、議案第142号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」、議案第143号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」、議案第144号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第145号「西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について」、議案第146号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」、議案第147号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」、議案第148号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」、議案第149号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」、議案第150号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」、議案第151号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」、議案第152号「西予市溪

筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」、議案第153号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」、議案第154号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」、議案第155号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」、議案第156号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第157号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第158号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」、議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」、議案第162号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上についてはお手元に配付のとおり原案可決決定をいたしました。

次に、陳情第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書」、陳情第3号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出についての陳情」、陳情第4号「森林整備の推進を求める意見書（案）の提出についての陳情」、以上についてはお手元に配付のとおり採択と決しました。

陳情第5号「タイベック資材助成に対する陳情書」、以上につきましてはお手元に配付のとおり趣旨採択と決しました。

採択、趣旨採択の理由。

陳情第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書」については、6月末に発生した土砂崩れを受け、トンネル整備を求める地元の方々の強い思いが記されております。

当委員会で審査したところ、本陳情については明浜地区住民の実情に配慮する一方、国道378号線の改良事業については同路線が三瓶町から明浜町にかけての唯一の生活、経済路線であることに鑑み、既に要望をされている他の改良要請場所との優先度なども勘案しつつ、期成同盟会を通じて国、県に要請を行うべきとの意見が大勢を占めました。

その結果、今後要望活動に取り組む方向性を示

した附帯決議案を提案し、これを可決決定した上で本案について採択することと決しました。

附帯決議文は以下のとおりであります。

西予市明浜町宮野浦岩井地区における国道378号線において本年6月28日に発生した土砂崩れは、付近住民の生活に大きな影響を及ぼした。本陳情においては、岩井・田之浜間未改良区のトンネル整備について早期整備を求める切実な思いが込められている。西予市議会では、本陳情の採択に当たり以下に記した実情を踏まえつつ今後の取り組みを行うべきであると考え。

一つ、西予市議会では、これまで行政と連携しつつ国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会を通じて国、県に対しいろいろな未改良区域における改良を要請してきた。地道な要望活動を続けた結果、近年では明浜地区においては俵津バイパス整備が行われるなど一定の成果が得られている。

本件に関しては、同様の陳情書が行政に対しても提出されている。これを受けて、行政サイドでも陳情書を添えた要望書を取りまとめ、国道378号線を管理している愛媛県南予地方局西予土木事務所長に対して地域住民の声を届けているところである。

西予市議会としては、本陳情書を受け、明浜地区住民の実情に配慮する一方、国道378号線の改良工事については、三瓶から明浜町にまたがる路線でもあることから、既に要望されている他の改良要請場所との優先度も勘案しつつ、期成同盟会を通じて、国、県に対して要望活動を行うこととしたい。

以上の内容を産業建設常任委員会の附帯決議とするとともに、産業建設常任委員会審査報告において報告するものである。

陳情第3号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出についての陳情」については、今後も酪農経営を安定させるとともに、国内生乳生産の確保及び牛乳、乳製品を安定供給していくためにも、指定生乳生産者団体制度の維持は不可欠との結論に達したことから、採択と決しました。

陳情第4号「森林整備の推進を求める意見書（案）の提出についての陳情」については、本陳情書にもあるように、我が西予市でも基幹産業である林業を守り立てていかねばならないとの結論

に達したことから、採択と決しました。

陳情第5号「タイベック資材助成に対する陳情書」については、高品質ミカンの生産により農業所得の向上と1次産業の振興を図りたい意向は大いに理解ができるものの、タイベックの導入については、現在認定農業者の支援制度を一部利用することが可能であります。また、明浜地域での取り組みとのバランスなどについても考慮すべきといった意見も出たことから、趣旨採択と決しました。

審査経過及び意見等。

今回、委員会に付託された議案21件のうち指定管理者の認定に係る議案が18件ございました。固定化する委託料や施設修繕費の増加など指定管理者制度のあり方、第三セクターの運営についてはさまざまな課題を抱えている状況であります。よりよい経営を行っていくためにも経営評価会議などで協議検討を鋭意行っていきたい旨、審査の序盤において説明がありました。こうした事情を踏まえ、当委員会では慎重に審査を行いました。その審査経過の概要を抜粋して、以下のとおり報告をいたします。

議案第142号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」は、総務省の公共施設オープンリノベーション推進事業の一環として行う事業における指定管理者の指定になります。また、指定期間は新規認定であるため平成29年度から平成31年度までの3年間であり、初年度に当たる平成29年度は指定管理委託料として1,160万円を上限として支出するとの説明がありました。委員からは、本事業における公募状況について質疑があり、応募者は2社であったとの答弁がありました。また、具体的にどのような事業を想定されているかとの質疑には、さまざまな商品開発を行ったり、カフェ、サテライトオフィスの運営やコワーキングなどについても実施していく予定であるとの答弁がありました。

議案第146号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」は、質疑を行う中で指定期間を3年間とした経緯について説明がありました。現在、どの温浴施設も経営環境が厳しく、市内温浴施設のあり方を総合的に精査、検討する必要があるためとの答弁でした。

議案第150号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」も、指定期間を3年とした

理由について質疑がありました。本施設については非常に厳しい経営状況にあることから、見直し、検討を図る意味で3年間の期間としたとの答弁がありました。また、市の出資を多分に受けていることとともにマスコミなども取り上げていることが多い施設であるため、今後は体験型イベントなどを充実させることで経営改善を図っていききたいとの答弁がありました。

議案第156号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」から議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」までの4議案は、株式会社城川ファクトリーが管理者になっており、事業の関連性もあることから一括議題として審議を行いました。4事業それぞれの事業内容について説明を受けましたが、93名もの雇用者を生み出しているほか、農産物の加工販売やレストランの運営を通じ年間売上額は5億1,600万円程度になるとのことで、地域経済に大きく貢献している事業者であることが示されていました。また、施設の状態を把握すべく、12月12日において、当委員会は4施設の所管調査を行いました。

議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち経済振興課所管分では、みかめ海の駅施設管理運営事業260万9,000円について説明がありました。オープン当初から使用している販売管理システムであるPOSレジシステムが経年劣化により稼働しなくなり、業務に支障を来していることから、システム更新のため事業費を計上しているとのことでした。

農業水産課所管分では、農業用施設災害復旧費に関連して9月議会で所管調査を行った宇和町大江地区のフケ下池復旧工事の工期についての質疑がありました。来年早々に入札を行い、平成29年中に完成する予定との答弁でした。

林業課所管分では、間伐材出荷促進対策事業400万円について説明がありました。新規事業者が8月より本格稼働となり、平成28年度の出荷予定材積約5,000立米の増加が見込まれるため補助金を増額するものであるとのことでした。

関連質問として、当市における林業の今後の方向性について質疑がありました。国及び県の林業に対する補助率が増加する一方、事業者の新規参入に伴い素材生産量も年間約3万5,000立米

となるなど、林業を取り巻く環境に好転の兆しが見える部分はあるが、まずは林業の担い手をふやすことが重要であり、新規事業者参入への方向性を見きわめていきたいとの答弁がありました。

建設課所管分では、危険空き家除却事業800万円について、国の平成28年度第2次補正予算に関係し、補助率5分の4、限度額80万円として10軒分の除却費用を計上するものであるとの説明がありました。委員から事業の経過について質疑がありましたが、平成27年度の実績では既に5軒が除却されており、本年度の10軒分の除却費と合わせると2年間で合計15軒の除却を完了する見込みであるとの答弁でした。

議案第162号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、平成29年度の宇和地区7処理区の浄化センター設備維持管理業務における債務負担行為を設定するものであり、また議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についても、平成29年度の西予市浄化センター維持監理業務における債務負担行為を設定するものでありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成28年12月19日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長藤井朝廣君の報告を求めます。

藤井朝廣君。

○藤井朝廣西予市環境衛生施設建設特別委員長  
西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告書。

去る12月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について、同日委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち当委員会所管分については、全会一致で原案可決決定いたしました。

議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」では、平成29年

4月からの新たな汚泥再生処理センターの稼働に伴い既存の東部衛生センター及び西部衛生センターが平成28年度末をもって廃止となることから、西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、西予市衛生センター条例及び西予市職員の特殊勤務手当に関する条例内の名称等を西予市衛生センターへ変更するものであるとの説明を受けました。

議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち当委員会所管分では、当初から西予市衛生センターのバキュームカー進入路工事の中で防護柵等の設置を見込んでいたが、進入路工事に使用する土が流用土から購入土に変更になったこと、河川管理者である愛媛県との協議により擁壁及び水路工事の追加等や進入路の延長が必要となったこと、また近隣生活者の生活環境や浄化センターの維持管理等を考慮し、フェンス及び門扉を新たに設置するため、工事内容に変更が生じ、進入路工事内での対応が困難になったことから、新規工事として工事請負費を1,203万8,000円増額するものであるとの説明を受けました。

また、債務負担行為補正については、西予市衛生センターにおける火災、盗難等の被害の防止及び早期発見による被害の拡大防止が必要であり、供用開始となる平成29年4月からの夜間休日における施設機械等の警備業務が発生することになるが、警備にかかわる設備の設置期間が必要となることから、新たに債務負担行為を設定する、なお設置に要する費用は受注者負担となるが、単年度契約であると警備機器の設置に対する負担がふえるとともに委託料も高くなることが予想されることから、3カ年の複数年契約として締結したいとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年12月19日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長藤井朝廣君。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第135号及び議案第137号から議案第140号までの5件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第135号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第137号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第140号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」までの5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第135号及び議案第137号から議案第140号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第141号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第141号「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第142号から議案第159号までの18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第142号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」から議案第159号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」までの18件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第142号から議案第159号までの18件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第160号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第160号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第6号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第160号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第161号から議案第163号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第161号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第163号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第161号から議案第163号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第164号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第164号「財産の無償貸付について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第164号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第165号を採決いたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、宇都宮俊文君の退場を求めます。

お諮りいたします。

議案第165号「財産の無償貸付について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第165号は原案のとおり決定いたしました。

宇都宮俊文君の入場を許可いたします。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出についての陳情」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第4号「森林整備の推進を求める意見書（案）の提出についての陳情」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号「タイベック資材助成に対する陳情書」については委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第5号は趣旨採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時03分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時15分）

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議案第166号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第170号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」までの5件並びに意見書案第2号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書（案）の提出について」及び意見書案第3号「森林整備の推進を求める意見書（案）の提出について」並びに発議第5号「地方議会議員の厚生年金への加

入を求める意見書（案）の提出について」及び発議第6号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書（案）の提出について」並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、10件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 まず、追加日程第1、議案第166号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第168号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第166号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第167号「西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第168号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じてそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、まず人勤に伴うものでは、民間給与との格差を解消するため職員の月例給につきまして昨年度に引き続き若年層に重点を置いて引き上げを行うもので、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、平成28年4月1日にさかのぼって適用させるものであります。平均改定率は0.3%となっております。勤勉手当につきましては、年間0.1月分引き上げ、4.3月分としております。具体的には、平成28年度分の12月期支給割合を0.1月分引き上げ0.9月分とし、平成29年度においては6月期と12月期に振り分けそれぞれ0.85月分としております。扶養手当につきましては、手当てをめぐる状況の変化等を踏まえ、平成

29年度から配偶者への支給額を現行の1万3,000円から6,500円へ段階的に減額する一方、扶養する子供への支給分を段階的に加算し、現行の6,500円から1万円に引き上げるものであります。

また、市の特別職及び市議会議員の給与につきましても、国、県の給与改正に準じ、期末手当を年間で0.1月分の引き上げを行うものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第166号から議案第168号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第166号から議案第168号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第166号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第168号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第166号から議案第168号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議案第169号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

**○管家市長** 議案第169号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第7号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、先ほど条例改正でご説明いたしましたとおり、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて実施いたします職員給与の増額改定及び勤勉手当の支給割合の引き上げに伴う人件費にかかわる経費並びに特別職及び市議会議員の期末手当の改定に伴う経費を増額するものであります。

また、子育て支援にかかわる環境整備といたしまして、保育児童等を抱える保護者の皆様から要望の高かった病児・病後児保育施設並びに市民病院において育児中の看護師等が安心して働くことができる事業所保育施設の整備につきましては、施設用地や運営体制が課題となっておりますが、このたび実現できる見通しとなりました。関係されました皆様にはこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。両施設の建設につきましては、平成30年度の開設を目指し、今後具体的に取りかかりたいと考えておりますが、施設用地の確保を進めるため今回用地取得にかかわる経費を計上するものであります。

また、森林振興対策といたしまして、今議会におきましても補正予算を計上したところではございますが、森林蘇生緊急対策事業における路網整備事業に国からの追加補助を得ることができましたので、作業道4路線の開設事業にかかわる経費を計上いたしております。

財源につきましては、県支出金及び財政調整基金を繰り入れ、収支均等を図っております。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ7,681万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317億8,773万6,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長** 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第169号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第169号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長** ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第169号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

**○議長** 次に、追加日程第3、議案第170号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好公営企業部長。

**○三好公営企業部長** 議案第170号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして第2条の収益的支出に人件費90万円を増額し、総額を7億5,345万6,000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましても補正を行っております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第170号は、会議規則第37条第3項の

規定により委員会付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第170号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第170号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第4、意見書案第2号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書(案)の提出について」及び意見書案第3号「森林整備の推進を求める意見書(案)の提出について」の2件を一括議題といたします。

本案2件について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長小野正昭君。

○小野正昭産業建設常任委員長 意見書案第2号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書(案)の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

我が西予市では、野村町を中心に酪農が盛んに行われております。しかし、酪農を取り巻く環境は飼料価格の高騰や価格の低迷などにより非常に厳しい状況にあります。このような状況を受けて、政府は6月2日に規制改革実施計画を閣議決定し、現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的な改革に着手することになりました。

改革においては、指定生乳生産者団体制度の是非について検討するとともに、酪農業の生産基盤強化と所得の向上に取り組むことになっておりますが、指定生乳生産者団体制度は酪農経営への安定や国内生乳生産の確保及び牛乳、乳製品の安定供給を支えるものであります。現行の指定生乳生産者団体制度を廃止することは、本市などの中山間地域等の条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって生乳の輸送コストの増大や再生産のた

めの適正な取引価格の形成が困難になるなど大きな影響が危惧されることから、指定生乳生産者団体制度の維持を求めるとともに、生産基盤強化、所得向上の観点から改革を実施するよう意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するものであります。

続いて、意見書案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第3号「森林整備の推進を求める意見書(案)の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

日本の森林は国土の3分の2を占めておりますが、西予市においても例外ではなく、総面積5万1,479ヘクタールのうち約75%に当たる3万8,500ヘクタールは森林に覆われている状況にあります。森林は、国土の保全、水源の涵養、木材の生産等の公共的機能を発揮することによって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしておりますが、長期にわたる材価の低迷が林業所得の減少、森林保有者の経営意欲の低下を招き、森林資源が十分に利用されていない実態が発生しております。木材の生産機能はもとより、森林の持つ公益的機能を継続的に発揮させるためには、間伐や伐採後の再生林も必要となりますが、今後森林整備を推進するためにも、国の予算を十分かつ安定的に確保するよう意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するものであります。

以上、意見書第2号並びに意見書第3号はお手元に配付のとおりであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第2号「指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、意見書案第3号「森林整備の推進を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第5、発議第5号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長源正樹君。

○源正樹議会運営委員長 発議第5号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について」提案理由をご説明申し上げます。

地方創生は、我が国の将来にとって重要な政治課題です。その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、今後ますます重要となっており、このような状況の中、我々地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいます。平成27年統一地方選挙の結果を見ると、投票率の低下傾向とともに無投票が増加しており、住民の関心の低さや議員のなり手不足が深刻な課題となっています。国民の幅広い

層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。そのため、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、この意見書案については被用者年金制度加入推進会議の決定を受け、全国市議会議長会岡下勝彦会長より平成28年10月24日付で依頼があったことによる提案でございます。

意見書案についてはお手元に配付のとおりであります。慎重審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成28年12月19日、議会運営委員会委員長源正樹。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第5号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第6、発議第6号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

13番菊池純一君。

○13番菊池純一君 発議第6号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明をいたします。

平成26年5月の日朝合意により北朝鮮は拉致問題に誠実に取り組むべき立場にあるにもかかわらず、これを履行せず、一方的に拉致被害者の再調査の中止を表明したままであり、許しがたい不誠実な対応をとり続けています。このため、北朝鮮には今も拉致された多数の日本人が不法に抑留されたままとなっています。このことは重大な人権と主権の侵害であり、何十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は限界を超えていて、もう残された時間はわずかでございます。

このブルーリボンバッジ、この青色は日本と北朝鮮の間にある日本海とその上に広がる空の色であり、そこに大きな壁はあるものの、被害者とその親子、家族がしっかりとつながったきずなであり、我々も日本人の同胞として同じくつながっているというきずなのあかしであります。本日、この議場におられる皆さんと一緒に胸にこのブルーリボンバッジをつけております。同じ同胞の日本人としてのきずなのあかしである、そういう決意を持っておられると感じております。

核実験という暴挙が繰り返されている現状においても、全ての被害者の安全確保と早急な帰国は我が国の最優先課題であることに変わりなく、被害者を取り戻す努力を続け、あらゆる方策を講じて被害者全員の早急な帰国を実現させなければなりません。

よって、国においては北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながらあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組むよう強く要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

意見書案についてはお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

平成28年12月19日、西予市議会議員菊池純一。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第6号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

**○管家市長** 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月1日から19日間の会議で開催されました第4回定例会は、本日全ての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位には本議会並びに各常任委員会を通じまして慎重な審議を賜り、条例の一部改正、指定管理者の指定並びに補正予算など重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より深く御礼を申し上げます。

さて、ことしも残すところわずかとなりました。先般、日本漢字能力検定協会により2016年の世相をあらわすことしの漢字として金が選ばれました。リオオリンピックの日本人選手の金メダルラッシュ、また政治と金に揺れた1年の意味などが込められているとのことですが、特にオリンピックやパラリンピックにおける日本人選手の活躍や頑張りには、多くの勇気と感動を与えていただいたことを思い起こしているところであります。

一方、本市においてもことしは多くの市民の皆さんが全国レベルでご活躍された年でありました。あしたは、そうしたまちづくりや人づくりに尽力され、市民に夢と希望を与えるなど豊かな西予市をつくっていくことに大きく貢献された8組の団体、個人にキラリ西予大賞を授与させていただくこととしております。幅広い分野でご活躍いただいた皆さんには、西予市の名を全国に広めていただきましたことに深く感謝と敬意をあらわしますとともに、今後一層のご活躍を願うものであります。

さて、2017愛顔をつなぐえひめ国体西予大会開催まで残すところ285日となりました。今年は、会場となる宇和球場や運動公園等の施設整備とともに成年女子ソフトボールや相撲のリハーサル大会を開催するなど来年に向けての準備を加速してまいりました。

また、国体の成功は民泊からを合い言葉に野村地域を中心に相撲競技における民泊受け入れを鋭意お願いしておりましたが、このたび会場となります乙亥会館に隣接する城川町の田穂地区及び魚成地区並びに宇和町の明間地区及び下宇和地区の

皆様方にご協力をお願いしたところ、ご快諾をいただき、47都道府県、約650人の選手団全てを44の組織で受け入れることが決定いたしました。民泊の受け入れにつきましてはご理解、ご協力をいただきました地域の皆様に深く感謝を申し上げます次第であります。来年の2月には、民泊協力隊の委嘱式とあわせて、平成20年おおい国体の民泊協力隊代表者をお迎えし記念講演会を計画しておりますので、全国からお越しいただく多くの皆様をおもてなしの心でお迎えできるよう、市民の皆様とともにチーム西予としての機運醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。議員を初め市民の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、これからの季節、朝晩の冷え込みが一層厳しく増してまいりますが、議員各位におかれましてはどうかご自愛をいただきまして、来る平成29年が希望に満ちあふれる幸せ大きい年になりますようご祈念申し上げまして閉会のご挨拶といたします。

**○議長** これをもって平成28年第4回西予市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成28年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 1号 (継続審査分)	平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 2号 (継続審査分)	平成27年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 3号 (継続審査分)	平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 4号 (継続審査分)	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 5号 (継続審査分)	平成27年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 6号 (継続審査分)	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 7号 (継続審査分)	平成27年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 8号 (継続審査分)	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 9号 (継続審査分)	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 10号 (継続審査分)	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 11号 (継続審査分)	平成27年度西予市水道事業会計決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 12号 (継続審査分)	平成27年度西予市病院事業会計決算の認定について	28.12.1	認 定
認定第 13号 (継続審査分)	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	28.12.1	認 定
議案第135号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第136号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	28.12.1	原案可決
議案第137号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第138号	西予市授産施設条例を廃止する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第139号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第140号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第141号	八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について	28.12.19	原案可決
議案第142号	宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第143号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第144号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第145号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第146号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第147号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第148号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第149号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第150号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第151号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第152号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第153号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第154号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第155号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第156号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第157号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第158号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第159号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	28.12.19	原案可決
議案第160号	平成28年度西予市一般会計補正予算(第6号)	28.12.19	原案可決
議案第161号	平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	28.12.19	原案可決
議案第162号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	28.12.19	原案可決
議案第163号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	28.12.19	原案可決
議案第164号	財産の無償貸付について	28.12.19	原案可決
議案第165号	財産の無償貸付について	28.12.19	原案可決
議案第166号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第167号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第168号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28.12.19	原案可決
議案第169号	平成28年度西予市一般会計補正予算(第7号)	28.12.19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第170号	平成28年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	28.12.19	原案可決
報告第20号	専決処分事項の報告について	28.12.1	報告
陳情第2号	国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良に関する陳情書	28.12.19	採択
陳情第3号	指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書(案)の提出についての陳情	28.12.19	採択
陳情第4号	森林整備の推進を求める意見書(案)の提出についての陳情	28.12.19	採択
陳情第5号	タイベック資材助成に対する陳情書	28.12.19	趣旨採択
意見書案第2号	指定生乳生産者団体制度の維持と機能強化を求める意見書(案)の提出について	28.12.19	原案可決
意見書案第3号	森林整備の推進を求める意見書(案)の提出について	28.12.19	原案可決
発議第5号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について	28.12.19	原案可決
発議第6号	北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書(案)の提出について	28.12.19	原案可決
	議員派遣の件について	28.12.19	承認